令和3事業年度業務実績報告書

令和4年6月



目 次

Ι		国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
		I 一 1 大学等の評価 (1)大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 (2)国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価		2
		I - 2 国立大学法人等の施設整備支援 (1)施設費貸付事業 (2)施設費交付事業 (3)国から承継した財産等の処理		19
		I - 3 学位授与 (1)単位積み上げ型による学士の学位授与 (2)省庁大学校修了者に対する学位授与 (3)学位授与事業の普及啓発		34
		I 一 4 質保証連携 (1) 大学等連携・活動支援 (2) 国際連携・活動支援		53
		I — 5 調査研究 (1)大学等の改革の支援に関する調査研究 (2)学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究		77
Π		業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		96
ш~	- VI	財務内容の改善に関する事項(中期目標V)		101
	Ш	予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画		
	IV	短期借入金の限度額		
	V	重要な財産の処分等に関する計画		
	VI	剰余金の使途		
VII		その他主務省令で定める業務運営に関する事項	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	107

<参考>

- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期目標
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期計画
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の年度計画(令和3年度)

I 国民に対して提供するサービスその 他の業務の質の向上に関する目標を達 成するためとるべき措置

Ⅰ-1 大学等の評価

く年度計画>

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

(認証評価)

① 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

- ア 機構が定める評価基準に従って、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等 に通知するとともに公表する。
- イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。その検証内容や認証評 価機関として行う自己点検・評価の結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。
- エ 選択評価の実施、調査研究、国内外の質保証機関との連携等の取組により得られた成果等を活用して先進的な評価手法を開発する。説明会や研修等を通じ評価機関や大学等に積極的に提供すること等によって、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。
- オ 法科大学院に係る認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、運営費交付金の具体 的な削減目標の設定や、負担割合の段階的な削減について検討する。

(選択評価)

② 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価

- ア 研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況について、それぞれ機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。
- イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を 踏まえ評価システムの改善につなげる。

(国立大学法人評価)

(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価

- ア 国立大学法人及び大学共同利用機関法人90法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、評価結果を確定し、文部科学省国立大学法人評価委員会に提出する。評価結果については、各法人に通知するとともに、社会に公表する。
- イ 4年目終了時評価の検証を行うとともに、第3期中期目標期間終了時評価に向けて、評価方法を確定し、評価 実施体制やシステム関連等の整備を行う。また、法人及び評価者に対して説明会等を実施する。

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

(認証評価)

① 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

- ア 機構が定める評価基準に従って、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。
- イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。その検証内容や認証評価機関として行う自己点検・評価の結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。
- エ 選択評価の実施、調査研究、国内外の質保証機関との連携等の取組により得られた成果等を活用して先進的な評価手法を開発する。説明会や研修等を通じ評価機関や大学等に積極的に提供すること等によって、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。
- オ 法科大学院に係る認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、運営費交付金の具体的な削減目標の設定や、負担割合の段階的な削減について検討する。

自己評価 B

年度当初に予定したすべての評価対象校について、所定の評価方法により認証評価を実施し、評価結果を評価対象校に通知するとともに公表した。加えて、法科大学院については予定した年次報告書等の調査を実施した。また、令和4年度に予定するすべての評価対象校について、音声解説付スライド配布や資料掲載等による説明会を実施し、申請を受け付けた。

大学、高等専門学校それぞれの申請状況に応じた適切な評価体制を整備し、評価担当者向けの研修を資料配布及びウェブ会議等で実施した。また、法科大学院については、年次報告書等の調査を行うための体制を整備した。

認証評価の検証について、評価対象校及び評価担当者から寄せられた意見に基づいて、評価説明会における説明内容を工夫し理解向上を図るなど、評価システムの改善につなげた。また、3巡目(平成28年度~令和2年度)の法科大学院認証評価の検証について、「評価に関する検証ワーキンググループ」において報告書をとりまとめ、令和4年3月に公表した。

中央教育審議会における認証評価制度の改善に向けた議論の状況を踏まえ、認証評価制度全体の質の保証・向上を担う先導的な役割を果たすべく、認証評価機関連絡協議会の事務局を担い議論を主導するとともに、機関別認証評価制度に関する連絡会では機構の専門的知見の提供を行った。また、大学等の教育の実践とその質保証に関わる業務に携わっている教職員を対象とした「大学等の質保証人材育成セミナー」を開催し、セミナー後のアンケートからはおおむね肯定的な回答が得られた。大学質保証ポータルの掲載内容の充実を図り、大学等における教育研究の質保証に関する情報を広く提供した。さらに、日中韓質保証機関連携については、文部科学省の補助事業に選定され、国際質保証制度設計業務を着実に進めた。

政府における法科大学院制度の動向の把握に努めるとともに、令和4年度から実施する 4巡目の法科大学院認証評価において、評価基準、評価方法及び評価実施体制について大 幅に見直すこととしたことを踏まえ、運営費交付金の負担割合を削減するべく、評価の実 施について具体的な検討を進め、実施方法の効率化、実施体制のスリム化を行った。

Ⅰ-1 大学等の評価

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

アー1 認証評価の実績

国・公・私立大学及び高等専門学校は、大学等の教育研究水準の向上に資するため学校 教育法により教育研究、組織運営、施設整備の総合的な状況に関し7年以内ごとに文部科 学大臣が認証する評価機関の実施する評価を受けることが義務付けられている。

また、法科大学院等の専門職大学院を置く大学は、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況に関し、5年以内ごとに認証評価機関の実施する評価を受けることが義務付けられている。

令和3年度は、認証評価委員会、評価部会、専門部会等の評価の実施体制を整備し以下のとおり大学等からの求めに応じ評価を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、すべての会議をウェブ会議又は書面審議で行った。法科大学院については、認証評価の申請がなく、年次報告書等の調査のみ行った。

評価結果は大学等へ通知するとともにウェブサイトに掲載した。

< 令和3年度の認証評価の実績 >

	件 数	評価結果
大学	43大学	全ての大学が評価基準に適合していた。
高等専門学校	16校	全ての高等専門学校が評価基準に適合していた。

< 令和3年度に評価した大学等一覧 >

【大学】43大学

(国立43大学) 北海道大学、小樽商科大学、旭川医科大学、東北大学、福島大学、茨城大学、千葉大学、東京医科歯科大学、東京工業大学、東京海洋大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、上越教育大学、山梨大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、三重大学、滋賀大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、鳥取大学、岡山大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、奈良先端科学技術大学院大学

【高等専門学校】16校

(国立14校) 函館工業高等専門学校、苫小牧工業高等専門学校、 秋田工業高等専門学校、福島工業高等専門学校、 小山工業高等専門学校、群馬工業高等専門学校、 長岡工業高等専門学校、石川工業高等専門学校、 豊田工業高等専門学校、米子工業高等専門学校、 津山工業高等専門学校、大島商船高等専門学校、 新居浜工業高等専門学校、大分工業高等専門学校

(公立1校) 神戸市立工業高等専門学校 (私立1校) 近畿大学工業高等専門学校

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	国立	7大学	1大学	16大学	5大学	43大学
大学	公立	5大学	4大学	0大学	1大学	0大学
	私立	2大学	0大学	0大学	0大学	0大学
	合計	14大学	5 大学	16大学	6 大学	43大学
	国立	3校	6 校	11校	13校	14校
 高等専門学校	公立	1校	0校	1校	0校	1校
	私立	0校	0校	1校	0校	1校
	合計	4 校	6校	13校	13校	16校
	国立	4 大学院	9 大学院	1 大学院	1 大学院	0 大学院
 法科大学院	公立	0 大学院	2大学院	0 大学院	0 大学院	0 大学院
	私立	2大学院	2大学院	0 大学院	0 大学院	0 大学院
	合計	6 大学院	13大学院	1 大学院	1 大学院	0 大学院

【認証評価結果の公表ウェブサイト(令和3年度分)】

- ・令和3年度 大学機関別認証評価の評価結果(43大学分)
 - https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/ce_university/daigak_u hyoukakekka/r 3.html
- 令和 3 年度 高等専門学校機関別認証評価実施結果報告(16高等専門学校分)

https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/specialized_specialty/koutou_hyoukakekka/r 3.html

アー2 認証評価手順等

大学等職員への説明会の実施

大学機関別認証評価及び大学機関別選択評価、並びに高等専門学校機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価に関する説明会を、大学は6月から7月にかけて、高等専門学校は9月に実施し、機構の行う認証評価等について周知に努めた。また、法科大学院認証評価に関する説明会については、6月から7月にかけて実施し、機構の行う認証評価等について周知に努めた。なお、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、大学及び法科大学院については、クラウド上での音声解説付スライド配布及びウェブサイトへの資料掲載の形で実施し、高等専門学校については、ウェブサイトへの資料掲載の形で実施した。

令和3年度の評価については、以下の手順で行った。令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、すべての会議をウェブ会議又は書面審議で実施し、訪問調査についても、現地には赴かず、ウェブ会議や対象校の撮影した動画の確認等により実施した。

① 書面調査(令和3年9月まで)

対象大学及び高等専門学校から6月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料・ データ等について、機構の定める評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分

I-1 大学等の評価

析を行い、分析結果の整理及び訪問調査における調査内容の検討を行った。

② 訪問調査(令和3年10月から12月まで)

書面調査の結果を踏まえ、評価部会に所属する委員及び専門委員が、書面調査で確認できなかった事項を中心として、各対象大学及び高等専門学校関係者等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等を実施した。

③ 評価結果の審議等(令和4年3月まで)

書面調査及び訪問調査の結果を基に、評価部会、内部質保証専門部会、財務専門部会、 運営小委員会及び大学機関別認証評価委員会・高等専門学校機関別認証評価委員会におい て審議を行い、評価結果(案)をとりまとめ、当該大学及び高等専門学校に通知し、すべ ての対象大学及び高等専門学校からの意見の申立ての有無に係る回答を受け、評価結果を 確定した。

④ 評価結果の通知・公表(令和4年3月)

対象大学、高等専門学校及びその設置者に対して、対象大学及び高等専門学校が機構の 定める評価基準に適合しているか否かを評価結果として通知するとともに、評価結果を評 価実施結果報告としてとりまとめ、ウェブサイトに掲載した。

法科大学院については、以下のとおり、年次報告書等の分析・調査を実施した。

① 書面調査(令和3年9月まで)

機構の評価を受けた法科大学院を置く大学から、次の評価を受けるまでの間に提出される法科大学院年次報告書及び対応状況報告書について、年次報告書等専門部会において評価結果に対し教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般に係る重要な変更又は状況の変化があるかどうかの判断を中心とした分析を行った。

② 評価結果への付記事項の審議等(令和4年3月まで)

年次報告書等専門部会の調査結果を基に、運営連絡会議及び法科大学院認証評価委員会において審議を行い、評価結果への付記事項(案)等をとりまとめ、当該法科大学院を置く大学の意見を聞いた上で、評価結果への付記事項等を確定した。

③ 評価結果への付記事項等の通知・公表(令和4年3月)

当該法科大学院を置く大学に対して、評価結果への付記事項等を通知し、付記事項を社会に公表した。

また、令和4年度における大学、高等専門学校及び法科大学院の評価申請の受付については、次年度に機構で実施する評価を受審可能な条件を満たしている大学及び高等専門学校に対して、申請を受け付けるため、「令和4年度に実施する大学機関別認証評価及び大学機関別選択評価の申請手続について」及び「令和4年度に実施する高等専門学校機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続について」を送付した。

法科大学院については、令和4年度に実施する評価の申請を受け付けるため、「令和4年度に実施する法科大学院認証評価(本評価)の申請手続について」を法科大学院を置く 大学に送付した。

その結果、9月末までに大学(16校)及び高等専門学校(2校)並びに法科大学院(5校)から申請を受け付けた。

イー1 評価体制の整備

大学及び高等専門学校からの求めに応じて機構が行う、教育研究等の総合的な状況等についての評価(機関別認証評価、機関別選択評価及び選択的評価事項に係る評価)を実施するため、大学機関別認証評価委員会(委員21人)及び高等専門学校機関別認証評価委員会(委員19人)を設置し、その下に以下のとおり評価部会、専門部会等を設置した。

また、法科大学院の認証評価については、法科大学院認証評価委員会(委員24人)を設置し、その下に以下のとおり専門部会等を設置した。

【大学】

大学の評価体制については、43校からの申請に応じた評価を実施するため、大学機関別認証評価委員会の下に設置される評価部会を5部会とし、さらに内部質保証専門部会を設置した(委員23人、専門委員104人)。このほか、運営小委員会(委員7人、専門委員1人)、評価基準を満たしていないとの評価結果(案)の判断に対する意見申立てについて審議を行う意見申立審査会(専門委員5人)をそれぞれ設置した(6月設置)。

【高等専門学校】

高等専門学校の評価体制については、16校からの申請に応じた評価を実施するため、高等専門学校機関別認証評価委員会の下に設置される評価部会を2部会とした(委員5人、専門委員16人)。

このほか、財務専門部会(委員2人、専門委員2人)、運営小委員会(委員5人)、評価基準を満たしていないとの評価結果(案)の判断に対する意見申立てについて審議を行う意見申立審査会(専門委員5人)をそれぞれ設置した(5月設置)。

【法科大学院】

法科大学院の評価体制については、機構の評価において適格認定を受けた法科大学院を置く大学から次の評価を受けるまでの間に提出される法科大学院年次報告書等の調査を行う年次報告書等専門部会(委員1人、専門委員6人)を設置した(6月設置)。

令和4年度に実施する評価に必要な評価担当者を次のとおり確保した。

【大学・高等専門学校】

令和4年度評価の実施に必要な評価担当者を確保するため、大学機関別認証評価委員会及び高等専門学校機関別認証評価委員会の中に専門委員選考委員会をそれぞれ設置し、大学及び高等専門学校関係団体、学協会及び経済団体等から推薦される候補者の中から、対象大学及び高等専門学校の学部及び学科等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を専門委員として選考した。

【法科大学院】

令和4年度評価の実施に必要な評価担当者を確保するため、法科大学院認証評価委員会の中に専門委員選考委員会を設置し、対象法科大学院の状況に応じた大学関係者及び法曹 関係者を専門委員として選考した。

Ⅰ-1 大学等の評価

< 各委員会等開催状況 >

〔大学〕

- 大学機関別認証評価委員会
 - 第1回 令和3年6月7日(ウェブ会議)
 - ・評価部会等の編成、選択評価検討ワーキンググループにおける検討状況、自己評価 実施要項等の改定について審議
 - 第2回 令和3年9月(書面審議)
 - ・自己評価実施要項等の改定について審議
 - 第3回 令和4年1月26日 (ウェブ会議)
 - ・評価結果(案)、改善状況の継続的確認、令和4年度評価部会及び専門部会の編成 について審議
 - 第4回 令和4年3月(書面審議)
 - ・意見申立て及びその対応、評価結果、「大学機関別認証評価における第三者による 評価結果の活用に関する要領」に基づく評価結果の活用について審議
- 大学機関別認証評価委員会評価部会及び内部質保証専門部会
 - 第1回 令和3年6月(評価部会、内部質保証専門部会) (書面審議)
 - ・役割分担(担当対象大学)、令和3年度スケジュールについて審議
 - 第2回 令和3年8月 (評価部会、内部質保証専門部会) (ウェブ会議)
 - ・書面調査の分析状況及び確認事項、訪問調査の実施方法等について審議
 - 第3回 令和3年12月~令和4年1月(評価部会、内部質保証専門部会) (ウェブ会議) (評価部会)
 - ・評価結果(原案)について審議 (内部質保証専門部会)
 - ・基準の判断及びその根拠理由、より望ましい取組等について、領域2に係る優れた成果が確認できる取組の候補について審議

[高等専門学校]

- 高等専門学校機関別認証評価委員会
 - 第1回 令和3年5月(書面審議)
 - ・評価部会の編成等、令和3年度の訪問調査等の実施方法等について審議
 - 第2回 令和3年10月(書面審議)
 - ・改善状況の報告、運営内規の改正、自己評価実施要項の改訂、令和4年度評価部会 及び専門部会の体制等について審議
 - 第3回 令和4年1月21日(ウェブ会議)
 - ・評価結果(案)、専門委員の選考、4巡目の評価基準の改定について審議
 - 第4回 令和4年3月(書面審議)
 - ・評価結果、指定改善事項に係る追記事項について審議
- 高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会及び財務専門部会
 - 第1回 令和3年6月 評価部会、財務専門部会(書面審議)
 - ・部会長等の選出、役割分担(担当高等専門学校)の決定、令和3年度の訪問調査等の実施方法、成績評価資料等確認の役割分担等について審議
 - 第2回 令和3年8月 評価部会、財務専門部会(書面審議)
 - ・書面調査による分析状況及び訪問調査時の確認事項、卒業(修了)生、

- 一般教職員、現役学生の意見聴取等について審議
- 第3回 令和4年2月 評価部会(書面審議)
 - ・評価結果(原案)について審議

[法科大学院]

- 法科大学院認証評価委員会
 - 第1回 令和3年5月~6月(書面審議)
 - ・評価部会等の編成、令和3年度評価スケジュールについて審議
 - 第2回 令和3年10月(書面審議)
 - ・重要事項変更届・対応状況報告書作成要領の策定、自己評価実施要項等の改定、令和4年度評価部会等の編成について審議
 - 第3回 令和4年2月8日(ウェブ会議)
 - ・「教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般に係る重要な変更又は状況の変化」に対する評価結果への付記事項等、法科大学院認証評価に関するQ&A(4巡目実施分)について審議
 - 第4回 令和4年3月(書面審議)
 - ・「教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般に係る重要な変更又は状況 の変化」に対する評価結果への付記事項等、委員会決定の一部廃止、専門委員の選 考について審議
- 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議
 - 第1回 令和3年5月~6月(書面審議)
 - ・評価部会等の編成、令和3年度評価スケジュールについて審議
 - 第2回 令和3年9月30日(ウェブ会議)
 - ・年次報告書及び対応状況報告書の書面調査に係る検討事項、重要事項変更届・対応 状況報告書作成要領の策定、自己評価実施要項等の改定、4巡目評価部会編成等に ついて審議
 - 第3回 令和4年1月(書面審議)
 - ・「教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般に係る重要な変更又は状況の変化」に対する評価結果への付記事項等、法科大学院認証評価に関するQ&A(4 巡目実施分)について審議
 - 第4回 令和4年3月(書面審議)
 - ・「教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般に係る重要な変更又は状況 の変化」に対する評価結果への付記事項等、委員会決定の一部廃止、専門委員の選 考について審議
- 法科大学院認証評価委員会年次報告書等専門部会
 - 第1回 令和3年8月31日(ウェブ会議)
 - ・部会長・副部会長の選任、「年次報告書」及び「対応状況報告書」の調査結果について審議

イー2 認証評価委員等に対する研修

評価担当者に対する研修については、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を図りつつ、認証評価等の目的、内容及び方法等に関する研修を実施し、質疑応答や意見交換等によ

Ⅰ-1 大学等の評価

り、評価担当者の共通認識を深めた。なお、令和3年度においては新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、資料配布及びウェブ会議の形式で実施した(6月実施)。

【研修の実績】

	大 学	高等専門学校
参加人数	104人	22人

ウ 認証評価 検証と改善

機構が行った評価の有効性・適切性について検証するため、評価事業部と研究開発部による「評価に関する検証ワーキンググループ」において、令和2年度実施の認証評価の対象校及び評価担当者に対して行ったアンケートの検証結果について報告した。アンケート調査の結果は、検証に先立って機構内の評価実施担当者にフィードバックし、寄せられた意見に基づいて評価説明会における説明内容を工夫し理解向上を図るなど、評価システムの改善に努めた。

また、3巡目(平成28年度~令和2年度)に実施した法科大学院認証評価に関する検証報告書について、令和2年度に作成した中間検証報告書を基に「評価に関する検証ワーキンググループ」において検討を行い、令和4年3月にウェブサイトを通じて公表した。

○ 評価に関する検証ワーキンググループ開催日程:

第1回:令和3年6月17日、第2回:令和3年10月4日、第3回:令和4年1月31日

「法科大学院認証評価結果に関する3巡目の検証結果報告書」(令和4年3月) https://www.niad.ac.jp/media/006/202203/3zyunmehoukoku.pdf

工 認証評価 先導的役割

認証評価事業の今後の在り方を検討する「認証評価事業の将来検討タスクフォース」(平成27年9月設置)においてとりまとめた中間報告に基づき、機構は、民間の認証評価機関における評価の実施体制の整備状況や評価を受ける教育機関への影響、中央教育審議会における認証評価制度の改善に向けた議論の状況を踏まえつつ、認証評価制度全体の質の保証・向上を担う先導的な機能をより重視し、我が国の認証評価を発展させていくべきと考えており、令和3年度においては、以下の取組などにより認証評価制度全体の先導的な役割を果たした。

- ・ 認証評価機関14機関で構成する認証評価機関連絡協議会の事務局として、協議会 2 回 (令和 3 年 9 月 2 日、令和 4 年 3 月 14日)、その下に設置しているワーキンググループ1回(令和 4 年 2 月 2 日)を開催し、協議会の議論を主導した。
- ・ 機関別認証評価機関5機関が参画する機関別認証評価制度に関する連絡会(令和3年6月11日、9月22日、令和4年1月18日にすべてウェブ会議として開催)を通じ、 他機関に対して機構の専門的知見の提供を行った。
- ・ 大学等の教育の実践とその質保証に関わる業務に携わっている教職員を対象として、大学等の質保証人材育成セミナー「学習成果の公正な測定:その現状とポストコロナにおける課題」を令和4年2月7日及び14日の2日間に分けてオンラインで開催

した。

- ・ 大学等における教育研究の質保証に関する情報を広く提供することを目的とした大 学質保証ポータルについて、大学等の教職員が質保証や評価事業等の基礎を体系的に 学習できるよう収録した教材「機構の大学評価早わかり」の更新を行うとともに「高 等教育に関する質保証関係用語集」の用語検索ページを作成し、令和4年3月に公開 した。
- ・ 日中韓質保証機関連携においては、日中韓3カ国の政府による質の保証を伴った大学間交流の枠組みである「キャンパス・アジア」において、中国・韓国の質保証機関と連携して質保証に関する取組を進めている。また、日中韓の大学による共同教育プログラムの優良事例を抽出する「モニタリング」活動の成果発信の一環として、ダブル・ディグリーに関する知見をまとめた冊子『「キャンパス・アジア」モニタリングでみるダブル・ディグリー』を令和3年8月に日本語・英語で刊行した。さらに、「キャンパス・アジア」の新たなモード(第3モード)において質保証活動に取り組む文部科学省の補助事業「大学の世界展開力強化事業(国際質保証制度設計業務)」に令和3年5月に採択された。

才 法科大学院認証評価

中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会における議論など、政府における法曹養成制度の動向把握に努めた。

会議についてはウェブ会議や書面審議で実施し、会議等の資料についてはオンラインストレージを利用して電子媒体で委員に送付するなどの取組を通じて、業務の効率化と経費の削減を図った。

令和4年度から実施する4巡目の法科大学院認証評価に向けて、令和2年度に、評価基準、評価方法及び評価実施体制について大幅な見直しを行った。

令和3年度は、それらの見直し内容に基づき、運営費交付金の負担割合を削減できるよう、書面調査及び訪問調査の実施方法の効率化、評価実施体制のスリム化等について、具体的な検討を進めた。

「法科大学院評価基準要綱改定に伴う自己評価実施要項等の改定について(令和3年3月)」

https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification evaluation/graduate certification/houk a kanren/entry-4263.html

I-1 大学等の評価

(選択評価)

② 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価

- ア 研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況について、それぞれ機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。
- イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価 担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

自己評価 B

年度当初に予定したすべての評価対象校について、所定の評価方法により選択評価を実施し、評価結果を評価対象校に通知するとともに公表した。また、令和4年度に予定するすべての評価対象校について、音声解説付スライド配布や資料掲載等による説明会を実施し、申請を受け付けた。

大学、高等専門学校それぞれの申請状況に応じた適切な評価体制を整備し、評価担当者 向けの研修を資料配布及びウェブ会議等で実施した。

認証評価の検証について、評価対象校及び評価担当者から寄せられた意見に基づいて、 評価説明会における説明内容を工夫し理解向上を図るなど、評価システムの改善につなげた。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

■ 実績・参考データ

ア 選択評価の実施

イ 評価担当者の研修

大学からの求めに応じて、地域貢献活動の状況(2校)について、選択評価を行う体制を6月に整備した。

また、高等専門学校については、研究活動の状況(16校)、地域貢献活動等の状況(16校)について、選択的評価事項に係る評価を行う体制を5月に整備した。

大学及び高等専門学校からの求めに応じて機構が行う、研究活動の状況、地域貢献活動等の状況について、以下のとおり、評価(大学機関別選択評価及び高等専門学校選択的評価事項に係る評価)を行った。令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、全ての会議をウェブ会議又は書面審議で実施し、訪問調査についても、現地には赴かず、ウェブ会議や対象校の撮影した動画の確認等により実施した。

① 書面調査(令和3年9月まで)

評価対象の大学及び高等専門学校から6月末までに提出された自己評価書及びその根拠 資料・データ等を踏まえ、機構の定める各評価項目に基づき、当該大学及び高等専門学校 が有する目的の達成状況を中心に分析を行い、分析結果の整理及び訪問調査における調査 内容の検討を行った。 ② 訪問調査(令和3年10月から12月まで)

書面調査の結果を踏まえ、評価部会に所属する委員及び専門委員が、書面調査で確認できなかった事項を中心として、各対象大学及び高等専門学校関係者等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等を実施した。

③ 評価結果の審議等(令和4年3月まで)

書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、専門部会、運営小委員会及び大学機関別認証評価委員会・高等専門学校機関別認証評価委員会において審議の上、評価結果(案)をとりまとめ、当該大学及び高等専門学校に通知し、すべての対象大学及び高等専門学校からの意見の申立ての有無に係る回答を受け、評価結果を確定した。

④ 評価結果の通知・公表(令和4年3月)

対象大学及び高等専門学校及びその設置者に対して、対象大学及び高等専門学校の各評価事項における目的の達成状況を評価結果として通知するとともに、評価結果を評価 実施結果報告としてとりまとめ、ウェブサイトに掲載した。

令和4年度に実施する評価について、大学及び高等専門学校に向けて、評価説明会と自己評価担当者の研修を、大学については、令和3年6月末~7月中旬にクラウド上での音声解説付スライド配布及びウェブサイトへの資料掲載の形で実施し、高等専門学校については、令和3年9月末にウェブサイトへの資料掲載により実施した。

令和4年度に実施する評価について、大学(1校)及び高等専門学校(2校)から申請を受け付けた。

【評価の実施状況】

[大学]

- 評価対象大学
 - ・ 選択的評価事項B「地域貢献活動の状況」 (国立2校)愛知教育大学、佐賀大学
- 〔高等専門学校〕
- 評価対象高等専門学校
 - 選択的評価事項A「研究活動の状況」

(国立14校) 函館工業高等専門学校、苫小牧工業高等専門学校、 秋田工業高等専門学校、福島工業高等専門学校、 小山工業高等専門学校、群馬工業高等専門学校、 長岡工業高等専門学校、石川工業高等専門学校、 豊田工業高等専門学校、米子工業高等専門学校、 津山工業高等専門学校、大島商船高等専門学校、 新居浜工業高等専門学校、大分工業高等専門学校

(公立1校) 神戸市立工業高等専門学校

(私立1校) 近畿大学工業高等専門学校

選択的評価事項B「地域貢献活動等の状況」

(国立14校) 函館工業高等専門学校、苫小牧工業高等専門学校、 秋田工業高等専門学校、福島工業高等専門学校、 小山工業高等専門学校、群馬工業高等専門学校、 長岡工業高等専門学校、石川工業高等専門学校、

I-1 大学等の評価

豊田工業高等専門学校、米子工業高等専門学校、 津山工業高等専門学校、大島商船高等専門学校、 新居浜工業高等専門学校、大分工業高等専門学校

(公立1校) 神戸市立工業高等専門学校 (私立1校) 近畿大学工業高等専門学校

【令和3年度に実施した評価の公表】

○令和3年度 大学機関別選択評価の評価結果(2大学分)

https://www.niad.ac.jp/evaluation/selection_evaluation/se_university/daigakukik a hyoukakekka/r 3.html

○令和3年度 選択的評価事項に係る評価実施結果報告(16高等専門学校分)

https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/specialized_specialty/koutou_hyoukakekka/r_3.html

ウ 評価の検証・改善

機構が行った評価の有効性・適切性について検証するため、評価事業部と研究開発部による「評価に関する検証ワーキンググループ」において、令和2年度実施の高等専門学校選択的評価事項に係る評価の対象校及び評価担当者に対して行ったアンケートの検証結果について報告した。アンケート調査の結果は、検証に先立って機構内の評価実施担当者にフィードバックし、寄せられた意見に基づいて評価説明会における説明内容を工夫し理解向上を図るなど、評価システムの改善に努めた。

○ 評価に関する検証ワーキンググループ開催日程:

第1回:令和3年6月17日、第2回:令和3年10月4日、第3回:令和4年1月31日

(国立大学法人評価)

(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価

- ア 国立大学法人及び大学共同利用機関法人90法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、評価結果を確定し、文部科学省国立大学法人評価委員会に 提出する。評価結果については、各法人に通知するとともに、社会に公表する。
- イ 4年目終了時評価の検証を行うとともに、第3期中期目標期間終了時評価に向けて、 評価方法を確定し、評価実施体制やシステム関連等の整備を行う。また、法人及び評 価者に対して説明会等を実施する。

自己評価 A

国立大学法人及び大学共同利用機関法人90法人の第3期中期目標期間(4年目終了時)における教育研究の状況の評価について、各法人に対する意見申立ての機会を設けた上で、6月に開催した国立大学教育研究評価委員会において評価結果を確定し、文部科学省国立大学法人評価委員会に提供した。また、評価結果について、文部科学省国立大学法人評価委員会における審議・決定後、7月に各法人に通知するとともに、ウェブサイトを通じて公表した。

4年目終了時評価の検証について、評価者及び国立大学法人等90法人に対するアンケート調査を分析し、令和4年3月に検証結果報告書を公表した。この検証結果報告書において、新たに第1期中期目標期間から第3期中期目標期間までの各期の評価結果を統計的に分析し、例えば、中期目標に関する達成状況評価では、特に4年目終了時評価で「研究」に関する判定結果が高くなっていることが確認されるなど、今後の教育研究評価にあたっての客観的な示唆を得ることができた。

また、4年目終了時評価の検証内容を踏まえ、第4期中期目標期間における国立大学教育研究評価データの見直しに向けて、令和4年3月にその方向性(案)をとりまとめた。

第3期中期目標期間終了時評価に向けた評価方法の確定及び評価実施体制やシステム関連等の整備について、国立大学教育研究評価委員会において審議の上、「実績報告書作成要領」及び「評価作業マニュアル」等を公表するとともに、専門委員の選考及び達成状況判定会議の編成を決定した。また、令和4年3月に法人及び評価者が利用する書面調査システムの開発を完了し、運用を開始した。

法人に対する説明会等について、11月に全体説明会を開催するとともに、令和4年1月~2月にかけて各法人と個別相談形式で研修会を実施し、質疑応答を行った。なお、いずれも新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンラインにより実施した。

専門委員(評価者)に対する説明会等について、令和4年3月に研修動画を書面調査システムにより配信した。加えて、新たな取組として、令和4年6月に実践的な研修をオンラインにより実施すべく企画を進めた。

令和3年度においては、

・4年目終了時評価の検証について、法人及び評価者に対するアンケート結果の分析 だけでなく、新たに第1期中期目標期間から第3期中期目標期間までの各期の評価 結果を統計的に分析した。

その結果、例えば、4年目終了時評価では、教育・研究に関する現況分析の判定 結果を中期目標の達成状況の判定結果に加算・減算する評価方法を導入したことに よって、中期目標の達成状況の違いが明瞭にできたことが明らかになるなど、次期 の教育研究評価の制度設計に向けて有益な示唆を得たこと。

・国立大学教育研究評価データの在り方について、当初4年目終了時評価の検証後の 令和4年度から検討開始予定としていたが、法人の負担軽減を速やかに実現するた

I-1 大学等の評価

め、データの精選、システムの再構築等の方向性を、前倒しして令和3年度中にとりまとめたこと。

- ・法人に対する説明会について、第2期中期目標期間までは全体説明会のみであったが、令和4年1月~2月にかけて、さらに各法人と個別相談会形式で研修会を実施して質疑応答を行ったことで、実績報告書の作成方法に関する各法人とのコミュニケーションをよりきめ細かく強化したこと。
- ・専門委員(評価者)に対する研修について、分析・判定のポイント等を内容とする オンデマンド型動画研修、具体例に基づく双方向型オンライン研修を新たに導入 し、評価方法の一層の理解向上を図ったこと。

以上の実績から年度計画の所期の目標を上回る成果を上げたと判断し、Aとした。

実績・参考データ

国立大学法人及び大学共同利用機関法人は、文部科学大臣が定めた中期目標の達成状況について文部科学省国立大学法人評価委員会の評価を受けることになっている。機構は、この評価委員会から要請を受け、業務実績のうち教育研究状況について評価を実施している。令和3年度は、第3期中期目標期間(平成28年度~令和3年度)における4年目終了時評価について評価結果を確定し、文部科学省国立大学法人評価委員会に提供した。評価結果については、各法人に通知するとともに、社会に公表した。

また、4年目終了時評価の検証を行うとともに、第3期中期目標期間終了時評価に向けて、評価方法を確定し、評価実施体制やシステム関連等の整備を行った。法人に対して説明会や研修会を実施し、評価者に対して研修を開始している。

ア 国立大学法人評価 4年目終了時評価結果の確定及び公表

a. 評価結果の公表

国立大学法人及び大学共同利用機関法人90法人の第3期中期目標期間(4年目終了時)における教育研究の状況の評価について、4月に開催した国立大学教育研究評価委員会で評価報告書(案)を審議・決定し、各法人に対する意見申立ての機会を設けた。法人からの意見申立てに対し、意見申立審査会を開催し対応を審議の上、6月に開催した国立大学教育研究評価委員会において評価結果を確定し、文部科学省国立大学法人評価委員会における審議・決定後、7月に各法人に通知するとともに、ウェブサイトを通じて公表した。

【4年目終了時評価結果の公表ウェブサイト】

・国立大学法人等の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価結果 (4年目終了時)について

https://www.niad.ac.jp/evaluation/research_evaluation/kokuritukyoudou/hyoukakekka_R3/

イ 国立大学法人評価 4年目終了時評価の検証と第3期中期目標期間終了時評価に向けた整備

a. 評価者及び法人へのアンケート調査の実施・分析結果の公表

4年目終了時評価について検証を行うため、評価者及び国立大学法人等90法人に対するアンケート調査を実施し、その結果を集計・分析するとともに、新たな知見を得ることを

目的として、第1期中期目標期間から第3期中期目標期間までの各期の評価結果について、統計的な分析を行った。例えば、中期目標に関する達成状況評価では、特に4年目終了時評価で「研究」に関する判定結果が高くなっていることが確認されるなど、今後の教育研究評価にあたっての客観的な示唆を得ることができた。

検証アンケートの集計・分析及び統計的な分析の結果を踏まえ、検証結果報告書の作成に向けて、構成の検討、本文作成作業等を進め、令和4年1月31日に開催した評価事業部と研究開発部による「評価に関する検証ワーキンググループ」に検証結果報告書を報告するとともに、令和4年3月にウェブサイトを通じて公表した。

【検証結果報告書の公表ウェブサイト】

・『「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における教育研究の状況についての評価」に関する検証結果報告書 第3期中期目標期間(4年目終了時)』について(令和4年3月)

https://www.niad.ac.jp/evaluation/research_evaluation/kokuritukyoudou/kanre n_h29/entry-4621.html

第4期中期目標期間における国立大学教育研究評価データの見直しに向けて、4年目終了時評価の検証内容を踏まえ、令和4年3月に開催した国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループ及び国立大学教育研究評価委員会において審議し、その方向性(案)をとりまとめた。

b. 第3期中期目標期間終了時評価に向けた整備

第3期中期目標期間終了時評価に向けて、8月に国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループ及び国立大学教育研究評価委員会を開催し、「実績報告書作成要領(案)」及び「評価作業マニュアル(案)」について審議・決定の上、8月27日~9月27日の期間で意見募集(パブリックコメント)を実施した。

8月~9月にかけて実施した「実績報告書作成要領(案)」及び「評価作業マニュアル(案)」の意見募集(パブリックコメント)の結果を踏まえ、10月に開催した国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループ及び国立大学教育研究評価委員会において「実績報告書作成要領」及び「評価作業マニュアル」を審議・決定し、公表した。また、評価者向けの「達成状況評価における共通方針」及び法人向けの「Q&A」についても併せて公表した。

【実施要領及び各様式等の公表ウェブサイト】

実施要項及び各様式等

https://www.niad.ac.jp/evaluation/research_evaluation/kokuritukyoudou/entry-3488.html

第3期中期目標期間終了時評価の実施に向けて、国立大学教育研究評価委員会専門委員を選考するため、8月に開催した国立大学教育研究評価委員会において、専門委員の選考方針、配置方針及び専門委員選考委員会の設置要項を審議・決定の上、委員長から専門委員選考委員会委員が指名された。

10月及び12月に専門委員選考委員会を開催して第3期中期目標期間終了時評価の国立大学教育研究評価委員会専門委員を選考し、専門委員の委嘱に関する手続きを進めた。専門委員の選考結果を踏まえ、令和4年2月に国立大学教育研究評価委員会を開催し、達成状況判定会議の編成について審議・決定した。

I-1 大学等の評価

第3期中期目標期間終了時評価において法人及び評価者が利用する書面調査システムを構築するため、4年目終了時評価における書面調査システムの改修に係る一般競争入札を実施し、9月に業者を決定した。その後、業者と開発を進め、令和4年3月に納品・検収した。

c. 第3期中期目標期間終了時評価に向けた法人及び評価者に対する説明会等

「実績報告書作成要領」等の公表後、11月に国立大学法人等評価実務担当者に対して全体説明会を開催し、中期目標期間終了時評価の実施に向けた説明及び質疑応答を行った。また、令和4年1月~2月にかけて各国立大学法人等評価実務担当者に対して個別相談形式で研修会を実施した。なお、いずれも新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から原則としてオンラインにより実施した。

専門委員(評価者)向け研修については、令和4年2月に研修動画を作成し、令和4年3月に書面調査システムにより配信した。また、専門委員(評価者)向け研修の充実を図るため、新たに具体例を示すなどの実践的なオンライン研修を令和4年6月に実施することを決定した。

〈年度計画〉

(1) 施設費貸付事業

① 施設費の貸付

- ア 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。
- イ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。

また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。

なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。

② 資金の調達

- ア 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。
- イ その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。
- ウ 民間資金の調達に当たり、IR(インベスター・リレーションズ)活動として、訪問又はウェブ会議システム等の活用により年間20箇所以上の投資家に説明及び情報発信を行う。

③ 債務の償還

高度化・複雑化する債権・債務の管理体制の強化を図り、長期借入金債務等の償還を確実に行う。 また、訪問又はウェブ会議システムの活用により年間7箇所以上の貸付先調査を実施する。

④ 調査及び分析

機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、貸付先調査での意見聴取や利率の設定等についての調査、分析を行う。

(<u>2)施設費交付事業</u>

① 施設費の交付

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。

② 交付対象事業の適正な実施の確保

施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第 179号)」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。

また、そのために訪問又はウェブ会議システムの活用により年間15箇所以上の交付先調査を実施する。

③ 交付事業財源の確保に関する調査等

中長期的視点からの財源確保に関し、文部科学省、国立大学法人等と連携を図りながら、不要財産処分の促 進等に関する必要な調査等を行う。

(3) 国から承継した財産等の処理

① 承継債務償還

国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し、国立新美術館用地として、同法人に措置される予算の範囲内で分割して売却する。未売却の土地については、国立新美術館用地として貸付を継続する。

② 旧特定学校財産の管理処分

- ア 国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源 に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し、国立新美術館用地として、同法人に措置される予算の範 囲内で分割して売却する。未売却の土地については、国立新美術館用地として貸付を継続する。
- イ 処分後の財産の利用状況について、適切に把握する。

(1) 施設費貸付事業

① 施設費の貸付

- ア 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。
- イ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。

また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。

なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。

② 資金の調達

- ア 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。
- イ その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な 資金の調達に努める。
- ウ 民間資金の調達に当たり、IR(インベスター・リレーションズ)活動として、訪問又はウェブ会議システム等の活用により年間20箇所以上の投資家に説明及び情報発信を行う。

③ 債務の償還

高度化・複雑化する債権・債務の管理体制の強化を図り、長期借入金債務等の償還を 確実に行う。

また、訪問又はウェブ会議システムの活用により年間7箇所以上の貸付先調査を実施する。

④ 調査及び分析

機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、貸付 先調査での意見聴取や利率の設定等についての調査、分析を行う。

自己評価 A

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、令和3年度に必要な資金の貸付けを適切に行った。

貸付けの審査にあたっては、施設費貸付事業貸付審査会を開催し、精度の高い審査を実施するとともに、償還確実性を高めるため、貸付後の国立大学附属病院の財務状況や経営状況の把握に努めた。

施設費貸付事業に必要な資金の調達については、財政融資資金から長期借入れを行うとともに、債券の発行により市場から効率的に資金調達を行い、債務の償還も確実に行った。

債券の発行にあたっては、投資家訪問や動画配信に加えて、新たに主幹事会社共催のセミナー型IRの開催やリーフレットの作成に取り組むなど、IR活動を積極的に行った。また、信用格付においては、令和2年度に引き続き、2機関からそれぞれ「AA+」、「AAA」の高い格付けを取得し、加えて、ソーシャル・ファイナンスに関する評価では、最上位の評価である「Social1」を取得した。さらに、不安定な金利環境下においても最適な条件となるよう、令和2年度は4日間であったマーケティング期間を6日間に延長するなど投資家の需要の捕捉を図った。これらの取組により、令和2年度は発行額の約3倍の需要であったのに対し、約4倍の需要を集め債券を発行した。加えて、国立大学附属病院への支援を通じて、すべての人々の健康的な生活を確保し、福祉の促進及び質の高い医学教育の確保に貢献する機構債の社会貢献性及び投資意義についての投資家の理解を促進し

たことにより投資家層が拡大し、新たに8件(うち7件が地方投資家)の投資家から投資表明を受けた。

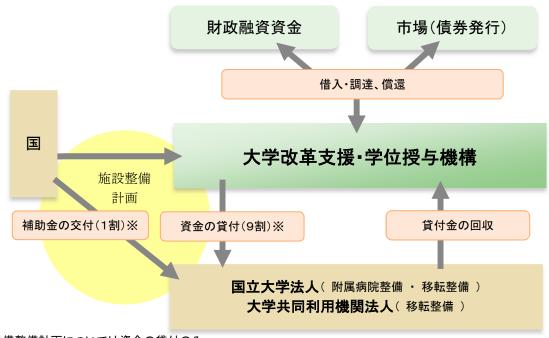
貸付先調査においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況や国立大学法人の負担軽減を踏まえ、令和2年度に引き続き、現地調査に代えて書面での事前調査及びウェブ会議システムを活用したヒアリング調査を行った。

令和2年度に構築した新たな支援の仕組み(償還猶予等)に対応するため、債権内容に変更があった場合でも、関係法人に送付する払込通知書の発行に際し、償還額の自動計算を行い、通知書を作成することができるための機能を追加するなど債権・債務管理システム(Asset Liability Management、ALM)の改修を着実に行い、施設費貸付業務を滞りなく行えるよう、高度化・複雑化した債権・債務の管理体制の強化を図ったほか、貸付事業に係る将来キャッシュフローを的確に把握し安定的に運用していくため、貸付金利(上乗せ金利)の算出方法を見直した。

以上のように、年度計画における所期の目標を達成するとともに、償還猶予等に対応するため高度化・複雑化した債権・債務の管理体制の強化を図り、また、新型コロナウイルス感染症の影響に適切に対応するとともに、主幹事会社共催のセミナー型IRの開催やリーフレットの作成など債券発行に向けた取組を強化したことから、当初計画以上の成果を得られていると判断し、Aとした。

実績・参考データ

〇 貸付事業の流れ



※設備整備計画については資金の貸付のみ。

〇 貸付事業の貸付メニュー

令和3年度の貸付メニュー (附属病院整備)

区分	貸付	据置	償還	利率
施設整備	30年	5年	25 年	財政融資資金
旭苡笠佣	15 年	1年	14 年	借入金利同率
設備整備	10 年	無し	10 年	財政融資資金
政/佣笠/佣	5年	無し	5年	借入金利+上乗

[※]平成30年度以前より継続している国庫債務負担行為事業に限り、貸付期間25年(据置5年、償還20年)とすることができる。

① 施設費の貸付

《貸付けの実施》

文部科学大臣の定めに基づき、国立大学法人に対し附属病院の施設整備等に必要な資金の貸付けを行った。

令和3年度施設費貸付事業 (単位:百万円)

	当初計画額	貸付実績額
施設整備	(31法人/72事業)	(31法人/70事業)
旭政奎加	45,298	31,771
設備整備	(23法人/24事業)	(23法人/24事業)
	22,101	18,374
∧ ∌I.	(36法人/96事業)	(36法人/94事業)
合計	67,399	50,145

国立大学法人における適切な事業の実施のため、文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」(令和3年5月21日及び令和4年1月28日 オンライン開催)において、国立大学法人の施設担当部課長等に対して、施設費貸付事業の留意点について説明を行った。また、事業の進捗状況について国立大学法人に対して定期的に報告を求め、適宜、文部科学省と情報の共有を図った。

《貸付け等の審査》

貸付審査を行うために、施設費貸付事業貸付審査会(貸付審査会)を10回開催した。貸付けの審査にあたっては、国立大学法人より提出される借入申込書、財務諸表及び完済までの収支計画等により、事業の目的及び内容が文部科学大臣の定めた範囲内であるか、新型コロナウイルス感染症の影響や令和2年度に申請のあった法人に対して行った償還猶予の状況を踏まえ償還可能な財務状況となっているか、貸付金債権を担保することのできる不動産を有しているか、国立大学附属病院の教育、研究、診療及び地域貢献に係る使命・役割を果たしているかなどについて確認し、総合的な審査を行った。

施設費貸付事業貸付審查会(令和3年度10回開催)

施設費貸付事業貸付番金会(令和3年度10回開催)						
開催回	開催日	議事				
第1回	令和3年4月12日	1. 施設費貸付事業貸付審査会について				
		2. 令和3年度において独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う施設費貸				
		付事業について				
		3. 令和3年度附属病院施設整備費等貸付計画調(施設費貸付金)について				
		4. 令和3年度第1・四半期長期借入金の借入れの認可申請時審査について				
第2回	令和3年5月20日	1. 令和3年6月借入申込み時審査について				
		2. 令和3年度第2・四半期長期借入金の借入れの認可申請時審査について				
		3. 令和3年度施設費貸付事業に係る貸付金利について				
第3回	令和3年6月21日	1. 令和3年7月借入申込み時審査について				
		2. 施設費貸付事業に係る収支状況の確認について				
		3. 令和2年度に実施した償還猶予に関するアンケート調査結果について				
第4回	令和3年7月21日	1. 令和4年度借入事業要求時審查				
		2. 令和3年度8月借入申込み時審査について				
第5回	令和3年8月24日	1. 令和3年度9月借入申込み時審査について				
		2. 第3・四半期長期借入金の借入れの認可申請時審査について				
		3. 上乗せ金利の算出の見直しについて				
		4. 令和3年度施設費貸付事業に係る貸付金利(設備整備9月~2月)について				
第6回	令和3年9月21日	1. 令和3年度10月借入申込み時審査について				
第7回	令和3年10月25日	1.11月借入時審査				
		2. 完済までの収支計画における決算後比較(予実確認)				
第8回	令和3年11月19日	1. 12月借入時審査				
		2. 第4・四半期長期借入金の借入れの認可申請時審査について				
		3. 施設費貸付事業に係る見直し金利の決定について				
第9回	令和3年12月20日	1. 1月借入時審查				
第10回	令和4年3月14日	1. 3月借入時審査				
		2. 貸付後の確認(事業状況等の確認)について				
		3. 施設費貸付事業に係る貸付金利の見直し及び令和3年度施設費貸付事業に係る				
		貸付金利について				
		4. 令和4年度貸付審査会の体制・スケジュール等について				

② 資金の調達

《長期借入れによる資金の調達》

施設費貸付事業の財源として、財政融資資金から45,728百万円の長期借入れを行った。 《債券発行による資金の調達》

第6回独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券(5年債)の発行により、5,000 百万円の民間資金の調達を行った。

令和3年度の資金調達実績

(単位:百万円)

	(7年) 日が14					
			調道	幸額		計
区分	財政融資資金			債券発行		
区为	新規貸付額	繰越貸付額	計	新規貸付額	既発行債券	≟ ∔
	利观貝刊領	深越貝竹碩	日	利观貝刊領	の償還分	日
施設整備	24,579	7,192	31,771	_		
設備整備	12,298	1,659	13,957	4,417	583	5,000
合計	36,877	8,850	45,728	4,417	583	5,000

[※]四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

令和4年2月の債券発行に向けて、債券委員会を2回開催し、令和3年7月に格付機関、 令和3年9月に引受主幹事会社及び受託会社の選定を行った。

債券の発行に係る I R活動に用いる資料については、投資効果のイメージが湧くよう、国立大学附属病院の所在地や地域医療への貢献について記載するとともに、貸付事業による整備事例やその効果についてのデータや写真を用いた説明を充実させた。あわせて、当該資料を要約したリーフレットも作成した。これらの資料を用いて、訪問又はウェブの I R会議を 22 箇所(投資家)に対し行った。

また、機構の役割や実施する事業の政策的重要性等を幅広く周知するためのIR動画を収録し、証券会社のウェブサイトで配信した。IR動画には機構長が出演し、キャスターとの対話形式で機構の目的や持続的な開発目標(SDGs)に向けた取組等についてわかりやすく説明を行った。加えて、IRの内容について視覚的な理解を促すため、ナレーション付きのショートムービーを作成し、リーフレットにQRコードを掲載して投資家に配布した。

さらに、新たな取組として、より多くの投資家からの関心を集められるよう、令和4年1月にオンラインを活用した主幹事会社共催のセミナー型IRを実施し、同時に複数の投資家に対して機構の発行する債券の使途や社会貢献性等について説明したほか、債券の販売力を強化するため、令和4年2月に証券会社のセールス担当を対象としたオンラインを活用したセールスミーティングを実施した。

これらにより、機構の業務や役割に対する投資家の理解を深める取組を充実させた。

令和3年度IR資料抜粋



大学改革支援・学位授与機構について

令和4年1月 投資家の皆様へ







リーフレット



動画配信(ダイワインターネット TV)

https://www.daiwatv.jp/contents/public/IR/21713-001/





発行体(機構)及び債券の信用格付においては、令和4年2月に、格付投資情報センタ ー (R&I) からはAA+ (令和2年度同)、日本格付研究所 (JCR) からはAAA (令和2年 度同)の信用格付(発行体及び債券)を取得した。また、日本格付研究所(JCR)からは 高いソーシャル性を評価され、最上位のSocial 1 (令和2年度同)を取得した。

R&I 債券格付(抜粋)

【参考】発行体格付



AA+ [格付の方向性:安定的

JCR 債券格付(抜粋)



JCRソーシャルボンド評価(抜粋)



債券の発行条件については、不安定な金利環境下においても最適な条件となるよう、令和2年度は4日間であったマーケティング期間を6日間に延長するなど決定日の直前まで引受主幹事会社と調整して投資家の需要の捕捉を図り、その結果、令和2年度は発行額の約3倍の需要であったのに対し、令和3年度は約4倍の需要を集め債券を発行した。また、IR活動において機構債の社会貢献性及び投資意義についての投資家の理解を促進したことにより投資家層が拡大し、新たに8件(うち7件が地方投資家)の投資家から、ソーシャルボンドである機構債券に投資した旨の投資表明を受けた。

第6回独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券発行要項(抜粋)

第6回独立行政法人大学改革支援·学位授与機構債券

発 行 要 項

1. 債券の名称 第6回独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券

2. 債券の総額 金50億円

3. 振 替 法 の 適 用 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)の規

定の適用を受けるものとし、同法第120条で準用する同法第67条第1項の

規定により本債券の証券は発行しない。

4. 各債券の金額 1,000万円

5. 利 率 年 0.115 パーセント

6. 発 行 価 額 各債券の金額 100 円につき金 100 円

7. 償 還 金 額 各債券の金額 100 円につき金 100 円

(以下、略)

http://www.niad.ac.jp/media/013/202202/hakkouyoukou_6.pdf

③ 債務の償還

財政融資資金及び市場(債券)への債務償還にあたって、国立大学法人へ払込通知書を発行・送付し計画的に回収し、47,594百万円(利子を含む)の償還を滞りなく確実に行った。

令和3年度の財政融資資金等への債務償還実績

(単位:百万円)

	区分	令和2年度末 元金債務残高	新規借入額	繰越借入額	元金償還額	令和3年度末 元金債務残高	利子支払額
	財政融資資金	589,725	36,877	8,850	41,289	594,164	1,296
Ī	債券	29,500	5,000	_	5,000	29,500	9
	計	619,225	41,877	8,850	46,289	623,664	1,305

※四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

※国立大学法人からの回収額で不足する償還額は債券発行額により充当している。

令和3年度の国立大学法人からの債権回収実績 (単位:百万円)

171119 12271	四人の ラー民 四人	70/30
回	^ - 0	
元金	利息	令和3年度末債権額(元金)
45,949	1,383	623,319

貸付先調査については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び国立大学法人の 負担軽減のため、令和2年度に引き続き、現地調査に代えて書面での事前調査及びウェブ 会議システムを活用したヒアリング調査を行うこととし、7箇所に対して事業の進捗状況 の確認や意見聴取等を行った。ウェブ会議システムを活用した調査においては、オンライ ン上で動画による整備箇所の説明を受け、計画どおりに事業が完了し、適切に機能してい るか等の確認を行った。

令和3年度貸付先調査実績

No.	法人名	調査日
1	新潟大学	11月10日(水)
2	群馬大学	12月6日 (月)
3	京都大学	12月22日 (水)
4	山口大学	1月7日(金)
5	山梨大学	1月18日(火)
6	愛媛大学	1月27日(木)
7	三重大学	2月7日 (月)

令和2年度に構築した新たな支援の仕組み(償還猶予等)に対応するため、債権内容に変更があった場合でも、関係法人に送付する払込通知書の発行に際し、償還額の自動計算を行い、通知書を作成することができるための機能を追加するなど債権・債務管理システム(ALM)の改修を着実に行い、施設費貸付業務を滞りなく行えるよう、高度化・複雑化した債権・債務の管理体制の強化を図った。

④ 調査及び分析

貸付後の国立大学附属病院の財務状況や経営状況を把握するため、附属病院を有する国立大学法人に対して、過去に策定された完済までの収支計画と決算後実績額の比較及び自己点検を依頼し、当該資料に基づき各国立大学法人の収支見込みの妥当性について確認した。また、貸付先調査において、7法人から施設費貸付事業を効果的に行うための意見聴取を行った。

債権・債務管理の高度化・複雑化や金利の動向を踏まえ、施設費貸付事業における金利 リスクについて整理を行い、貸付事業に係る将来キャッシュフローを的確に把握し安定的 に運用していくため、貸付金利(上乗金利)の算出方法を見直した。

(2) 施設費交付事業

① 施設費の交付

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。

② 交付対象事業の適正な実施の確保

施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する 法律(昭和30年法律第179号)」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。 また、そのために訪問又はウェブ会議システムの活用により年間15箇所以上の交付先

また、そのために訪問又はウェブ会議システムの活用により年間15箇所以上の交付先調査を実施する。

③ 交付事業財源の確保に関する調査等

中長期的視点からの財源確保に関し、文部科学省、国立大学法人等と連携を図りながら、不要財産処分の促進等に関する必要な調査等を行う。

自己評価 B

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として適切に交付を行った。

交付対象事業の適正な執行に係る留意点について各国立大学法人等の施設担当部課長等 に対して周知するとともに、交付先調査を行った。

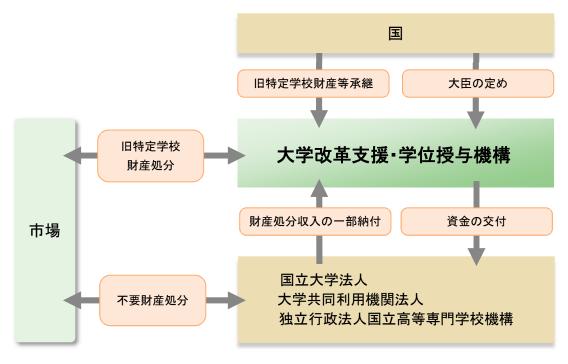
交付先調査については、新型コロナウイルス感染症の感染状況や国立大学法人の負担軽減を踏まえ、書面での事前調査及びウェブ会議システムも活用した。

交付事業財源の確保については、交付先調査や文部科学省主催の説明会等を通じて、継続的に不要財産の処分計画の確認や交付事業の財源としての財産処分の重要性について周知し、協力を依頼している。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

〇 交付事業の流れ



① 施設費の交付

文部科学大臣の定めに基づき、国立大学法人、大学共同利用機関、国立高等専門学校に対し施設整備に必要な資金の交付を行った。

令和3年度施設費交付事業(営繕事業)

令和3年度	法人数	事業数	交付金額
当初計画	83 法人	83 件	3,467 百万円
交付実績	83 法人	83 件	3,467 百万円

② 交付対象事業の適正な実施の確保

交付決定にあたっては、事業の目的・内容等について審査し、適正と認められることを確認した。また、国立大学法人等における適切な事業の実施のため、文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」(令和3年5月21日及び令和4年1月28日オンライン開催)において、交付事業の留意点について、国立大学法人等の施設担当部課長等に対して説明を行った。

事業完了後に各国立大学法人等から提出される実績報告書により、交付決定の内容などの審査を行い、交付金の額の確定を行った。

交付先調査については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び国立大学法人等の負担軽減のため、令和2年度に引き続き、現地調査に代えて書面での事前調査及びウェブ会議システムを活用したヒアリング調査を行うことも可能とし、15箇所に対して、事業の進捗状況の確認や意見聴取等を行った。調査については、東京都内の2箇所のみ訪問により行い、13箇所はウェブ会議システムを活用して行った。ウェブ会議システムを活用した調査においては、オンライン上で動画による整備箇所の説明を受け、計画どおりに事業が完了し、適切に機能しているか等の確認を行った。

令和3年度交付先調査実績

No.	法人名	調査日
1	新潟大学	11月10日(水)
2	室蘭工業大学	11月16日 (火)
3	東京工業大学	11月30日 (火)
4	北海道教育大学	12月2日(木)
5	群馬大学	12月6日 (月)
6	東京芸術大学	12月9日(木)
7	小樽商科大学	12月16日 (木)
8	京都大学	12月22日 (水)
9	山口大学	1月7日(金)
1 0	鳴門教育大学	1月12日(水)
1 1	東京外国語大学	1月13日(木)
1 2	山梨大学	1月18日 (火)
1 3	愛媛大学	1月27日(木)
1 4	三重大学	2月7日 (月)
1 5	東京学芸大学	2月8日 (火)

国立大学法人等の第4期中期目標期間における交付事業の執行の在り方について、文部科学省の配分方針を踏まえつつ、文部科学省と意見交換を行いながら検討し、国立大学法人等がより計画的な整備を図れるよう、令和4年度及び令和5年度(2年間)の施設費交付金については、国立大学法人等が2か年分の交付金合計額の範囲で自由に各年度の配分を決めることができることとし、併せて施設費交付事業交付規則等の関係規程を改正した。

③ 交付事業の財源の確保に関する調査等

文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」(令和3年5月21日及び令和4年1月28日 オンライン開催)において、国立大学法人等の施設担当部課長等に対して交付事業の財源としての不要財産処分の重要性について説明を行い、協力を要請した。また、国立大学法人等が保有している資産(未利用の土地等)について、交付先調査におけるヒアリングの際に、不要財産処分の計画等について確認を行い、協力を要請した。

(3) 国から承継した財産等の処理

① 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する42 国立大学法人から債権及びその利息を確実に回収し、承継債務(旧国立学校特別会計法 に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債)の償還及び当該債務に係る利子 の支払いを確実に行う。

② 旧特定学校財産の管理処分

- ア 国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し、国立新美術館用地として、同法人に措置される予算の範囲内で分割して売却する。未売却の土地については、国立新美術館用地として貸付を継続する。
- イ 処分後の財産の利用状況について、適切に把握する。

自己評価 B

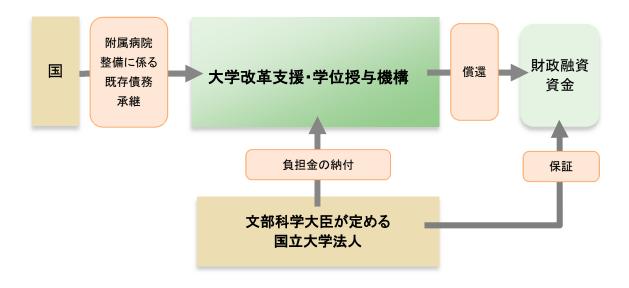
国から承継した債務について、国立大学法人から計画的に回収し、財政融資金へ債務の償還を滞りなく確実に行った。

旧特定学校財産の管理処分について、東京大学生産技術研究所跡地については、計画的な売却及び貸付を適切に行っている。また、平成25年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大学が進めるプロジェクトの実施状況を適切に把握している。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

○承継債務償還の流れ



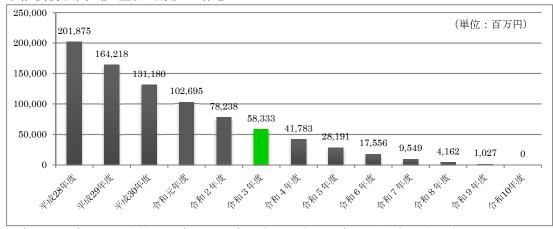
承継債務の償還等の確実な実施

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの借入に係る債務について、国 立大学法人から計画的に債権を回収し、財政融資資金への債務20,671百万円(利子相当額 を含む)) の償還を確実に行った(令和3年度末債務残高(元金):58,333百万円)。

人 4回り 左 歯の	、ロ ル エム ロホンケンケン 人	への承継債務償還実績
学和3年度()		
11/1H O T /X V		** / /T\/\\\\

令和3年度の財政融資資金への承継債務償還実績 (単位					立:百万円)
	令和2年度末	償退	還額	令和3年度末	
	債務残高	二人扣小奶	4日フ 和 小 佐	債務残高	
	(元金相当額)	元金相当額	利子相当額	(元金相当額)	
	78,238	19,905	766	58,333	

承継債務残高(元金相当額)の推移



※令和3年度までは実績額、令和4年度以降は予定額。令和10年度完済予定。

旧特定学校財産の管理処分

《東京大学生産技術研究所跡地の管理処分》

国から承継した東京大学生産技術研究所跡地(29,974.81㎡)について、平成19年度から 独立行政法人国立美術館に分割して売却を行っており、令和3年度は、39.25㎡を100百万 円で売却した。

これにより、売却した総面積は27.984.53㎡(令和2年度までに売却した面積は 27,945.28㎡) となり、全体の93.36%の売却が完了した。

未売却の土地(1990.28㎡、6.64%)については、同法人と使用契約を締結し、土地面積 に応じた使用料を徴収した。

《処分後の財産の利用状況》

平成25年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大学が主 体となり進めている「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」において「知の拠点を 支えるゾーン」として位置づけられている。令和2年度に必要な整備事業が完了している が、事業者との不動産売買契約において、整備事業完了期日から5年間は当該プロジェク トの実施計画に定めるとおりの用途に供さなければならないこととしているため、広島市 を通じて報告のあった事業の実績について確認を行った。

<年度計画>

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

① 学士の学位授与

単位積み上げ型による学士の学位授与については、4月期と10月期の年2回の申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、各専攻分野の学士の水準を有しているかどうかを総合的に判定し、申請者に対して6月以内に判定結果を通知し、合格者に対し学位を授与する。

また、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を引き続き推進するとともに、必要に応じて、専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直しを行う。

学位授与事業を安定的かつ機動的に遂行するため、業務全般の基盤となる学位審査システムの強化を図る。

専攻科の修了見込み者からの、特例適用による学位授与申請を4月期と10月期の年2回受け付け、学位審査会による審査を 行い、6月以内に、合格者に対し学位を授与する。

② 専攻科の認定

学校教育法第104条に規定する文部科学大臣の定める学習として、短期大学及び高等専門学校の専攻科のうち本機構が定める要件を満たすものの認定に当たっては、短期大学及び高等専門学校に設置する専攻科からの認定申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学教育に相当する水準を有しているかについて学位審査会において審査を行い、可とされた専攻科について認定する。

また、認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに当該専攻科の教育水準が大学教育に相当する水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科の修了見込み者に対する特例の適用を希望する専攻科からの申出を 受け付け、学位審査会による審査を行い、適用の可否を決定する。

また、特例の適用認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに認定専攻科における教育の水準の維持に加え、特例の適用を受けるための水準が維持されているか、学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

① 学士、修士又は博士の学位授与

認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、学士は、単位修得状況及び課程修了証明書に基づき学位 審査会による審査を行い、申請後1月以内に、学士としての水準を有していると認められる者に学位を授与する。

修士及び博士は、単位修得状況や論文及び口頭試問の結果に基づき、学位審査会による審査を行い、原則として申請後6月 以内に、修士又は博士としての水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。

② 課程の認定

学校教育法第104条に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。

また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

(3) 学位授与事業の普及啓発

学位授与の申請者等に適切な情報を提供するため、学位授与に関する申請書類等の内容の充実に努める。

また、生涯学習に関係する機関等とも連携し、パンフレットの配布や説明会の開催等を積極的に行うとともに、アクセス情報の分析に基づき、社会における学位授与の制度等に対する理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

① 学士の学位授与

単位積み上げ型による学士の学位授与については、4月期と10月期の年2回の申請を受け付け、 学位審査会による審査を行い、各専攻分野の学士の水準を有しているかどうかを総合的に判定し、 申請者に対して6月以内に判定結果を通知し、合格者に対し学位を授与する。

また、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便 性向上の取組を引き続き推進するとともに、必要に応じて、専攻の区分や修得単位の審査の基準等 について見直しを行う。

学位授与事業を安定的かつ機動的に遂行するため、業務全般の基盤となる学位審査システムの強化を図る。

専攻科の修了見込み者からの、特例適用による学位授与申請を4月期と10月期の年2回受け付け、学位審査会による審査を行い、6月以内に、合格者に対し学位を授与する。

② 専攻科の認定

学校教育法第104条に規定する文部科学大臣の定める学習として、短期大学及び高等専門学校の 専攻科のうち本機構が定める要件を満たすものの認定に当たっては、短期大学及び高等専門学校に 設置する専攻科からの認定申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学教育に相当する 水準を有しているかについて学位審査会において審査を行い、可とされた専攻科について認定す る。

また、認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに当該専攻科の教育水準が大学教育に 相当する水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づ く所要の改善等を求める。

機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科の修了見込み者に対する特例の適用を希望する専攻科からの申出を受け付け、学位審査会による審査を行い、適用の可否を決定する。

また、特例の適用認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに認定専攻科における教育の水準の維持に加え、特例の適用を受けるための水準が維持されているか、学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

自己評価 B

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、「新型コロナウイルス感染症の影響による令和3年度学位授与事業に関する特例措置について(機構長裁定)」(以下「新型コロナ特例措置」という。)を定めることにより、追試験の実施等審査スケジュールの変更を可能とすることや、申請取下げ(4月期24人、10月期2人)を柔軟に認めるなどの感染症拡大防止の万全な措置を講じて実施した。なお、本来ならば申請取下げ(学位審査手数料等を返還する)は認めていないが、申請者が新型コロナウイルス感染症の影響によるやむを得ない理由がある場合に限り、申し出により、申請取下げを認めることとした。これは取り下げた者への配慮だけではなく、感染力の強い新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図って試験を円滑に実施することが主な理由である。インフルエンザ等と異なり、①国及び自治体の方針として感染拡大防止の徹底が特に求められていたこと、②感染者や濃厚接触者に対する隔離措置が取られており、就業者(特に医療関係従事者)が多い申請者が懸念なく受験できるような配慮が特に求められていたこと等から、機構では、追試験の実施や手数料の返還により、申請者が安心して受験できるように、単なる自己都合とは区別して特例措置を講じた。

また、電子申請の推進については、令和元年度より原則すべて電子申請で受け付けることとしており、さらに令和2年度からは学修成果レポートについても紙媒体での提出から電子媒体による提出としている。なお、特例による学位授与申請については、これまでもすべて電子申請で受け付けている。その他、不合格者が再度申請をする際に、学修成果の作成や、試験において留意すべき事項を提

示するため、不合格者に対する理由の通知も継続して行い申請者に対する利便性の向上を図った。

申出に基づき、短期大学3校3専攻及び令和4年度に組織改編を予定し、「特例の適用認定」と併せて「専攻科の認定」を希望する高等専門学校を審査し、教育課程等が大学教育に相当する水準を有している専攻科として認定した。教育課程等について重要な変更が生じると認められた高等専門学校の1校3専攻について、「特例適用専攻科の変更に係る審査」と併せて「専攻科の認定に係る再審査」を実施し、教育課程等が大学教育に相当する水準を有している専攻科として認定した。また、既に認定した短期大学6校7専攻の専攻科に対し、その水準が維持されているかについて対象校の審査を行った。

令和4年度に教育の実施状況等の審査を行う予定である短期大学及び高等専門学校へ訪問し、審査についての説明や意見交換を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、 規模を縮小し、短期大学1校へ訪問し意見交換等を行った。

認定を受けた短期大学・高等専門学校の専攻科のうち令和4年度に組織改編を予定し、「専攻科の認定」と併せて「特例の適用認定」を希望する高等専門学校を審査し特例を適用するものとして認定した。また、既に特例の適用を認定した短期大学1校1専攻及び高等専門学校9校18専攻に対し、特例適用を受けるための水準が維持されているかについて対象校の審査を行った。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

我が国で学位を授与できるのは大学と機構のみと法令で定められている。機構においては、高等教育段階の多様な学習成果が適切に評価される社会の実現を図るため、大学以外のさまざまな学習の成果を評価し、大学の学部・大学院の修了者と同等の学力を有すると認められる学習者に学位を授与している。この学位授与は「単位積み上げ型による学位授与」と「省庁大学校修了者に対する学位授与」の2通りで行っている。

(人)

①-1 単位積み上げ型の学位授与の実績

単位積み上げ型の学位授与は4月期と10月期の年2回、以下の手順で行った。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、「新型コロナ特例措置」を定め、スケジュールを変更するなど種々の措置を講じて審査を行った。4月期試験、10月期試験における追試験の実施等の措置により、年度内に事業を完了した。

< 令和3年度 単位積み上げ型の学位取得者数 >

申請時期	申請者	学位取得者
4月期	288	234
10月期	2, 348	2, 269
合 計	2, 636	2, 503

<単位積み上げ型の学位取得者数 推移>

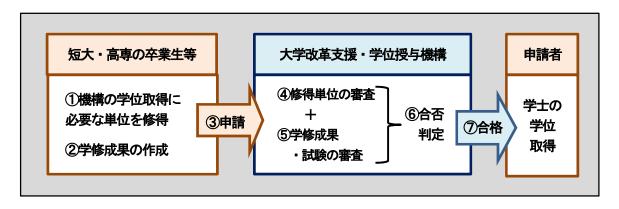
(人)

く単位債の上げ空の子位取得有数 推修之					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
文 学	18 (4)	11 (1)	12 (2)	21 (5)	21 (3)
教育学	238 [133]	181 (108)	210 [114]	183 [104]	172 (116)
神学	0	0	0	0	0
社会学	2	1	1	0	1
教 養	8	3	3	2	4
学 芸	1	0	1	2	0
社会科学	1	2	1	1	1
法 学	6	3	5	2	2
政治学	1	0	0	1	1
経済学	1	2	1	2	1
商学	1	0	0	1	1
経営学	10 [7]	11 (10)	3 (2)	9 (8)	13 (10)
理 学	2	2	6	3	4
薬科学	1	2	1	3	3
看護学	437 (37)	479 (31)	483 (30)	405 (18)	431 (20)
保健衛生学	97 (10)	104 [11]	97 (12)	101 (13)	98 (11)
鍼灸学	2	1	2	2	6
口腔保健学	59 (26)	75 (34)	63 (25)	82 (27)	70 (28)
柔道整復学	1	1	2	0	1
栄養学	46 (27)	50 (33)	36 (20)	39 (23)	33 (24)
工学	1, 433 [1, 347]	1, 596 (1, 572)	1, 469 [1, 456]	1, 534 [1, 526]	1, 536 (1, 515)
芸術工学	0	0	0	0	0
商船学	12 (12)	16 (16)	13 (13)	11 (11)	15 (15)
農学	1	0	0	1	0
水産学	0	0	0	0	0
家政学	5	4	2	4	5
芸術学	83 (27)	68 (20)	94 (21)	121 [30]	84 (20)
体育学	0	0	0	1	0
合 計	2, 466 [1, 630]	2, 612 (1, 836)	2, 505 [1, 695]	2, 531 (1, 765)	2, 503 [1, 762]

※ [] 内は特例適用による学位取得者数で内数

①-2 単位積み上げ型の学位授与 手順

単位積み上げ型の学位授与は4月期と10月期の年2回、以下の手順で行った。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、「新型コロナウイルス感染症の影響による令和3年度学位授与事業に関する特例措置(機構長裁定)」(以下「新型コロナ特例措置」という。)を定め、申請取下げを柔軟に認めるなど種々の措置を講じて審査を行った。



①単位の修得

申請希望者は、機構の定める要件・基準を満たすように、必要な単位を大学の科目等履修 生制度等により修得しなければならない。

②学修成果の作成

申請希望者は、単位修得を通じて身につけた学力が学士の水準に達していることを示すための学修成果(レポート等)を作成しなければならない。

③申請の受付

令和元年度から申請方法を、原則すべて電子申請とした。

4月期の受付期間:3月13日~4月6日10月期の受付期間:9月11日~10月4日

④修得単位の審査

「修得単位」について、機構の定める要件・基準を満たしているか審査した。

4月期の審査期間:5月~8月10月期の審査期間:11月~2月

⑤学修成果・試験の審査

5-1試験

申請者が提出した学修成果に基づき、レポート提出者には小論文試験、芸術学分野でレポート以外の演奏、創作、作品提出者には面接試験を行った。

4月期の小論文試験日:6月6日(会場:東京・大阪) 面接試験日:6月6日(会場:東京)

・4月期の追試験日(小論文):7月7日(東京) ※新型コロナ特例措置により、発熱等の体調不良を申し出た申請者に対して実施

・4月期の特別措置試験日(小論文):7月19日(東京) ※身体に障害のある申請者等への受験上の特別措置 ・10月期の面接試験日:12月12日(会場:東京)

小論文試験日:12月19日(会場:東京・大阪)

・10月期の追試験日(小論文):1月13日(東京)

※新型コロナ特例措置により、発熱等の体調不良を申し出た申請者に対して実施

⑤-2学修成果・試験の審査

「学修成果・試験」について、学士の水準の学力を有しているか審査した。

・4月期の審査期間:5月~8月・10月期の審査期間:11月~2月

6合否判定

学位審査会により修得単位の審査と学修成果・試験の審査の双方が「可」とされた場合に合格とした。

⑦結果の通知

判定結果は以下の時期までに通知した。

なお、不合格者に対してはその理由も通知した。

・4月期の通知時期:8月末・10月期の通知時期:3月末

①-3 特例適用による学位授与の実績

令和3年度は特例適用により1,762人に学位を授与した。 なお、この人数は「 \hat{U} – 1」の単位積み上げ型の学位取得者数に含まれる。

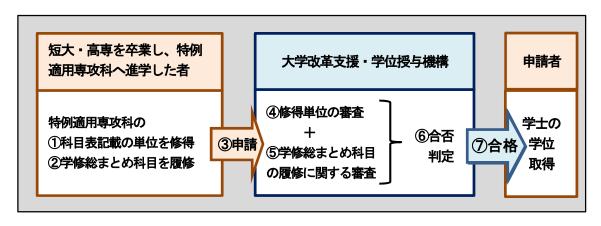
< 令和3年度 特例適用による学位取得者数 >

(人)

申請時期	申請者	学位取得者
4月期	22	22
10月期	1, 756	1, 740
合 計	1, 778	1, 762

①-4 特例適用による学位授与 手順

特例適用による学位授与は4月期と10月期の年2回、以下の手順で行った。



①単位の修得

申請希望者は、機構があらかじめ審査し認定した科目表に記載された授業科目を履修し単位を短期大学・高等専門学校の(機構から特例の適用認定を受けた)専攻科で修得しなければならない。

②学修総まとめ科目の履修

申請希望者は、各専攻科の最終学年に学修総まとめ科目として設定された授業科目を履修しなければならない。

③申請の受付

申請方法はすべて電子申請としている。

・4月期の受付期間:3月19日~4月8日・10月期の受付期間:9月22日~10月8日

4修得単位の審査

科目表に記載された授業科目を履修し、機構の定める要件・基準を満たしているか審査した。

⑤学修総まとめ科目の履修に関する審査

学修総まとめ科目を履修し、単位を修得しているかに加え、申請時に提出する「学修総まとめ科目履修計画書」及び専攻科修了確定時に提出する「学修総まとめ科目 成果の要旨」等に基づき、申請者が学士の水準の学力を有しているか審査した。

6合否判定

学位審査会により修得単位の審査と学修総まとめ科目の履修に関する審査の双方が「可」とされ、かつ専攻科の修了が確認された場合に合格とした。

⑦結果の通知

判定結果は以下の時期までに通知した。

なお、不合格者に対してはその理由も通知した。

・4月期の通知時期:9月末・10月期の通知時期:3月末

①-5 単位積み上げ型の学位授与 審査体制の整備

機構では、学位授与に係る審査を行うため「学位審査会」を設置し、その下に専攻分野ごとに審査 や試験を行う専門委員会と部会を置いている。学位審査会では、その他、短期大学・高等専門学校の 専攻科の認定、省庁大学校の課程の認定等に係る審査も行っている。

なお、新任の専門委員に対しては、管理部学位審査課と研究開発部が連携・協働して例年4月に開催している「学位審査会専門委員協議会」で学位授与制度の概要、審査手順、審査方法等を説明した(令和3年度は書面送付にて実施した)。

< 学位審査会 委員数 > 17人

< 専門委員会・部会 委員数(令和4年3月)>

(人)

\ \ ₃		4n A 4kt		委員数		
	専門委員会	部会数	専門	臨時	合 計	
1	文学・神学	10 部会	29	0	29	
2	教育学	_	10	0	10	
3	社会学	2 部会	5	0	5	
4	教養・学芸	_	4	0	4	
5	社会科学	_	10	2	12	
6	法学·政治学	_	5	1	6	
7	経済学・商学・経営学	_	8	0	8	
8	理学	5 部会	24	5	29	
9	医学・薬学	2 部会	28	0	28	
10	看護学・保健衛生学・鍼灸学	7部会	46	0	46	
11	口腔保健学	_	6	0	6	
12	柔道整復学	_	2	0	2	
13	家政学・栄養学	2 部会	14	0	14	
14	工学・芸術工学	12 部会	104	11	115	
15	農学	_	2	0	2	
16	水産学	_	8	2	10	
17	芸術学	3 部会	22	4	26	
18	体育学	_	3	0	3	
19	商船学・海上保安	_	7	0	7	
合計	19 専門委員会	43 部会	337	25	362	

①-6 単位積み上げ型の学位授与 利便性向上の取組

ア、インターネットを利用した電子申請の推進

申請者の利便性向上と業務の合理化・効率化を図るため、令和元年度から原則としてインターネットを利用した電子申請のみとしたことに加え、さらに令和2年度からは学修成果レポートの提出方法を、印刷したものを5部送付する方法から、電子データをアップロードする方法に変更している。なお、特例適用による学位授与申請については、これまでもすべて電子申請で受け付けている。

イ. 不合格者に対する配慮

再申請の際の留意事項等を個別に伝えるため、学修成果・試験の審査で不可となった申請者のうち、試験欠席者以外の全員に対し、再度申請をする際に、学修成果の作成や、試験において留意すべき事項を提示するため、不可判定の具体的な理由を通知した。

< 不可判定理由を通知した人数 >

87人(内訳: 4月期 39人、10月期 48人)

2-1 専攻科の認定

機構では、短期大学・高等専門学校の専攻科で修得した単位を機構の学位授与の申請要件となる 大学の単位相当とすることができる専攻科として認定している。認定にあたっては、申出のあった 短期大学・高等専門学校の専攻科の教育課程、教員組織、施設設備等を学位審査会が審査し、大学 教育に相当する水準に達していると認められた場合に認定を行っている。

令和3年度は以下のとおり認定等を行った。

〇 令和3年度認定専攻科(新規)

〔短期大学3校、3専攻〕

学校名	専攻名	設置者
郡山女子大学短期大学部	幼児教育学専攻	学校法人郡山開成学園
上野学園大学短期大学部	音楽専攻	学校法人上野学園
富山福祉短期大学	看護学専攻	学校法人浦山学園

〇 令和3年度認定専攻科(組織改編による認定)

[高等専門学校2校、2専攻]

41 3 41 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
学校名	専攻名	設置者	
一関工業高等専門学校	システム創造工学専攻	独立行政法人国立高等専門 学校機構	
秋田工業高等専門学校	グローバル地域創生工学専 攻	独立行政法人国立高等専門 学校機構	

〇 令和3年度認定専攻科(再審査)

[高等専門学校 1 校、3 専攻]

41-3 3 31 00 104 - 1044 -	.,	
学校名	専攻名	設置者
東京工業高等専門学校	機械情報システム工学専攻	VI + /- 7 - 4 - - - - - - - - -
	電気電子工学専攻	独立行政法人国立高等専門 学校機構
	物質工学専攻	

〇 令和3年度教育の実施状況等の審査(レビュー)実施専攻科

新規の認定又は再審査の5年後、その後は7年ごとに認定専攻科の教育の実施状況等に ついて審査している。

[短期大学6校、7専攻]

学校名	専攻名①	専攻名②	設置者
国際学院埼玉短期大学	健康栄養専攻	幼児保育専攻	学校法人国際学院
即体十学行期十学如	医威伊芬雷亚		学校法人東京聖徳学
聖徳大学短期大学部	医療保育専攻		園
ナフギ作士学が言地士学が	*生取る表すた		学校法人女子美術大
女子美術大学短期大学部	造形専攻		学
飯田女子短期大学	養護教育専攻		学校法人高松学園
名古屋短期大学	英語専攻		学校法人桜花学園
奈良芸術短期大学	美術専攻		学校法人聖心学園

②-2 特例適用の認定

認定を受けた短期大学・高等専門学校の専攻科は、機構が定める要件を満たすと学位審査会により判断された場合、学修成果・試験を課さない特例が適用される。

特例適用専攻科の学生が、専攻科での学修(機構の認定した科目の単位を修得すること及び学修総まとめ科目を履修すること)に基づく審査に合格して、専攻科を修了した場合に学位を授与している。

令和3年度は特例適用の認定等を以下のとおり行った。

○ 令和3年度特例適用専攻科(組織改編による認定)

〔高等専門学校2校、2専攻〕

学校名	専攻名	設置者
	ミュニノ创作工学声は	独立行政法人国立高等専門学
一関工業高等専門学校	システム創造工学専攻 	校機構
14四工类方符束用学校	グローバル地域創生工学専	独立行政法人国立高等専門学
秋田工業高等専門学校	攻	校機構

○ 特例適用専攻科に係る教育の実施状況等の審査(レビュー)実施専攻科

特例適用認定後5年以内、その後は5年ごとに特例適用専攻科の教育の実施状況等について審査している。

[短期大学1校、1専攻]

学校名	専攻名	設置者
名古屋短期大学	保育専攻	学校法人桜花学園

〔高等専門学校9校、18専攻〕

学校名	専攻名①	専攻名②	専攻名③	設置者
福島工業高等専門学校	産業技術システ ム工学専攻	ビジネスコミュ ニケーション学 専攻		独立行政法人国 立高等専門学校 機構
小山工業高等専門学校	複合工学専攻			独立行政法人国 立高等専門学校 機構
長岡工業高等専門学校	電子機械システ ム工学専攻	物質工学専攻	環境都市工学専 攻	独立行政法人国 立高等専門学校 機構
徳山工業高等専門学校	機械制御工学専 攻	情報電子工学専 攻	環境建設工学専 攻	独立行政法人国 立高等専門学校 機構
有明工業高等専門学校	生産情報システ ム工学専攻	応用物質工学専 攻	建築学専攻	独立行政法人国 立高等専門学校 機構
都城工業高等専門学校	機械電気工学専攻	物質工学専攻	建築学専攻	独立行政法人国 立高等専門学校 機構
東京都立産業技術高等 専門学校	創造工学専攻			東京都公立大学 法人
大阪府立大学工業高等 専門学校	総合工学システ ム専攻			公立大学法人大 阪
近畿大学工業高等専門 学校	生産システムエ 学専攻			学校法人近畿大 学

<分野別認定専攻科数及び特例適用専攻科専攻数(令和4年4月1日現在)>

	短期大学専攻科		高等専門学校専攻科		合 計
	公立	私立	国公立	私立	
文学		3(1)			3(1)
教育学	1(1)	16(9)			17 (10)
教養		1			1
経済学・商学・経営学			2 (2)		2(2)
工学・芸術工学			102 (102)	2(2)	104 (104)
商船学			5 (5)		5 (5)
看護学		7(1)			7(1)
保健衛生学		4(1)			4(1)
口腔保健学		8(2)			8(2)
家政学・栄養学	1	7(2)			8(2)
芸術学(音楽・美術・演劇)	2(1)	10(1)			12(2)
合 計	4(2)	56 (17)	109 (109)	2(2)	171 (130)

^{※()}内は特例適用専攻科の専攻数であり、内数。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

① 学士、修士又は博士の学位授与

認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、学士は、単位修得状況及び課程修了証明書に基づき学位審査会による審査を行い、申請後1月以内に、学士としての水準を有していると認められる者に学位を授与する。

修士及び博士は、単位修得状況や論文及び口頭試問の結果に基づき、学位審査会による審査を行い、原則として申請後6月以内に、修士又は博士としての水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。

② 課程の認定

学校教育法第104条に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。

また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

自己評価 B

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から「新型コロナ特例措置」を定め、一部スケジュールを変更するなどして、年度内に事業を完了した。具体的には令和4年2月から3月にかけての審査を部分的に集中開催とすることや、例年は一部の審査にのみ導入していた遠隔会議システムの利用について、システムを増強するとともに、利用者のサポート体制を強化して事業の合理化・効率化に努めた。

また、認定された課程について、当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか審査を行い、対象の1校3課程について、遠隔会議システムも利用して審査を行った。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

①-1 省庁大学校修了者に対する学位授与の実績

機構では、大学又は大学院に相当すると認める省庁大学校の課程を修了し、機構の審査に合格した者に学位を授与している。

令和3年度は、省庁大学校修了者1,255人に学位を授与した。

(内訳)・学士 1.147人

· 修士 84人

博士 24人

< 省庁大学校に対する学位取得者数 推移 >

(人)

	平成 29 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
学 士	1, 085	1, 131	1, 064	1, 049	1, 147
修士	74	85	91	101	84
博 士	26	35	23	30	24
合 計	1, 185	1, 251	1, 178	1, 180	1, 255

< 令和3年度学士の学位授与の実績 >

(人)

()			
省庁大学校	専攻分野の名称	学位取得者数	
		人文科学	32
 防衛大学校 本科		社会科学	77
		理 学	42
		工学	350
防衛医科大学校 医学教育部	医学科	医 学	75
	看護学科	看護学	117
水産大学校 本科		水産学	189
海上保安大学校 本科		海上保安	49
気象大学校 大学部		理 学	10
職業能力開発総合大学校 総合課程		生産技術	106
国立看護大学校 看護学部看護学科		看護学	100

< 令和3年度修士の学位授与の実績 >

(人)

省庁大学校		専攻分野の名称	学位取得者数
		理学	3
防衛大学校	连上子听九件削别标性	工学	44
	総合安全保障研究科前期課程	安全保障学	11
水産大学校 水産学研究科		水産学	8
職業能力開発総合大学校長期養成課程職業能力開発研究学域		生産工学	13
国立看護大学校 研究課程	=====================================	看護学	5

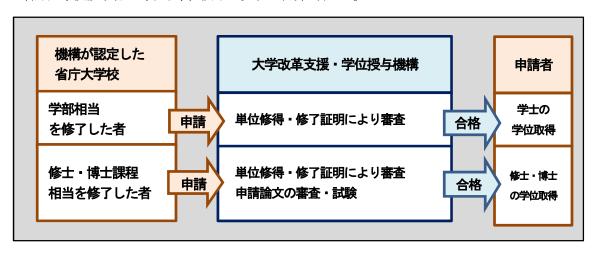
< 令和3年度博士の学位授与の実績 >

(人)

省庁大学校		専攻分野の名称	学位取得者数
	理工学理办钞络批评和	理 学	1
防衛大学校	理工学研究科後期課程 	工学	5
	総合安全保障研究科後期課程	安全保障学	0
防衛医科大学校 医学教育部医科研究科		医 学	18
国立看護大学校 研究課程部看護学研究科後期課程		看護学	0

①-2 省庁大学校修了者に対する学位授与 手順

省庁大学校修了者に対する学位授与は以下の手順で行った。



①-3 省庁大学校修了者に対する学位授与 審査体制の整備

省庁大学校修了者に対する学位授与に係る審査は、単位積み上げ型の学位授与と同様に学位審査会で行った。

詳細は「①-5 単位積み上げ型の学位授与 審査体制の整備」を参照。

②-1 省庁大学校の課程の認定

機構では、各省庁大学校からの申出を受けて、各課程の教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等について学校教育法等の関係法令に照らして審査し、大学又は大学院と同等水準であると認めるものを、大学又は大学院に相当する教育を行う課程として認定している。また、認定を受けた課程に対しては、原則として5年ごとに教育の実施状況等の審査(レビュー)を行い、上記の水準が維持されていることを確認している。

令和3年度は以下のとおり1校3課程について教育の実施状況等の審査を行った。

○ 令和3年度教育の実施状況等の審査(レビュー)実施課程

1. 大学の学部に相当する教育を行う課程

1校、1課程

学校名	課程名	所管省庁
防衛大学校	本科	防衛省

2. 大学院の修士課程に相当する教育を行う課程

1校、1課程

学校名	課程名	所管省庁
防衛大学校	理工学研究科前期課程	防衛省

3. 大学院の博士課程に相当する教育を行う課程

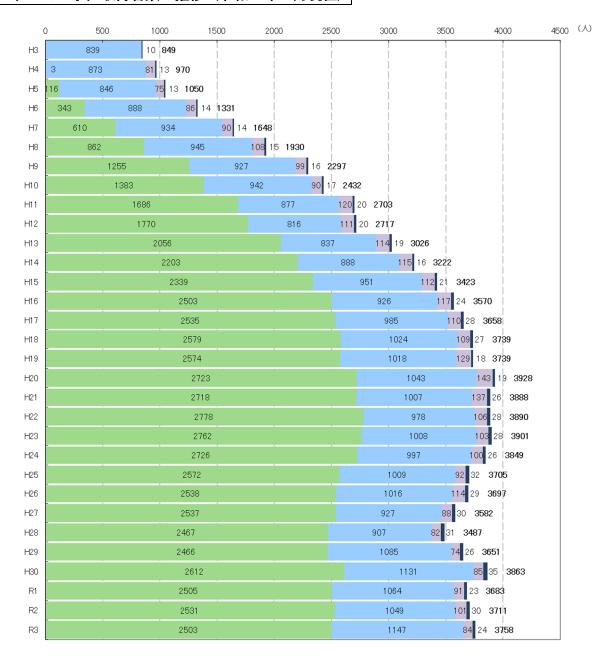
1校、1課程

学校名	課程名	所管省庁
防衛大学校	理工学研究科後期課程	防衛省

< 課程認定を受けている省庁大学校と学位の種類 >

省庁大学校名	学位の種類			
1日八子仪石 	学 士	修士	博士	
防衛大学校	理学、工学、	理学、工学、	理学、工学、	
	社会科学、人文科学	安全保障学	安全保障学	
防衛医科大学校	医学、看護学	ı	医学	
水産大学校	水産学	水産学	_	
海上保安大学校	海上保安	ı	_	
気象大学校	理学	ı	_	
職業能力開発総合大学校	生産技術	生産工学	_	
国立看護大学校	看護学	看護学	看護学	

すべての学位取得者数の推移(令和4年4月現在)



学位取得者総数:94,897 (人)

短期大学・高等専門学校卒業者等を対象とする単位積み上げ型の学位授与

■学士

機構認定の教育施設(各省庁大学校)の課程修了者への学位授与

■学士 ■修士 ■博士

(※各年度の太字は合計)

(3) 学位授与事業の普及啓発

学位授与の申請者等に適切な情報を提供するため、学位授与に関する申請書類等の内容の充実 に努める。

また、生涯学習に関係する機関等とも連携し、パンフレットの配布や説明会の開催等を積極的に行うとともに、アクセス情報の分析に基づき、社会における学位授与の制度等に対する理解の 増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。

自己評価 B

学位授与制度を紹介するリーフレット(『学士をめざそう!』)及び機構が授与する学位を説明したリーフレット(『機構が授与する学士の学位』)について、年度計画のとおり、関係各所に配布し、申請者の拡大や学位授与事業の社会における理解の増進を図った。

また、学位授与制度や学位授与申請に係る説明等を行った。なお、研究開発部との協働により、「単位積み上げ型の学士の学位授与制度」の概要を説明する動画コンテンツを制作して、一般の方がオンラインでウェブサイトからアクセスして視聴できるようにした。6月下旬の一般公開から令和4年3月末時点で約2,500回再生されている。

「学位取得者表彰制度(機構長緑秀賞)」に基づき、令和2年度の学位取得者のうち、1人を選考の上、表彰した。オンライン会議システムにより受賞者とのリモート・インタビューを実施し、ウェブサイトや文教関係雑誌に記事を掲載するなど、学位授与事業の啓発に係る情報発信に努めた。

広報活動の成果の評価や利用動向の分析のため、ウェブサイトのアクセス件数を調査するとともに、ウェブサイト上で学位授与事業に係る活動内容の情報発信に努めた。

これまでの電話による問合せ対応に加えて、機構ウェブサイト内に学位授与申請関係専用の問合せフォームを11月に作成した。このことにより、学位授与申請者及び申請予定者が、平日の受付時間内に問合せができない場合や、障がい等により電話での問合せができない場合にも対応することを可能とした。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

■ 実績・参考データ

(1)−1 学士の学位をめざす方への説明会の実績

機構では、放送大学との協定事業の一環として、学士の学位をめざす方への説明会を管理部学位審査課と研究開発部が連携・協働して例年実施している。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、参集による開催は中止とし、オンラインで視聴可能な制度概要を説明した動画コンテンツを作成して、6月に実施した。説明会では、説明内容とともに動画コンテンツの初公開を兼ねて、約400人の参加登録者に向けて放送大学から限定同時配信を行った。

< 学士の学位をめざす方への説明会参加者数 推移 >

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
123	149	(160) *	_	363 ^{***}

※令和元年度については申込者数としている。

※※令和3年度についてはオンライン実施のため延べ視聴者数としている。

①-2 各種広報活動の実績

例年、学位授与制度を紹介するリーフレットを関係機関等へ配布している。また、放送大学各学習 センターに対しては、リーフレット送付状に出前説明会の実施について案内している。また、研究開 発部との協働により、「単位積み上げ型の学士の学位授与制度」の概要を説明する動画コンテンツを 制作して、一般の方がオンラインでウェブサイトからアクセスして視聴できるようにした。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される状況を踏まえ、放送大学各学習センターが独自に 行っている入学希望者や在学生向けの学位取得説明会等において、機構からもオンラインで参加し、 在校生・卒業生の機構での学位取得を検討している専門学校関係者に対して説明を行った。

< 各種広報物の配布先 >

名 称	配布数	主な配布先
新しい学士への途	3, 858部	申請予定者、短期大学、 高等専門学校、都道府県
学位授与申請 書 類	3, 153部	申請予定者、短期大学、 高等専門学校、国会図書館
学士をめざそう!	14, 607部	短期大学、高等専門学校、 専門学校、高等学校等専攻科、 公立図書館、生涯学習センター
機構が授与する学士の学位	8, 788部	大学、都道府県、学位取得者、 ハローワーク、商工会議所、 各国在日大使館

② 学位取得者表彰(機構長緑秀賞)

令和2年度の学士の学位取得者のうち、生涯学習に努め、特に精励したと認められる者1人を表彰した。オンライン会議システムにより受賞者とのリモート・インタビューを実施し、ウェブサイトや文教関係雑誌に記事を掲載するなど、学位授与事業の啓発に係る情報発信に努めた。

③ ウェブサイトによる情報発信

広報活動の成果の評価や利用動向の分析のため、ウェブサイトのアクセス件数を月ごとに調査した。

ウェブサイトにおいて毎月発行する広報誌「機構ニュース」(第214号~第225号)により、学位 授与事業に係る活動内容について掲載・情報発信を行った。

○ 広報誌 機構ニュース

https://www.niad.ac.jp/publication/kikou/kikou news/

令和2年度学位取得者表彰式及び意見交換会を開催

当機構では、学校教育法第104条の規定に基づき、我が国において大学以外で学位を授与する唯一の機関として、学位授与事業を実施しており、これまで9万1千人を超える人々に学位を授与しています。学位取得者表彰は、学士の学位を取得した者のうち、生涯学習に努め、特に精励したと認められた者を対象とする表彰制度として、平成29年度に「機構長線秀賞」(機構ロゴマークにも使用されている希望を意味する"線"色と、生涯学習に"秀"でた者に対する賞であることに由来)を創設しました。今年度は、令和2年度の学士の学位取得者から青山和美氏を表彰しました。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年9月16日(木)に、リモートでの表彰式及び意見交換会を行いました。



リモートで表彰状授与を行う様子

福田機構長より表彰状と記念品が授与された後、お祝いの挨拶があり、続いて、青山氏から、感謝と喜びの言葉が述べられました。

また、意見交換会では、青山氏の学位取得のきっかけや、科目等履修生として大学へ通学し日々勉学 に臨む上での努力等について、機構教職員との忌憚のない意見交換がなされました。青山氏は、「学問へ の憧れがあり、『物事の本質を知る』学問の楽しさに触れられる喜びを感じながら、日々新しい学びを得 られるため、毎日が『ワクワク』の連続だった」と笑顔で述べられ、福田機構長及び機構教職員ともに 感銘を受け、たいへん有意義で貴重な機会となりました。



意見交換会の様子

※令和3年度の学位取得者表彰式 (第220号(令和3年10月発行)掲載記事)

く年度計画>

(1)大学等連携·活動支援

① 大学等との連携

- ア 大学等における教育研究の質の維持向上に資する情報等を収集、蓄積し、大学等が評価活動やIR (インスティテューショナル・リサーチ)活動等に活用できるよう提供する。
- イ 大学等の教職員向けの研修等を開催するなど、大学等と連携して質保証に関わる人材の能力向上を支援するための取組を行う。
- ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学等における各種の学習に関する情報を収集・整理し、提供する。

② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

- ア 国立大学法人の財務に関係する情報収集、分析及び成果の提供を行う。
- イ 国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報について、大学等と協働して分析を行い、大学運営 に資する指標など、これらの成果を広く大学等に提供するための検討を行う。

③ 大学ポートレート

大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートを運用する。その際、大学ポートレートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証する。

本中期目標期間中における運営費交付金の具体的な削減目標の設定や、負担割合の段階的な削減について検討する。

また、検証結果を踏まえて、利用者の利便性の向上等、機能の改善・充実に努める。

④ 評価機関との連携

認証評価機関連絡協議会等を通じ、他の評価機関と連携して、社会や大学等を意識した認証評価に関する情報の発信や職員の能力向上等に取り組む。

(2) 国際連携・活動支援

① 国際的な質保証活動への参画

国際的な質保証ネットワークや、諸外国の質保証機関との連携・協力を通じて、国際的な質保証活動への参画及び情報交換・共有を図る。日中韓質保証機関協議会における活動等、覚書締結機関と共同で行う取組を推進する。

② 資格の承認に関する調査及び情報提供

高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約(東京規約)に基づき、我が国における国内情報センター(NIC)として設置した「高等教育資格承認情報センター(NIC-Japan)」の活動を推進し、我が国の学位等の高等教育資格の国際的な通用性の確保及び諸外国との円滑な資格の承認に資するため、国内外の高等教育制度等に関する調査及び情報提供並びに海外のNIC等との連携を行う。

(1) 大学等連携・活動支援

① 大学等との連携

- ア 大学等における教育研究の質の維持向上に資する情報等を収集、蓄積し、大学等が 評価活動やIR (インスティテューショナル・リサーチ)活動等に活用できるよう 提供する。
- イ 大学等の教職員向けの研修等を開催するなど、大学等と連携して質保証に関わる人 材の能力向上を支援するための取組を行う。
- ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大 学等における各種の学習に関する情報を収集・整理し、提供する。

自己評価 B

国公立大学・公立短期大学の令和3年度大学基本情報を収集・整理し、ウェブサイトに公表した。また、大学ポートレート・大学情報システム内に構築した「国公立大学情報活用サイト」を通して、当該情報を大学の評価活動やIR活動等に活用できる形で提供した。

大学等の教育の実践とその質保証に関わる業務に携わっている教職員を対象に、大学等の質保証人材育成セミナーをオンラインで開催し、セミナー後のアンケートからはおおむね肯定的な評価が得られた。また、大学からの人事交流者に対し、データ処理をテーマとした大学等の質保証に関する研修を開催し、研修後のアンケートからはおおむね肯定的な評価が得られた。

大学質保証ポータルの掲載内容の充実を図り、大学等における教育研究の質保証に関する 情報を広く提供した。

認証評価及び選択評価を予定している対象校について、音声解説付スライド配布や資料掲載等による説明会を実施した。

大学院を置く全国公私立大学を対象とした学位授与状況等調査を実施したほか、「令和3年度大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」及び、「令和4年度科目等履修生制度の開設大学一覧」について作成、公開した。後者については、学位授与事業に関する特別なプログラムを設けている大学等も引き続き掲載し、情報提供に努めた。以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

①-ア 大学等における教育研究の質の維持向上に資する情報等の収集・蓄積・提供

機構では、国公立大学・公立短期大学から提供された学生数、教員数等の基礎的な情報を整理し、大学・短期大学関係者及び高等教育に関心のある第三者の利便に供するよう、「大学基本情報」としてウェブサイトで公開している。令和3年度も当該年度分の情報を令和3年7月に収集・蓄積し、9月30日にウェブサイトに掲載した(国立大学86校、公立大学98校、公立短期大学14校、株式会社立大学3校分)。また、国公立大学情報活用サイト(「③-4 大学ポートレートの利便性向上、機能の改善・充実」参照)を通して、収集・蓄積した大学基本情報を大学等が評価活動やIR(インスティテューショナル・リサーチ)活動等に活用できるよう提供する等に活用できる形で提供した。

大学基本情報	服 2021(R3)	
学生教職員等	(7-A) 学生数	DOWNLOAD
	(7-B) 教員数 (本務者)	DOWNLOAD
	(7-1) 教員数(本務者)(再掲)	DOWNLOAD
	(7-Z) 教員数 (兼務者)	DOWNLOAD
	(7-C) 職員数	DOWNLOAD
学部学生内訳	(8-D) 学科別学生数 入学志願者数 入学者数	DOWNLOAD
	(8-2) 学科別学生数のうち休学者数	DOWNLOAD
	(8-3) 学科別学生数のうち最低在学年限超過学生数(編入学者は除く。)	DOWNLOAD
	(8-G) 出身高校の所在地県別入学者数	DOWNLOAD

大学基本情報ウェブサイト (https://portal.niad.ac.jp/ptrt/table.html)

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価に活用するため、組織情報及び教育研究情報の収集・整理を進め、これらの情報を基に入力データ集及びデータ分析集を作成した。

①ーイ 質保証人材の能力開発

a. 大学等の自己評価担当者等に対する研修

○令和4年度に実施する大学機関別認証評価等に関する自己評価担当者等に対する 研修会

実施方法:クラウド上での音声解説付スライド配布及びウェブサイトへの資料掲載

実施期間:令和3年6月28日(月)~

(※音声解説付スライドの配布のみ7月12日(月)まで)

○令和4年度に実施する高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に 対する研修会

実施方法:ウェブサイトへの資料掲載 実施期間:令和3年9月30日(木)~

○令和4年度に実施する法科大学院認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会

実施方法:クラウド上での音声解説付スライド配布及びウェブサイトへの資料掲載

実施期間:令和3年6月10日(木)~

(※音声解説付スライドの配布のみ7月16日(金)まで)

b. 大学等の質保証に関する研修

テーマ:データ処理

対象:機構内における大学からの人事交流者のうち、情報リテラシの向上に意欲の

ある職員 (ExcelVBAの初級レベル)

開催月日:令和3年7月27日(火)、28日(水)

参加者数:10人

・アンケート結果、回答率

項目	(5段階評価の平均値)
全体を通じた理解度	3.89
内容の有用度	4.56
研修の満足度	3.89
回答率	90%

c. 大学等の質保証人材育成セミナー

テーマ:学習成果の公正な測定:その現状とポストコロナにおける課題

対象:大学等の教育の実践とその質保証に関わる業務に携わっている教職員

開催月日:令和4年2月7日(月)、14日(月)

参加者数:552人

・アンケート結果、回答率

項目	(5段階評価の平均値)	
全体を通じた理解度	4.09	
内容の有用度	4.06	
セミナーの満足度	4.17	
回答率	63%	

d. 大学質保証ポータル (https://niadqe.jp/)

機構では、大学等における教育研究の質保証に関する情報を広く提供することを目的として「大学質保証ポータル」を公開している。令和3年度は、大学等の教職員が質保証や評価事業等の基礎について体系的に学習できる教材「大学評価早わかり」について、認証評価に関する項目を追加し、更新した。また、「高等教育に関する質保証関係用語集」の用語検索ページを作成し、令和4年3月に公開した。



①一ウ 学位授与に係る情報の収集・提供

a. 学位授与状況等調査

高等教育行政上の基礎資料を得ること及び学位授与に関連する情報を収集することを 目的として、文部科学省と共同で、博士・修士・専門職学位の学位授与状況等について の調査を毎年度実施している。

令和3年度は、令和元年度の学位授与状況等を調査するため、事前に文部科学省と調整の上、令和3年9月15日付で、大学院を置く各国公私立大学(全647大学)へ調査票を送付した。令和4年2月末までにすべての対象大学から回答を回収し、集計の上、令和4年3月24日付で調査結果を文部科学省に提出した。

なお、調査結果については、文部科学省より公表されることとなっている。

b. 機構が授与する学位の取得に必要な単位取得に関する情報の収集・整理・提供

< 科目等履修生制度の開設大学一覧 >

大学の科目等履修生制度の開設状況を調査し、その結果を公開した。

 $\underline{https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/kamokutou/}$

< 大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧 >

機構が認定した短期大学、高等専門学校の専攻科について、各大学等を調査し、その結果を公開した。

https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/senkouka.html

< 特別なプログラム等の開設大学紹介 >

大学が科目履修生に対して設けている機構の学位授与事業に関する特別なプログラム等について掲載している。

https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/kamokutou/1323201_3711.html

② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

- ア 国立大学法人の財務に関係する情報収集、分析及び成果の提供を行う。
- イ 国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報について、大学等と協働して 分析を行い、大学運営に資する指標など、これらの成果を広く大学等に提供するた めの検討を行う。

自己評価 A

各国立大学法人の令和2事業年度の財務諸表等について、国立大学法人の財務に係る調査、分析、データのとりまとめを行い、「国立大学法人の財務」を各国立大学法人へ提供した。

また、令和2年度に国立大学法人等の長期借入金の借入れ・債券の発行要件が緩和され、債券発行の関心が高まったこと受け、国立大学法人等の財務基盤強化に向けた新たな支援として、機構の債券発行の実績を活かし、基礎編と実務編の2部構成の内容で「国立大学法人等の債券発行に関する説明会」を開催した。説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止やより多くの職員が参加できる環境構築の観点からオンラインで実施したことにより、国立大学法人等の財務担当の理事や部課長をはじめとする、延べ600人以上の参加者があり、国立大学法人等において行われる円滑な債券発行の検討に資するものとなった。

さらに、機構が主催する2つのワークショップにおいては、11種類のオンライン学習コンテンツを新たに作成し、オンラインの利便性を生かして効率的に学習できる環境を整えるなど、多忙な医師や看護師をはじめとした病院教職員にも病院経営に必要な知識をいつでも学べる環境を整備した。これまで2つのワークショップにおいては各病院1人程度の参加としていたところを、オンライン開催により複数人の参加も可能としたことで、組織として病院の経営改善により繋げられる環境を作り、研修の実効性の向上を図った。これにより、参加者も計288人(前回は117人であり171人の増加)となった。「国立大学附属病院経営分析ワークショップ」では、その目的をこれまでの"知識の修得"中心から"研修後の活用"に軸足を移し、研修後の実務に活用できるようチーム参加とした。また、「病院経営次世代リーダー養成塾」では、全国立大学病院の病院長アンケートから浮かび上がった問題意識をもとに内容をより実践的にするとともに、病院長の経営に対する考え

上がった問題意識をもとに内容をより実践的にするとともに、病院長の経営に対する考え方を理解できるよう病院事務部長等にも広く傍聴を認めることとしたことで、より病院の経営改善に生かせる形となった。これらにより、いずれのワークショップも病院の経営力強化への支援に資するものとなった。

病院の経営分析ツール「CVP シミュレータ」(※CVP:Cost-Volume-Profit(損益分岐点))については更新版を提供したことに加え、今回新たに、国立大学附属病院のニーズに応える形でシミュレータを活用した研修事例の具体的な紹介を行うことにより、提供したシミュレータが一層活用される環境醸成に努めた。

教育研究情報・財務情報連携による大学経営手法モデルの開発に向けた共同プロジェクトにおいては、「共通課題」、「個別課題」、「その他」の各取組を進め、今回新たに、工学系分野における研究活動のモニタリング・ツールの開発に取り組み、試作結果をまとめた。

以上のように、これまでの取組に加えて、国の制度改正等に合わせ時宜にかなった新たな説明会の開催や、今後様々な研修において活用可能な11種類のオンデマンド型学習コンテンツの新規作成によりオンラインの利便性を生かして効率的に学習できる環境を整えたこと、さらに、2つのワークショップでは、病院内の部署間連携を促すチーム参加や病院

長を支える医師や看護師の複数参加を認めるなど、研修後に組織として病院の経営改善に繋げられる環境を作り、より実務に生かせるよう研修の実効性の向上を図ったこと等、当初以上の成果をあげて計画を達成した。

以上のことから年度計画における所期の目標を上回る成果が得られていると判断し、Aとした。

実績・参考データ

②-ア 国立大学法人の財務に係る調査・分析

(1) 国立大学法人の財務

各国立大学法人へ財務に関係する情報やその分析結果をまとめた「国立大学法人の財務」を提供するため、令和3年9月に文部科学省を通じて各国立大学法人の前事業年度に係る財務諸表等を収集し、9月末までに今後分析等を行うために必要なデータの集計を行った。

また、令和3年度版は、令和2年度に設立された東海国立大学機構の財務データや財務指標等の取扱いを本資料の継続性等を担保する観点から専門的に検討するため、6月までに有識者の人選を行い、10月に「国立大学法人の財務」に係る有識者会議を開催した。令和4年度に設立される北海道国立大学機構や奈良国立大学機構おける影響と併せて検討を進め、本資料は法人ごとの経営状況の推移を分析していくことが目的であるものの、今後の参考情報として、セグメント情報を用いて可能な限り各大学のデータをも把握し提供するとの結論を得た。

令和3年度の「速報版」(①法人別概要財務諸表、②必要度の高い財務分析比率(17指標))をとりまとめ、11月に各国立大学法人に対して機構の国立大学法人専用ページを通じて提供した。また、国立大学法人の特性別・規模別の比較や経年推移の分析等を加えた確定版である「国立大学法人の財務」を令和4年3月に刊行・提供した。

(2) 国立大学法人等の債券発行に関する説明会

令和2年度に国立大学法人等の長期借入金の借入れ・債券の発行要件が緩和されたことを受け、国立大学法人等の財務基盤強化に向けた新たな支援として、「国立大学法人等の債券発行に関する説明会」をオンラインで開催した。説明会は、機構が蓄積してきた債券発行の実績を活かし、債券発行に必要な基礎的な知識と日本の債券市場について理解を深める基礎編と債券発行に必要な手続や留意点等の実務について具体的に理解を深める実務編の2部構成の内容とした。第1部・基礎編を令和3年11月18日、第2部・実務編を12月10日に開催し、国立大学法人等の財務担当の理事や部課長のほか、資金調達等の実務担当者など債券発行に関心のある者など幅広い層から、600人程度の参加があった。

第1部・基礎編では、文部科学省より国立大学改革や債券発行に係る制度改正等について、機構より日本の債券市場の概要等について、令和2年度に初めて国立大学法人債を発行した東京大学より債券発行の実例について説明し、質疑応答を行った。

第2部・実務編では、実際に債券の引受を行う証券会社の担当者から、①国立大学法人債発行の意義、②起債時の運営、③投資家への情報発信(IR活動)、④SDGs、 ⑤金利動向等、個別テーマについて説明し、質疑応答を行った。

説明会終了後のアンケートにおいては、回答者の9割以上から有益だったとの回答が得られるとともに、資産・資金活用に関する勉強会など今後も国立大学法人等の財務基盤強化に資する説明会等の開催を望む回答が寄せられた。



国立大学法人等の債券発行に関する説明会



(3) 病院経営分析検討チーム及び国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方 ワーキンググループ

病院経営分析検討チーム」とその下に設置されている「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方ワーキンググループ」について、令和4年3月末までにチーム会議を3回、ワーキンググループを8回ウェブ等にて開催した。

また、令和3年度は、機構が主催する2つのワークショップを、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から初めてとなるオンラインで開催するために、ワーキンググループの委員を各担当に分け、各ワークショップ担当者会議を7回開催し、ワークショップの開催方針や構成、オンライン学習コンテンツ作成等の検討を専門的に行った。

「国立大学附属病院経営分析ワークショップ」(全国国立大学病院事務部長会議総務委 員会と共催)では、前回より講義時間を短縮せざるを得ない制約がある中でも従来と同等 の学習効果を担保できるように、病院の財務分析の基礎知識をまとめたオンデマンド型講 義動画や機構の施設費貸付事業の仕組み等を解説した教材などの事前学習コンテンツを3 種類とモデル大学病院の財務分析を行うといった事前課題を用意した。また、これまでの 受講者から、個人参加では研修によって得られた知識を病院内で普及させにくく感じてい るとの声があったことから、開催方針をこれまでの"知識の修得"中心から"研修後の活 用"に軸足を移し、研修後の実務に活用できるよう、個人参加から財務系や医事系といっ た様々な部署職員3~5人のチームでの参加とし、チームで事前課題やグループワークに 取り組むことで病院内での連携促進や知識の共有が図られるように新しい仕掛けを設け た。また、オンラインでの特性を生かし、傍聴参加も認めることで、より幅広い職員が参 加できる環境を構築した。さらに、初めてのオンライン開催に向けて2回のトライアルを 行い、主催者側(ファシリテーター)のグループワーク進行時の役割やオンライン進行上 の通信トラブル等も検証した上で令和3年11月15日から17日にグループワーク(15日:3 グループ、13大学、16日: 3 グループ、13大学、17日: 3 グループ、14大学) を、同月19 日に各グループの代表大学による成果発表を実施した。

その結果、各附属病院から傍聴者も含めて244人(参加者165人(前回は48人の参加(117人の増加))、傍聴者79人)の参加があった。ワークショップ終了後のアンケートにおいて、事前講義の内容について、8割の回答者から適切との回答を得、今回初めての試みであった附属病院ごとのチーム参加についても、9割を超える回答者から適切との回答を得た。また、本研修で学んだ、増収・費用削減・投資計画・財務計画の検討プロセス(『①事業継続に必要な設備投資計画の策定→②中長期的な安全性を考慮した財務計画の策定→③実現可能な経営改善策の検討』という手順)について、参加した9割の附属病院から自院で活用したいとの回答を得た。

また、「病院経営次世代リーダー養成塾」 (一般社団法人国立大学病院長会議と共催)

については、前回までは参加者を各附属病院1名程度としていたところ、オンライン開催 の特性を生かして、次世代の病院経営に参画することが期待される、医師、歯科医師、メ ディカルスタッフの参加だけでなく、病院長の経営に対する考え方を理解できるよう病院 長を支える看護師や事務部長等の傍聴も可能とし、研修後に組織として病院の経営改善に 繋げられる環境を整えた。内容についても、病院経営に役立つ実践的な知識を修得できる よう、病院経営の分野に優れた知見を有する公認会計士や現職の病院長からの特別講演、 病院再開発及び再開発後の病院経営に関わられた方等の経験談を通じたパネルディスカッ ションを実施した。また、新たに、国立大学附属病院の経営にあたり必要となる各種知識 (国立大学病院における予算制度や財務諸表の着目ポイントなど)を、計8種類の15分程 度のオンデマンド型学習動画にまとめ、事前学習コンテンツとして学んで頂いた上で、令 和4年2月17日にワークショップを開催した。このワークショップには、各附属病院から 傍聴者も含めて254人(参加者123人(前回は69人の参加(54人の増加))、傍聴者131人) の参加があった。ワークショップ終了後のアンケートにおいて、オンデマンドで配信した 8種類の事前講義動画については平均して89回受講(傍聴者含む)され、9割以上の受講 者から有益との回答を得た。また、当日の2つの特別講演やパネルディスカッションにつ いても、平均9割以上の回答者から有益との回答を得るとともに、経営者(リーダー)の 考え方や実践方法を学べたことを評価する意見が寄せられた。なお、養成塾全体について は、アンケートに回答したすべての参加者から有益との回答を得た。

【国立大学附属病院経営分析ワークショップ】 【病院経営次世代リーダー養成塾】





このほか、各附属病院の令和2年度決算情報を基に、経営分析ツール「CVPシミュレータ」の更新版と「国立大学附属病院における決算資料等から見る経営判断の指標等について」の更新版を作成し、これに、今回は国立大学附属病院においてニーズのあったCVPシミュレータの具体的な活用事例動画を新たに加え、令和4年3月に提供した。

②-イ 国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報の分析・提供

(1) 大学経営手法モデルの開発に向けた共同プロジェクト

複数の国立大学法人(覚書締結大学)との間で実施している教育研究情報・財務情報連携による大学経営手法モデルの開発に向けた共同プロジェクトは、①覚書締結大学が共通で取り組める「共通課題」、②大学が個別に抱える「個別課題」、③大学運営基盤強化に資する「その他」で構成し、複数の取組を進行している。

この取組の検討のため、令和3年度は共同プロジェクト推進チーム会議を6回、技術的 事項等検討会を5回(有識者ヒアリング2回を含む)開催した。

まず、共通課題では、令和2年度に仮定した研究パフォーマンス確認モデル(※)について、覚書締結大学と意見交換を行うとともに、8月から12月にかけて分析に必要なデー

タ(研究ユニットごとの研究費、競争的資金受入額、人件費、論文数といった約 20 種類、3年から8年分)の提供を受け、分析を行い、令和4年2月に試行用のモデルに基づく分析結果を覚書締結大学に提案し、意見交換を行った。

(※)研究分野ごとにインプット(ヒト・モノ・カネなどの投資資源)とアウトプット(論文数等・特許数・競争的資金額等の研究成果)を対照させて平均的なパフォーマンスを把握し、各年度のパフォーマンスを平均レベルと比較して確認するモデル。

また、個別課題では、覚書締結大学の教育のレピュテーションを向上させるため、大学から在学生や卒業生に関するアンケートの提供を受けて、回答データの相関関係から学部分野別の学生満足度の傾向や自由記述のテキストマイニングから学生の特性等の分析を行い、取組の成果として、11月に分析結果を覚書締結大学と共有しつつ、各アンケートの改良点についても提案を行った。

その他、国立大学法人運営費交付金の成果に基づく配分が強化される中、今後、各大学は研究活動等のパフォーマンスを定期的に確認し、適時に必要な対応をとることが今まで以上に求められると考えられることから、令和3年度から新たに大学の財務と非財務情報(研究活動等の情報)とを組み合わせた指標を複数作成し、大学の強みや弱みが分析できるモニタリング・ツールの開発を進めている。この研究活動のモニタリング・ツール開発にあたっては、有識者ヒアリングを開催し、評価の観点や指標の設定などについて意見を伺いつつ検討を進めており、令和3年度末までに工学系分野における一定の試作結果を得た。また、機構が保有する財務情報と教育研究情報を活用しながらデータサイエンス的手法により分析を行う取組においては、国立大学間の近接関係の把握やそれによる新たな国立大学法人のグループ化、影響度の強い指標の選別、指標の相関関係等を可視化できるシステム開発等に取り組んだ。

そして、令和4年3月に共同プロジェクト推進委員会を開催し、令和3年度の取組状況を報告するとともに、令和4年度以降に分析モデルの試行や検証を行うといった今後の進め方やスケジュールについて決定した。

③ 大学ポートレート

大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、日本私立学校振興・共済 事業団と連携して大学ポートレートを運用する。その際、大学ポートレートへの参加大 学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及 び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証する。

本中期目標期間中における運営費交付金の具体的な削減目標の設定や、負担割合の段階的な削減について検討する。

また、検証結果を踏まえて、利用者の利便性の向上等、機能の改善・充実に努める。

自己評価 B

日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートの運用を行うとともに、大学ポートレート運営会議の開催に向けて同事業団及び関係団体と共に審議事項の調整等を行った。大学ポートレート運営会議では各私学団体から聴取した意見を踏まえ、今後の運用方針について審議した。また、大学ポートレートステークホルダー・ボードにおいて有識者から聴取した意見から、大学ポートレートの改善に向けた具体的な示唆を得た。

参加校数は令和 2 年度と同等であり、大学ポートレートウェブサイト(国公私立全体)のアクセス数は令和 2 年度から 17.0%増加した。

運営費交付金の削減目標達成のため、システム改修事項等の精査を行った。

「国公立大学情報活用サイト」について、参加機関からの意見を踏まえ改善を行った新たな分析レポートを提供するとともに、分析環境の利用を促進するため、オンラインのセミナーを開催した。また、大学の利用者に対するヒアリングにおいて、大学の現場では、他大学をベンチマークとして自大学の状況を分析するための基礎データとして利用する等、同サイトの学内 I Rへの活用が進んでいることが確認された。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

③-1 大学ポートレートの運用

大学ポートレートは、大学の情報の公表を求める社会的要請等を背景に、データベースを用いた大学の教育情報の公表・活用のための共通枠組みとして構築され、大学団体及び認証評価機関等による自主的かつ自律的な取組として実施されている。平成27年3月に大学の教育情報を公表するウェブサイトを公開後、平成30年10月に国際発信版ウェブサイトの英語版を、令和2年12月には中国語版を公開し、国公立の大学・短期大学の教育情報を国内外に向けて公表している。

運用は、大学団体等の関係者からなる大学ポートレート運営会議において審議された運営方針に基づき、日本私立学校振興・共済事業団と連携して行っている。両者の役割分担については、機構が国公私立共通のプラットフォームの提供及び国公立大学の情報の取扱いを、日本私立学校振興・共済事業団が私立大学の情報の取扱いを担当している。

令和3年度は令和3年9月22日から9月29日にかけて書面により、令和4年2月10日にウェブ会議システム等を利用し大学ポートレート運営会議を開催した。また、令和4年1月7日に令和3年度大学ポートレートステークホルダー・ボードを開催し、ウェブ会議の利点を活かして遠方在住の有識者からのヒアリングを行い、大学ポートレートについての意見を聴取した。

く 大学ポートレートの目的 >

- ・大学の多様な教育活動の状況を、国内外の様々な者にわかりやすく発信することにより、大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の 高等教育機関の国際的信頼性の向上を図る。
- ・大学が自らの活動状況を把握・分析するために教育情報を活用することにより、エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速、外部評価による質保証システムの強化を図る。
- ・基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、各種調査等への対応に係る大 学の負担を軽減することにより、大学運営の効率性の向上を図る。



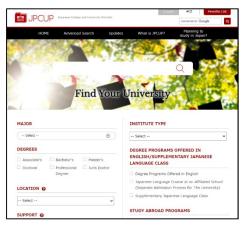


(国公私共通検索画面)

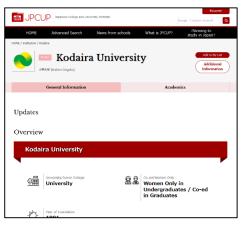


(大学情報の表示画面例)

公表ウェブサイト 国際発信版 (https://jpcup.niad.ac.jp/)



(検索画面)



(大学情報の表示画面例)

③-2 大学ポートレートの効果の検証

令和3年度の参加校数及びアクセス数は下表のとおりである。

大学ポートレート及び大学ポートレート(国際発信版)の利用を促進するため、高等学校関係者参加の行事へのチラシ配布に加えて他の戦略的・効果的な広報活動として、9月に各都道府県・指定都市教育委員会の管理・指導主幹部課長を対象とした会議(文部科学省主催)にて大学ポートレートの説明を行うとともに、教育委員会を通じて各学校の進路

指導関係者に対する広域な周知を行い、また、文部科学省のメールマガジンへ寄稿した。 さらに、大学入試センターウェブサイト「共通テスト利用大学情報」への新たなリンク掲載等により利用者のアクセス環境を広げた。

く 参加大学数 >

	参加(全体)		参加(国際発信版)	
	参加校数	参加割合	参加校数	参加割合
国立大学	86校	100.0%	84 校	97.7%
公立大学	83校	84.7%	48 校	49.0%
公立短期大学	12校	85.7%	2校	14.3%
株式会社立大学	3校	75.0%	2校	50.0%
計	184校	91.1%	136 校	67.3%

< アクセス件数の推移 >

	国公立のみのアクセス数	国公私立全体のアクセス数※		
平成29年度	640,642件	3,604,296件		
平成30年度	856,136件	4,514,585件		
令和元年度	1,011,391件	5,181,594件		
令和2年度	1,187,246件	5,214,561件		
令和3年度	1,508,086件	6,100,873件		

※日本私立学校振興・共済事業団が運用する私学版ページを含む。

< 利用者への意見聴取 >

大学ポートレートが想定するステークホルダー(高等学校関係者等)からの意見又は評価を聴取する場である大学ポートレートステークホルダー・ボードを令和4年1月7日に開催し、進路指導に携わる現役の高等学校教員等から大学ポートレート活用事例のヒアリングを行い、意見を聴取した。得られた意見は、令和4年2月10日開催の大学ポートレート運営会議(第16回)において報告した。

③-3 大学ポートレートの運営費交付金削減目標の達成に向けた取組

大学ポートレート事業の財源は国からの運営費交付金及び参加機関から徴収する負担金である。第4期中期目標期間における運営費交付金の削減目標達成のため、システム運用保守における軽微な改修に備え運用保守契約内に予め含めている機能改修工数の削減等を行った。

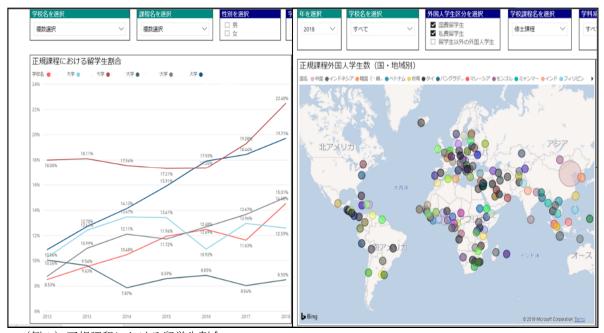
③-4 大学ポートレートの利便性向上、機能の改善・充実

大学ポートレート事業開始以降、大学ポートレートの利便性を向上するため、関係団体や大学ポートレートステークホルダー・ボード等からの意見を踏まえて機能改善を随時行っている。令和3年度は、大学ポートレートウェブサイト上で公表している教育情報について、一層の利活用推進を図るため、Web-API(外部のプログラムが直接データを取得できる連携の仕組み)を令和4年度に提供できるよう準備した。

認証評価において大学ポートレートを活用するための認証評価共通基礎データ様式出力

機能について、令和2年度までは次年度に機関別認証評価を受審予定の参加機関のみに限定提供していたが、令和3年度からは全参加機関を対象に令和3年10月28日に機能を提供した。

BI(ビジネス・インテリジェンス)ツールを利用して大学、学部、学科名称、所在地、学部系統等でのベンチマーキングや経年変化の比較等ができる「国公立大学情報活用サイト」及び情報分析環境の利用促進のため、アクセスガイド・セミナー及び操作ガイド・セミナーをオンラインで開催し、6月から7月にかけて延べ51大学が参加した。セミナーに参加した大学に対してアンケート調査を実施し、意見の聴取を行ったところ、アクセスガイド・セミナーの満足度は4.29(※)、操作ガイド・セミナーの満足度は4.00(※)であり、おおむね好評であるとの結果が得られた(※:5段階評価の平均値)。また、令和3年12月に行った大学の利用者に対するヒアリングにおいて、大学の現場では、他大学をベンチマークとして自大学の状況を分析するための基礎データとして利用する等、同サイトの学内IRへの活用が進んでいることが確認された。



(例1) 正規課程における留学生割合の 大学間経年比較

(例2) 正規課程外国人学生数(国、地域別)

④ 評価機関との連携

認証評価機関連絡協議会等を通じ、他の評価機関と連携して、社会や大学等を意識した認証評価に関する情報の発信や職員の能力向上等に取り組む。

自己評価 B

認証評価機関連絡協議会(2回)及び同ワーキンググループを(1回)開催するとともに、令和3年4月に評価担当職員研修をオンラインにより実施した。研修については、終了後のアンケートにおいておおむね肯定的な評価が得られた。

輪番制により開催した機関別認証評価制度に関する連絡会に3回参画した。なお、新型コロナウイルス感染症の影響のため、議題を精選することによって会議開催回数を減らし、真に他機関との連携に必要な内容に絞り込んで集中的に議論を行った。

認証評価機関連絡協議会や機関別認証評価制度に関する連絡会においては他機関に対して機構の専門的知見の提供を行うとともに、認証評価制度に関する制度改正や新型コロナウイルス感染症拡大下における評価の実施等について認証評価機関間で意見交換及び情報共有を図った。

また、認証評価機関連絡協議会のウェブサイトにおいて、令和2年度における各認証評 価機関の評価結果を公表した。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

令和3年4月に認証評価機関連絡協議会主催による「令和3年度認証評価機関連絡協議会評価担当職員研修」を、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から初めてオンラインにより実施した。研修は、文部科学省担当者による講演、初任者向け講演及び経験者向け講演の配信を行った。研修終了後のアンケート結果は以下のとおりであり、参加者からはおおむね肯定的な評価が得られた。

参加者数:162人(当日の最大接続数から推計)

・アンケート結果、回答率

項目	(5段階評価の平均値)
研修の必要性	4.77
講演内容の今後の業務への有用度	4.34
研修全体の満足度	4.11
回答率	61.7%

令和3年6月に認証評価機関連絡協議会のウェブサイトにおいて、令和2年度における 各認証評価機関の評価結果と評価を受けた大学等の優れた点をとりまとめた資料を公表し、 文部科学省記者クラブにプレス発表を行った。

認証評価機関連絡協議会を開催し、上記取組や高等教育政策の動向、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う実地調査の取組等の情報共有を行った。また、評価担当職員研修について令和4年度もオンラインによる実施が決定されたことを受け、各機関の職員による検討グループにおいて研修の企画・立案を行った。

さらに、協議会の下に設置するワーキンググループにおいて、各機関が共通で用いる認 証評価共通基礎データ様式について検証を行い、様式を確定後、各機関に提供した。

- 認証評価機関連絡協議会開催日程: 第1回:令和3年9月2日、第2回:令和4年3月14日(すべてウェブ会議)
- 認証評価機関連絡協議会ワーキンググループ開催日程: 令和4年2月2日(ウェブ会議)

大学基準協会、日本高等教育評価機構、大学・短期大学基準協会及び大学教育質保証・評価センターとの5機関で構成する機関別認証評価制度に関する連絡会について、年4回開催予定であるところ、新型コロナウイルス感染症の影響のため主催機関(5機関の持ち回り)のスケジュール調整の結果、3回開催した。連絡会においては、認証評価の円滑な実施に向けた連絡調整や各機関が実施している評価についての情報交換、各機関が抱える課題の共有等を行った。

○ 機関別認証評価制度に関する連絡会開催日程:第1回:令和3年6月11日、第2回:令和3年9月22日、第3回:令和4年1月18日 (すべてウェブ会議)

(2) 国際連携・活動支援

① 国際的な質保証活動への参画

国際的な質保証ネットワークや、諸外国の質保証機関との連携・協力を通じて、国際的な質保証活動への参画及び情報交換・共有を図る。日中韓質保証機関協議会における活動等、覚書締結機関と共同で行う取組を推進する。

自己評価 B

国際的な質保証ネットワークの各種活動への参加や海外の質保証機関等との連携活動を積極的に行った。特設サイト「QA Updates」を通じた諸外国の高等教育質保証の動向記事の発信とともに、メールマガジン等を通じた周知活動やアクセス数増加に向けた具体策に取り組んだ。また、メールマガジン登録者数の増加に向けて様々な機会を活用して配信登録を呼びかけた。日中韓質保証機関連携については、文部科学省の補助事業に選定され、国際質保証制度設計業務を着実に進めた。オンラインで開催した大学質保証フォーラムについては、国内だけでなく海外の質保証機関等に開催を幅広く周知するなどにより、706人の参加(視聴)があり、参加者アンケートからも高い満足度が得られた。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

①-1 国際連携連絡会議

教職協働による国際連携連絡会議では、国際連携・活動支援に関する令和3事業年度計画を実行するための具体的な取組とスケジュールをまとめた「令和3年度国際連携アクションプラン」を作成し、各種の取組の方針・内容について随時協議するとともに、毎回の会議で進捗状況を共有した。

令和3年7月より、それまで別々に開催していた同会議と高等教育資格承認情報センター会議を、同日連続開催とすることに変更し、会議運営事務の効率化を図った。

<令和3年度国際連携アクションプランのテーマ>

- (1) 国際的な質保証活動への参画
- (2) 資格の承認に関する調査及び情報提供
- ・同会議の令和3年度開催実績:10回

① -2 国際的な質保証ネットワーク及び海外の質保証機関との連携を通じた交流

高等教育の質保証に関する国際ウェブ会議への参加、覚書締結機関等との連携活動を通じて、海外における質保証の取組に関する情報収集を行うとともに、日本の高等教育質保証制度や機構の評価等に関する取組について情報発信を行いながら、人的ネットワークを構築し、国際的な連携強化を図った。

- (a) 国際的な質保証ネットワーク関連の取組
- ・ APQNによるアクレディテーション機関の組織形態とビジネスモデルに関するアンケ

I-4 質保証連携

- ートへの回答(令和3年4月)
- INQAAHE2021オンライン総会参加(令和3年6月)
- APQN2021ウェビナー参加(令和3年11月)
- ・ INQAAHE質保証機関のための優良事例ガイドライン (GGP) に関するフォーカス グループディスカッション (オンライン) 参加 (令和3年12月)
- ・ INQAAHE Funding Schemeプロジェクト選考への協力(令和4年1月)
- ・ INQAAHE GGPに関するステークホルダーコンサルテーション (オンライン) 参加 (令和4年2月)

(b) 海外の覚書締結機関等との取組

<アジア・太平洋地域関連>

- ・ マレーシアMQAとの覚書更新(令和3年4月)
- タイONESQAとの覚書更新(令和3年5月)
- ・ タイONESQAへの機構の大学評価における新型コロナウイルス感染症への対応に関する情報提供(令和3年5月)
- オーストラリアTEQSA総会2021 (オンライン)参加(令和3年11月)
- ・ インドネシアBAN-PTとの覚書更新(令和4年3月)
- ・ 香港HKCAAVQとの覚書更新調印式 (オンライン) 開催 (令和4年3月)





香港学術及職業資歴評審局(HKCAAVQ)との覚書更新調印式

<欧米関連>

- ・ フランスHcéresとの覚書更新(令和3年6月)
- ・ 英国QAA「Country Report 2021: Japan」への作成協力(令和 3 年 6 月)
- ・ 米国CHEA・CIQG2022年次会合(オンライン)参加(令和4年1月)
- 英国QAAとの覚書更新(令和4年3月)

≪※海外機関等の略語の日本語名称等≫

APQN: アジア太平洋質保証ネットワーク HKCAAVQ: 香港学術及職業資歴評審局

INQAAHE: 高等教育質保証機関の国際ネットワーク Hcéres: 研究・高等教育評価高等審議会 (フランス)

MQA: マレーシア資格機構 QAA: 高等教育質保証機構(英国)

ONESQA: 全国教育水準・質評価局(タイ) CHEA: 高等教育アクレディテーション協議会(米国)

TEQSA: 高等教育質・基準機構(オーストラリア) CIQG: CHEA国際質グループ

BAN-PT: 国立高等教育アクレディテーション機構

(インドネシア)

①-3 ウェブサイト等での発信と広報活動の実施

アクションプランに基づく様々な取組から得た諸外国の高等教育質保証に関する基本情報及び動向を、ウェブサイトを通じて国内の高等教育関係者等に広く発信した。特に高等教育質保証動向については日本語で記事を作成の上、特設サイト「QA Updates」に掲載した。これらの記事を国内の高等教育関係者に周知するため、メールマガジン「海外高等教育質保証動向ニュース」を毎月配信した。メールマガジン登録者数については、通常の配信登録受付に加えて機構主催のフォーラム・セミナーの参加者に対して積極的に配信登録を呼びかけたことにより、令和4年3月末時点で2,009人となった。また、大学関係者が集まる会議での広報資料の配布や教育系新聞への紹介記事の投稿等も行った。

また、特設サイト「QA Updates」のアクセス数増加に向けて、各種媒体を通じた周知活動に加え、他のウェブサイトからのアクセス手段の整備、記事内容の充実を図るための執筆マニュアルの更新等の具体策を講じた。

- (a) 諸外国の高等教育質保証の動向記事の発信
 - 特設サイト「QA Updates」による発信:34件
- (b) ウェブサイトアクセス数
 - · 月平均:12,969件
- (c) メルマガ配信
 - 配信回数:15回(特別号含む)
 - · 登録者数:2,009人(令和2年度末:1,705人)
- (d) 広報活動
 - ・ 教育学術新聞への紹介記事投稿:5件
 - ・ 国内全大学等への広報資料配布:1件
 - ・ 外部の高等教育関係者メーリングリスト等への広報記事掲載:5件(3媒体)

QA Updates: https://gaupdates.niad.ac.jp/

①-4 機構の事業や諸外国の質保証機関等との取組等に関する情報発信

質保証機関関係者が集まる国際会議での発表や、機構ニュースの英訳記事を機構英文ウェブサイトに掲載するなどにより、機構が行う質保証の取組等を海外に発信した。

- (a) 国際会議を通じた発信
 - ・ INQAAHE2021 オンライン総会での機構の認証評価等に関する発表 (2件) (令和3年6月)
 - ・ 英国 QAA 主催ウェビナーでの日本の高等教育の国際化と質保証に関する発表 (令和3年7月)
- (b) 機構英文ウェブサイトを通じた発信
 - 機構ニュース記事の英訳等掲載:19件
 (機構事業に関するニュースの英訳記事:15件、News and Events の更新:4件)

I-4 質保証連携

①-5 日中韓質保証機関連携

日中韓3ヶ国の政府による質の保証を伴った大学間交流の枠組みである「キャンパス・アジア」において、中国・韓国の質保証機関と連携して質保証に関する取組を行った。

日中韓の大学による共同教育プログラムの優良事例を抽出する「モニタリング」活動の成果発信の一環として、ダブル・ディグリーに関する知見をまとめた冊子『「キャンパス・アジア」モニタリングでみるダブル・ディグリー』を令和3年8月に日本語・英語で刊行した。

令和3年5月に「キャンパス・アジア」の新たなモード(第3モード)となる文部科学省の「大学の世界展開力強化事業(国際質保証制度設計業務)」において、機構が補助事業者として選定された。アジアにおける大学間交流プログラムに対する共通質保証基準づくりに向けて、国際的なガイドライン等の先行事例の収集・整理を進めた。また、令和4年3月に国際質保証制度設計の取組や今後の成果を国内外に発信するためのウェブサイト構築を完了した。なお、公開は令和4年度中を予定している。

①-6 大学質保証フォーラムの開催

毎年、質保証に関する時宜を得たテーマを取り上げ、国内外の有識者の講演等を通じて、我が国の質保証文化の定着や大学等の質保証活動の改善に繋げることを目的とした大学質保証フォーラムを研究開発部と評価事業部国際課が協働して開催している。

令和3年度は「オンライン教育の支援と質保証―コロナ時代を越えて」をテーマとして9月13日にオンラインで開催した。令和2年初頭以来の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け世界の多くの高等教育システムにおいてオンライン教育の急激かつ全面的な実践が迫られるなか、世界各国の高等教育質保証機関において、感染予防のための応急的措置としての、また、今後定常的な提供が予想されるオンライン教育に関し、学修者としての学生の権利を保護しその教育を提供する機関を支援するという観点から、質保証に何が求められるのか、何ができるかの議論を行った。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から令和2年度に引き続きオンラインで開催したところ、参加者は12の国・地域から、過去の対面開催時(※1)を大幅に上回る706人の参加(視聴)があった。

フォーラム開催後に実施した参加者のアンケート結果では、「とても良かった」又は「良かった」との回答が92.3%(※2)であったほか、「高等教育(機関)において変化を受容する必要性を改めて感じた」や「多様な環境における優れたオンライン化実現の難しさと質保証の問題を改めて認識できた」などの感想が得られ、全体として高い満足度を示す結果が得られた。

また、令和3年12月から令和4年3月下旬にかけて当日の記録動画をウェブサイトに掲載し、当日参加者以外にも幅広く視聴できるよう対応した。

- (※1) 直近5年間の対面開催回(平成27~令和元年度)の参加者数の平均値は283人
- (※2)満足度は5段階で調査。回答数351件



基調講演、 パネルディスカッションの様子



基調講演・パネルディスカッションの様子

② 資格の承認に関する調査及び情報提供

高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約(東京規約)に基づき、我が国における国内情報センター(NIC)として設置した「高等教育資格承認情報センター(NIC-Japan)」の活動を推進し、我が国の学位等の高等教育資格の国際的な通用性の確保及び諸外国との円滑な資格の承認に資するため、国内外の高等教育制度等に関する調査及び情報提供並びに海外のNIC等との連携を行う。

自己評価 B

日本の教育制度・高等教育機関情報、外国の教育制度等、東京規約に基づく日本のNICとして不可欠な各種情報の提供について、ウェブサイトや国際会議での発表等により着実に取り組んだ。また、第1回APNNIC会合のホストやAPNNICのケーススタディへの参加等、国際的な資格承認に関する議論に積極的に参画するとともに海外のNIC等との連携を図った。公開セミナー等の開催については、NIC-Japanセミナーシリーズを計4回開催し、合計469人となった。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

②-1 高等教育資格承認情報センター(NIC-Japan)及びウェブサイトの運営

NIC-Japanの活動方針や内容については、教職協働による高等教育資格承認情報センター会議で協議・決定の上実施するとともに、活動の進捗を同会議で定期的に共有した。 NIC-Japanの活動状況は国際連携連絡会議にも適時報告した。

令和3年7月より、それまで別々に開催していた同会議と国際連携連絡会議を、同日連 続開催とすることに変更し、会議運営事務の効率化を図った。

また、NIC-Japanウェブサイトを通じて日本の高等教育制度・資格及び高等教育機関、並びに諸外国の教育制度・資格に関する情報を発信した。令和3年5月には、これまでの東京規約関連の情報に加え、高等教育の資格の承認に関するすべての地域規約及び世界規約に関する情報提供ページを新たに追加した。

国内外へのNIC-Japanの周知活動については、様々な機会を捉えて実施した。日本留学希望者への周知の一環として、日本学生支援機構(JASSO)の協力を得て「Study in Japan」ウェブサイトにNIC-Japanウェブサイトリンク等が掲載された。また、2021年度JASSO主催日本留学オンラインフェアでのNIC-Japan紹介スライドをJASSOに提供した。



NIC-Japan ウェブサイト

- (a) 年間の高等教育資格承認情報センター会議開催数:10回
- (b) NIC-Japanウェブサイトアクセス数:月平均:13,150件

NIC-Japanウェブサイト: https://www.nicjp.niad.ac.jp/

I-4 質保証連携

②-2 海外のNIC等との連携

日本のNICとして、学位等の高等教育資格の国際的な通用性の確保及び諸外国との円滑な資格承認を推進するため、東京規約締約国のNICによるアジア太平洋国内情報センターネットワーク(APNNIC)の活動への参画、資格承認に関する国際プロジェクトへの参画、欧州地域のNICネットワークの会合参加等、海外のNIC等と様々な連携活動を実施した。

また、令和3年7月に始まったAPNNIC加盟機関による「高等教育への接続を可能とする中等教育修了の資格・証書及び標準テストの承認:東京規約締約国のケーススタディ」に参加し、日本の状況に関するケーススタディレポートを執筆した。

令和3年10月に開催された第1回APNNIC会合(オンライン)では、ホスト国としてNIC-Japanのセンター長が議長を務め会議の中心的役割を担った。

(a) APNNIC 関連の活動

- APNNIC ケーススタディ
 - 第1回専門家会合参加(令和3年8月)
 - 第2回専門家会合参加(令和3年10月)
 - ・ケーススタディレポート執筆(令和3年8月~令和4年1月)
 - Synthesis report のレビュー及びフィードバック (令和4年2月~3月)
- ユネスコバンコク事務所との第1回 APNNIC 会合に向けたオンラインミーティング (令和3年9月)
- ・ APNNIC ポータル掲載情報 (学生モビリティの図表) 更新 (令和3年9月)
- 東京規約締約国委員会臨時会合参加(令和3年10月)
- ・ 第3回東京規約締約国委員会会合参加及び第1回APNNIC会合参加・議長役 (令和3年10月)
- (b) 資格承認に関する国際プロジェクト
- ・ RecoASIA プロジェクト (※) オンラインセミナー参加 (令和3年6月、10月)
- ・ RecoASIA プロジェクト「アジアにおけるトランスナショナル教育(TNE)・遠隔教育機関に関するアンケート調査回答(令和4年1月)
 - (※) アジア圏の資格承認に関する協力関係の促進を目的として、欧州及びアジア数か国の教育省、NIC及び高等教育機関が参加するプロジェクト。「Reco」は Recognition (承認) を意味する。
- (c) 欧州地域のNICネットワーク関連の活動
- ・ ENIC-NARIC ネットワークオンライン年次会合参加及びパネルディスカッション登壇 (令和3年6月)
- ・ ENIC-NARIC ネットワークオンライン年次会合ウェビナー参加(令和 3 年 11 月)

≪※海外機関等の略語の日本語名称等≫

ENIC: 欧州国内情報センター NARIC: 欧州連合各国学術承認情報センター

②-3 日本の教育制度・高等教育機関情報の収集・提供

NIC-Japanウェブサイトに掲載している高等教育機関一覧の更新に向けて、文部科学省から提供のあった大学等の関係情報及び機構が実施した令和2年度専門学校調査の結果に基づき、更新データの整理を行い、令和3年9月に大学・短期大学・高等専門学校・省庁

大学校の情報、10月に専門学校の情報をそれぞれ更新した。

また、同ウェブサイトに掲載する高等教育機関情報をより正確かつ最新のものとするため、令和3年7月より専門学校に関する掲載項目及び情報収集手段の見直しに向けた検討を進め、高等教育資格承認情報センター会議での審議及び文部科学省との協議を経て12月にウェブサイトの改修に着手した。

外国資格評価機関、高等教育機関、NIC等の関係者が出席する国際オンライン会議にて、NIC-Japan及び日本の教育制度・高等教育資格等に関する発表を行った。

- 2021 TAICEPバーチャル会合(発表)(令和3年10月)
- UK ENIC 2021年次会合(録画発表)(令和3年11月)

≪※海外機関等の略語の日本語名称等≫

TAICEP: 国際資格評価者協会 UK ENIC: 英国国内情報センター

②-4 外国の教育制度に関する情報の収集・提供

外国の教育制度に関する国際ウェビナーへの参加等を通じて、情報収集を行った。

外国の教育制度に関する情報提供については、日本への外国人留学生数上位国の教育制度を中心に、新型コロナウイルス感染症の影響に関する情報を随時追加・更新した。

また、国内の高等教育機関関係者を主な対象とした、NIC-Japanセミナーシリーズ「外国の教育制度・高等教育資格」を令和3年7月及び12月にオンラインで計4回開催し、合計469人の参加があった。

(a) 外国の教育制度に関する情報の収集

- ・ 「高等教育の資格の承認に関する世界規約」に関するノルウェーNIC主催ウェビナー 参加(令和3年5月)
- 2021 TAICEPバーチャル会合(令和3年10月)
- UK ENIC 2021年次会合(令和3年11月)
- (b) 外国の教育制度に関する情報の提供
 - ・ 諸外国の教育制度動向(新型コロナウイルス感染症の影響)に関する情報提供
 - 掲載国・地域数:19件(累計)
 - 令和3年度更新回数:32回
 - ・ NIC-Japanセミナーシリーズの開催
 - 「韓国の教育制度・高等教育資格」 (令和3年7月:参加者数122人)
 - 「モンゴルの教育制度・高等教育資格」(令和3年7月:参加者数99人)
 - 「ベトナムの教育制度・高等教育資格」(令和3年12月:参加者数140人)
 - 「インドネシアの教育制度・高等教育資格」(令和3年12月:参加者数108人)

②-5 日本及び外国の教育制度等に関する Q&A 作成及び問合せ対応

NIC-Japanウェブサイトの日本及び諸外国の教育制度情報に関して、想定される質問については、Q&Aを作成して同ウェブサイトに掲載しており、令和3年度は掲載中のQ&A2件を更新した。

また、NIC-Japanウェブサイト等を通じて海外のNICや国内の高等教育機関から寄せられる、日本や諸外国の教育制度・高等教育資格に関する問合せに対して、必要な調査を行った上で随時回答した。

I-4 質保証連携

②-6 NIC及び資格承認に関する調査

「海外における日本の高等教育資格の評定・承認に関する調査(対象地域:アジア)」、及び海外で取得された教育資格の日本の大学入学資格上の扱いを整理するための「諸外国の中等/高等教育修了資格及び接続に関する調査」を進めた。また、令和4年3月に「高等教育機関における電子証明書に関する調査報告書」を刊行した。

②-7 「インフォメーション・パッケージ」の作成

日本及び各国の高等教育制度・質保証制度に関する基礎資料集である「インフォメーション・パッケージ」について、以下の取組を進めた。

(a) 「高等教育に関する質保証関係用語集 第5版」の刊行

平成30年度から取り組んできた「高等教育に関する質保証関係用語集」の改訂作業が完了し、令和3年8月に第5版を刊行した。内部質保証やNIC等の近年の日本の高等教育・質保証動向を巡る用語等、新規用語22語を含む179語とその解説を日本語・英語で収録した。

ウェブサイトでのPDF版の公開に加え、在庫管理等が必要となる販売・発送方法を見直し、令和3年9月にはプリント・オン・デマンド形式による冊子版の販売を開始した。

また、同用語集の用語検索ページを構築し、令和4年3月に大学質保証ポータルの新 規コンテンツとして公開した。

(b) 各国の「高等教育・質保証システムの概要」の作成

令和3年12月にモンゴルの概要を刊行し、ウェブサイトに掲載した。刊行後はNIC-Japanウェブサイトへのニュース記事掲載、メールマガジンの配信、NIC-Japanセミナー参加者への案内等、国内の高等教育関係者への広報を幅広く行った。

また、中国及びベトナムの既存版の改訂、並びにインドの新規刊行に向けた作業を進めた。



高等教育に関する質保証関係 用語集 第5版



モンゴルの高等教育・質保証 システムの概要

インフォメーション・パッケージ:

https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/publish/package.html

I - 5 調査研究

く年度計画>

(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究

① 大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究

大学におけるマネジメントの在り方について、大学運営基盤強化支援の基礎となる調査研究を行うとともに、大学改革のための専門性のある支援スタッフに関して、認定制度と研修制度に関する基礎研究を行う。

② 大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究

過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に検証するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システムの在り方について研究を行う。

③ 質保証に係る国内外の連携に関する調査研究

諸外国における質保証制度を調査研究して、我が国の質保証制度の改善への参考材料とし、今後展開が予想される国際共同教育での連携を図るとともに、得られた知見をもとに我が国の大学の現場で質保証業務を担う 実務人材の育成に向けた教材を開発して研修等を実施する。

④ 質保証に係る情報の分析方法及び利用環境に関する調査研究

大学等の質保証を確立するために必要とされる情報の収集・整理・公表方法の検討及び教育研究活動に関する研究を行うとともに、大学及び評価機関等において情報を効果的に分析・活用するための利用環境に関する研究を継続して行う。

⑤ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

① 学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究

学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関して理論的基底を踏まえて研究するとともに、学位等高等教育資格の国際的な互換性と公正な承認について学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績をもとに調査研究を行う。

② 機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

③ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究

① 大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究

大学におけるマネジメントの在り方について、大学運営基盤強化支援の基礎となる調査 研究を行うとともに、大学改革のための専門性のある支援スタッフに関して、認定制度 と研修制度に関する基礎研究を行う。

② 大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究

過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に検証するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システムの在り方について研究を行う。

③ 質保証に係る国内外の連携に関する調査研究

諸外国における質保証制度を調査研究して、我が国の質保証制度の改善への参考材料とし、今後展開が予想される国際共同教育での連携を図るとともに、得られた知見をもとに我が国の大学の現場で質保証業務を担う実務人材の育成に向けた教材を開発して研修等を実施する。

④ 質保証に係る情報の分析方法及び利用環境に関する調査研究

大学等の質保証を確立するために必要とされる情報の収集・整理・公表方法の検討及び教育研究活動に関する研究を行うとともに、大学及び評価機関等において情報を効果的に分析・活用するための利用環境に関する研究を継続して行う。

⑤ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

自己評価 B

計画に沿った調査研究活動を行い、新型コロナウイルス感染症に起因する状況下においても業務の継続性を維持し、成果を業務に移転しその向上に貢献するとともに、学術的に 意義のある成果を学術論文等によって公表した。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

① 大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究

大学におけるマネジメントの在り方について、大学運営基盤強化支援の基礎となる調査研究を行った。また、大学改革のための専門性のある支援スタッフ(高度専門支援スタッフ)に関して、認定制度と研修制度に関する基礎研究を行った。

【国立大学法人の財務情報と非財務情報の統合的な活用方法に関する調査研究】

財務データと非財務データを関連づけ、教育及び研究のパフォーマンスを定期的に確認するモデルの開発を進めた。研究のパフォーマンスについては、モデルのパラメータを検討するためにデータに基づき試行的な分析を行うとともに、その妥当性、適用可能性の検証のために関係者から意見聴取を行った。

機構に蓄積されたデータを用いて、教育、研究のパフォーマンスを設置者、専攻分野が共通する学部・研究科等の間で相互比較する仕組みの開発にも取り組み、令和3年8月及び12月に外部有識者から助言を得て、データ処理方法と相互比較の表示方法等について検討を進めた。令和3年度に確定した一定の方向性を踏まえ、持続的な取り組みとするための次年度に取り組むべき課題と対応の方策を決定した。国立大学の財務分析指標と教育、研究関連指標の相関・因果関係を確認するデータサイエンス的な研究も継続して実施した。

これらの取組は、大学連携・支援部による「大学運営基盤強化促進支援事業」と連携して 実施された。

【国立大学法人を主対象としたガバナンスとマネジメントに関する調査研究】

国立大学法人の第4期中期目標期間に向けた国立大学法人会計基準の改訂動向を把握し、 その内容を精査、評価した結果について学会発表を行った。また、その内容をベースにした 論文を学会誌に投稿した。

大学連携・支援部と研究開発部が協働で実施する『国立大学法人の財務』刊行事業において、一法人複数大学制度の取り扱い方法などについて調査と検討を進めた。令和3年10月と令和4年3月に開催された有識者会議において会計基準改訂への対応の方向性に関する議論に参画した。これらの調査及び検討の結果を令和3年度版の『国立大学法人の財務』に反映させた。

また、国立大学とともに公財政負担を主財源として運営されている公立大学の法人化前後の財政データの動きについて研究を進め、学会発表を行った。

さらに、大学改革のための専門性のある支援スタッフ(高度専門支援スタッフ)に関する調査研究として、URAの研修・認定制度について国内で情報交換等を行うとともに、海外の職能団体の活動実態等に関する調査・分析を進めた。こうした取り組みと関連して、研究支援に携わる専門職による国際大会にて報告を行った。

機構外の有識者を招いて「大学改革支援研究会」を8回開催し、本調査研究の遂行に役立つ知見を継続的に収集した。同研究会の講演録と本調査研究のテーマ別論考を掲載した報告書を令和3年度末に刊行した。

なお、大学内部での評価システムと予算制度について実態把握を目的として、「質保証に 係る国内外の連携に関する調査研究」と共同で、インタビュー調査を実施した。その成果の 一部については、令和4年度に学会発表を予定している。

② 大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究

過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に検証するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システムの在り方について研究を行った。

【我が国の大学評価システムの新たな在り方の検討】

評価事業部国立大学評価室と研究開発部が協働して、第2期国立大学法人評価の検証結果等を分析し、その結果を、国立大学教育研究評価委員会、委員会WGにおける第3期国立大学法人評価(中期目標期間終了時評価)の評価方法の検討に反映させた。大学機関別認証評価について、評価事業部評価支援課が実施する評価事業に直接参画することによって、内部質保証を始めとした研究教育活動等の評価に係る具体的な事例の蓄積を行い分析を加えた。これらの結果は令和4年度以降の第3巡目の認証評価の実施及び第4巡目の認証評価の設計に

活用されている。またその一部を評価機関の国際ネットワークの学術集会で発表した。

学習成果の指標の評価への活用可能性の検討として、間接指標としての学生調査について、シンポジウムの招待講演で話題提供を行った。また、直接指標として保健系分野における近年の国家試験合格率と認証評価結果における記載内容の関係について分析を行い、学術論文として公開した。

【過去の認証評価結果の総括的な分析に基づく認証評価システムの新しい枠組みの検討】

4巡目の認証評価の設計に資する研究として、大学改革支援・学位授与機構以外の認証評価機関を含めて、認証評価制度の2巡目を対象とした総合的分析を行った。大学機関別認証評価を実施する3機関の1、2巡目の評価結果報告書の文書構造の分析及び各機関の基準の異同を調査、分析し、3評価機関の評価結果報告書ファイルの構造化変換作業を進めた。

以上の調査、分析の成果は、認証評価機関連絡協議会主催の職員研修会、各種認証評価の 説明会・研修会及び評価担当者研修会等で活用された。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対する大学の対応状況と認証評価への影響を 把握するための調査を行い、成果の一部は学会発表抄録に2件掲載された。

【多様なメディアを用いた教育の質保証に関する研究】

「法科大学院におけるメディア授業の展開に関するアンケート調査」を作成し、令和3年5月下旬に全法科大学院に調査依頼を発出した。その後、8月までに35大学中32大学について回答を得られた。令和4年1月末までに済ませた回答表の数値等の集計を元に、分析結果を報告書案として作成した。これらは法科大学院認証評価運営連絡会議及び法科大学院認証評価委員会の資料として配布し、法科大学院認証評価実施のためのガイドライン案に反映されている。

【機構が実施する国立大学法人評価の検証】

第3期国立大学法人評価(4年目終了時評価)の妥当性の検証として、中期目標の達成状況報告書、及び学部・研究科等の現況調査表について、法人及び評価者に対してアンケート調査を実施した。令和2年度に実施した評価者に対する研究業績説明書に関する調査結果も含め、第2期に実施したアンケートとの比較も検討の対象として分析を行った。

併せて、評価結果の計量的分析も行った。中期目標の達成状況評価に関して、教育・研究の大項目の判定結果の第1期~第3期の推移の分析を行った。学部・研究科等の現況分析に関して、学系間での判定結果の差異及び判定結果の第2期と第3期の比較、特記事項の記載内容のテキスト分析、研究業績水準判定結果と現況分析結果の関係についての分析を行った。研究業績水準判定結果に関して、小区分ごとに配置された2人の評価者の評定の一致度の分析を行った。また、データ分析集の重要指標と教育に関する現況分析の分析項目の判定結果の相関関係について検証を行った。

以上の分析結果は、評価に関する検証WG(第1回、第2回)の資料として用いられ、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における教育研究の状況についての評価」に関する検証結果報告書 (第3期中期目標期間4年目終了時)として公表された。

【機構が実施する認証評価の有効性に関する調査研究】

評価事業部評価企画課、及び評価支援課と研究開発部が協働し、令和2年度に実施した認証評価への意見聴取のアンケート調査を、大学機関別認証評価(対象校6校)、高等専門学校機関別認証評価(対象校13校)、法科大学院認証評価(対象校1校)及び各評価者を対象として遂行し、その回答傾向を分析するとともに、意見聴取における自由回答として寄せられた意見に対する対応状況を確認し、迅速な業務改善への資料とした。また、1巡目と2巡

目の認証評価の検証アンケートを用いて、大学の認証評価に対する意識の変化について、統計的手法を用いた縦断的な比較分析を行った。

以上の分析により得られた知見は評価に関する検証WG(第2回、第3回)の資料として用いられ、現在実施中の認証評価事業の改善に用いられた。

【研究評価手法の検証と開発】

深層学習を用いたテキスト分析手法を、法人評価に用いられた研究業績説明書(理工系分野)に適用し、文書情報と判定との関係を検討した。検討結果の一部は学会発表抄録に2件掲載され、研究開発部研究会にて報告を行った。

【評価結果の検証に基づく「評価疲れ」の解明】

このテーマによる研究は機構長裁量経費によって実施している。

「評価疲れ」の構成概念を明確化するため、文献調査を進めるとともに、過去に実施した 大学機関別認証評価及び法人評価の検証アンケートの自由記述欄の内容分析を進め、「評価 疲れ」の測定尺度作成のための大学へのインタビュー調査項目の精査を行った。また、非言 語情報に基づく評価疲れの測定手法の開発として、評価の面談時における顔の動作解析を試 行的に行った。

得られた知見の一部は「非侵襲的調査手法」による評価疲れの軽減の可能性として、関連学会における公表及びシンポジウムにて招待講演を行った。

③ 質保証に係る国内外の連携に関する調査研究

諸外国の大学評価や質保証の制度を調査研究して、認証評価や国立大学法人評価等、大学評価の今後の在り方を検討する材料を提供した。また、将来一層展開が予想される国際共同教育における質保証の在り方についても、検討材料を提供した。これと平行して、大学の教育研究の現場での質保証対応能力を強化するため、大学の一般教職員を対象とする質保証関連教材を開発し、これを使用した研修等を実施するための調査研究を行った。

【質保証にかかる人材育成プログラムの開発】

評価事業部評価企画課と研究開発部が協働して実施する質保証人材育成セミナーにおいて、「学習成果の公正な測定:その現状とポストコロナにおける課題」をテーマとしたセミナーを、大学関係者等を対象にオンラインで2回開催した。オンラインの遠隔テスト/遠隔監督に関する最新の状況に関する講演を受け、各大学における取り組みが紹介された。最後に、2回の講演者全員による共同討議を行い、現状と展望について認識を共有した。

大学等の教職員が質保証や評価事業等の基礎について体系的に学習できる教材「大学評価早わかり」に3項目を追加し、評価事業部と協働で大学質保証ポータルサイトに掲載した。また、来年度における質保証人材育成の取組について調査研究を進めた。

【国際共同プログラムの質保証に関する研究】

ASEAN+3のワーキンググループでの作業の一環として、国際共同教育プログラムにおけるコンピテンス・学修成果の具体化のためのフィージビリティースタディーを、大阪大学の物質科学、化学工学の研究室の協力を得て、国際課と連携して実施し、両研究室と国際共同プログラムにおける学修成果に関する素案をまとめた。また、キャンパス・アジア・モニタリングに関する英文論文を作成して国外の学術誌に投稿し、採択された。

【大学の国際展開と各国高等教育機関の質保証システムに関する研究】

ドイツ、豪州、米国、台湾等の高等教育システムにおける質保証の実態と新たな方式に 関する調査・分析を目的として諸外国におけるセルフアクレディテーション等の実態について毎月研究開発部教員の研究会を開催し、令和4年度の学会発表の準備を行った。

米国及びフランスの高等教育における質保証システムの現状と課題について文部科学省内で講演を行った。また、米国の大学教員の雇用の実態に関する調査と検討の結果を学会ラウンドテーブルで発表し、この発表内容は共著報告として学会誌に掲載された。さらに、日本の高等教育の質保証に関する英文論文を海外学術誌に公表するとともに、日本の大学における認証評価の実態や課題について、国際学会において 基調講演を行った。

米国の大学院教育における研究者養成システムに関する論文を発表し、また日本の高等教育政策について国際シンポジウムで、コロナ禍下における米国の単位制度の運用に至る質保証政策について国内シンポジウムで講演した。さらに、INQAAHE(高等教育質保証機関の国際的ネットワーク)の要請で、同ネットワークが行う質保証機関のグッドプラクティスの基準策定のStakeholder Consultationに研究開発部教員がコンサルタントとして参画し、我が国及び各国の質保証システムに関する知見を基に討論と助言を行った。

【高等教育におけるNPMのあり方の国際比較に関する研究】

このテーマに関する理論的枠組み並びに諸外国での趨勢について文献・資料を通じて調査を進めた。また、日本でのNPMのあり方を実証的に分析するため、国立大学における学内資源配分のあり方について10大学事務担当者等とのインタビューを実施し、その結果を令和3年度末に報告書として刊行した。ドイツの大学財政に関する論文を翻訳し、機構の学術誌に発表した。

④ 質保証に係る情報の分析方法及び利用環境に関する調査研究

大学ポートレートと基盤情報としての大学情報のデータベースの開発及び運用支援、また、大学及び評価機関等における情報を効果的に分析・活用するための利用環境に関する検討を行い、高等教育の質保証や大学評価等に有効な情報の活用方法及び発展性のあるデータベースに関する研究開発を行うための調査研究を実施した。

【質保証に係る情報の分析方法に関する調査研究】

高等教育に係る文書情報の分析に関する研究として、深層学習による手法の精度の向上、システムの変動に対する性能変化及び可視化手法の検討を行い、研究成果の一部を国内学会で発表した。Character-levelの深層学習におけるネットワークの重みの摂動によるネットワーク各層への影響度の考察、及びネットワーク学習に影響の大きい語句の可視化方法(GRAD-CAM)の考察を行い、国内学会と国際会議で発表した。また、この深層学習を用いた分析手法を大学評価における過去の研究業績説明書(理工系分野)に適用し文書情報と判定との関係を検討し、研究開発部研究会にて一部報告を行った。国立大学法人評価における評価結果の特記事項記載内容のテキスト分析に着手し、重要語の分類と可視化の検討を行った。

高等教育に係る情報として大学の財務情報・研究教育情報についての各種のデータ分析の検討(相関性の検討、可視化方法の開発、項目選択法)を本機構の研究開発部調査研究の大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究と協調して進展させた。こ

の研究成果の一部を国内学会にて発表するとともに分析手法のシステム開発を進めて国際会議で発表した。データ分析システムの開発として、BIツールによるダッシュボードの開発、及びデータサイエンス手法を伴う高度なBIシステムをWeb上で開発した。この成果を国内学会において発表した。

【質保証に係る情報の利用環境に関する調査研究】

評価事業部国立大学評価室及び大学ポートレート事務室と協働して、それぞれ、令和4年度実施の国立大学教育研究評価(中期目標終了時評価)の文書管理システムの設計開発を実施し、また、大学ポートレートシステム(国内版、海外発信版)の保守管理(毎月)、令和4年度のシステムの運用保守計画の仕様策定を実施した。大学ポートレートシステムに付加されるWeb API機能の開発を行った。

さらに、機構の事務業務を支援するため、エクセル及びワードファイルのデータ処理業務効率化を例としてExcel VBAの活用方法についての「令和3年度大学等の質保証に関する研修」を実施した。

【大学改革支援情報基盤の構築】

このテーマによる研究は機構長裁量経費によって実施している。

大学評価、大学ポートレート、及び質保証連携の事業において、大学から提供を受けた様々な資料・データを、評価や支援のための基礎的な情報として活用できる情報基盤を構築することを目的に、令和3年7月から、情報基盤のプロトタイプシステムの構築に着手した。大学ポートレートシステム、及び国立大学教育研究評価の報告書等の情報構造の調査を行い、継続してプロトタイプシステムの概念設計を実施している。

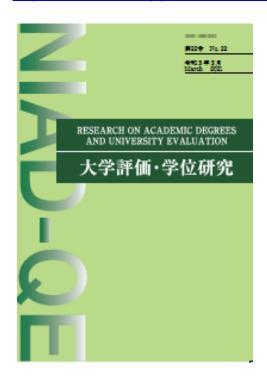
⑤ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表した。大学評価及び学位に関する研究をまとめた論文、研究ノート等を掲載する査読付きの学術誌『大学評価・学位研究』第23号を令和4年3月に刊行した。本号には招待論文1編、研究ノート・資料1編を収録した。

『大学評価・学位研究』は、冊子体を関係高等教育機関等に配布するほか、機構ウェブサイト『大学改革支援・学位授与機構 学術情報リポジトリ』及び科学技術振興機構の「J-STAGE」に掲載し、研究成果の提供・公表を行った。

各研究者の研究業績等を科学技術振興機構の「researchmap」サービスを利用し、公表したほか、機構ウェブサイト等による研究成果の公表を行った。

○ 学術誌「大学評価・学位研究」 https://www.niad.ac.jp/publication/tyousa/gakujutsushi.html



【機構の事業への成果の活用】

○事業への成果の移転(事業実施・検証資料等)

大学改革支援・学位授与機構 (2022) 『国立大学法人の財務 令和3年度版』,令和4年3月. 石井徹哉、市村賢士郎、渋井進 (2022) 『法科大学院におけるメディア授業の展開におけるアンケート調査結果 (暫定) 』

大学ポートレートステムに新たに付加される Web API 機能の開発(事業担当部課と協働実施)

大学ポートレートシステム(国内版,海外発信版)の毎月の保守管理(事業担当部課と協働 実施)

国立大学法人評価における業務システムの検討と開発として、令和4年度用の文書管理システムの設計開発(事業担当部課と協働実施)

〇事業関連説明会等における情報提供

令和3年度に実施する大学機関別認証評価に関する自己評価担当者等に関する大学別研修,令和3年4月5,16,21,26,27,28日,5月11,12,13,17,19,26,28日,6月2,9,11日,ウェブ利用会議.

大学機関別認証評価等に関する説明会、令和3年6~7月、資料掲載による説明会、

https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/ce_university/daigaku_kanren/entry-4392.html

法科大学院認証評価に関する説明会,令和3年6~7月,資料掲載による説明会.

 $https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/graduate_certification/houka_k\\ an ren/entry-4295.html$

令和4年度に実施する大学機関別認証評価等に関する自己評価担当者等に対する研修会,令和

- 3年6~7月, 資料掲載による研修会.
- https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/ce_university/daigaku_kanren/entry-4392.html
- 令和4年度に実施する法科大学院認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会,令和3年6~7月,資料掲載による研修会.
- https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/graduate_certification/houka_k anren/entry-4295.html
- 高等専門学校機関別認証評価に関する説明会,令和3年9月,資料掲載による説明会.
- https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/specialized_specialty/koutou_kanren/entry-4427.html
- 令和4年度に実施する高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会,令和3年9月,資料掲載による研修会.
- https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/specialized_specialty/koutou_kanren/entry-4427.html
- 令和4年度に実施する大学機関別認証評価に関する自己評価担当者等に関する大学別研修、令和4年2月16、18、22、25日、3月1、2、4、10、11、14、16、17、18日、ウェブ利用会議.
- 令和4年度に実施する高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に関する学校 別研修, 令和4年3月7, 11日, ウェブ利用会議.
- 令和4年度に実施する法科大学院認証評価に関する大学別説明会,令和3年11月18,19日,12月17日,令和4年1月12,19日,ウェブ利用会議.
- 令和4年度に実施する法科大学院認証評価に関する自己評価担当者等に対する大学別研修,令和4年3月17,29日,ウェブ利用会議.

〇事業協働研究会 · 研修会等

- 大学改革支援研究会、令和2年6,7,9,10,11,12月、令和3年1,2月、オンライン開催.
- 令和3年度大学等の質保証人材育成セミナー、令和4年2月7,14日、オンライン開催.
- 令和3年度大学等の質保証に関する研修,令和3年7月27~28日,大学改革支援・学位授与機構小平本館.
- 宮崎和光 (2021)「人工知能は何故うまくいくのか?~理論と実例の紹介~」大学改革支援・ 学位授与機構研究開発部研究会, 2021年10月12日, オンライン開催.

【社会への成果の提供】

〇研究会·研修会等

- 竹中亨 (2021)「大学の国際化とNIAD-QE」,大阪大学グローバル連携オフィス会議・グローバルイニシアティブ機構、令和3年12月22日.
- 竹中亨 (2022)「大学評価の仕組」,国際日本文化研究センター,令和4年3月3日,オンライン開催.
- 森利枝(2021)「米国高等教育の質保証とその効果」,文部科学省「海外の認証評価に関する意見交換」,2021年7月5日,オンライン開催.
- 野田文香(2021) 「フランス高等教育の質保証」, 文部科学省「海外の認証評価に関する意見交換」, 2021年7月28日, オンライン開催.
- MORI Rie (2022) INQAAHE Stakeholder Consultation: international quality hallmarks, February 24-25, 2022, INQAAHE, online.

〇一般向け手引書・講演等

Noda, A (2021) "How instructional learning outcomes assessment is related to quality assurance and accreditation: The case of Japan", The 5th conference on assessment and quality assurance in university systems 2021, Kurdistan University, Sanandaj, Iran, November 10, 2021, online.

【調査研究の成果の公表】

〇学術論文等

- 水田健輔(2022)「第四期中期目標期間を見据えた国立大学法人の会計基準」『文部科学教育通信』, 525, pp.16-19.
- 水田健輔(2022)「国立大学法人会計基準改訂の要因と課題」『公会計研究』, 23(1), pp.23-39.
- 渋井進, 赤川裕美, 土屋俊 (2022) 「保健系分野における近年の国家試験合格率の傾向」, 『大学評価・学位研究』, 23, pp.21-34.
- Ryutaro IFUKU, Toru TAKENAKA (2022, forthcoming) "Brain Circulation": The New Multinational Higher Education Partnership in East Asia—CAMPUS Asia, a Japan-China-Korea Student Exchange Project", *Bildung und Erziehung*, vol. 75, pp. 127-144.
- 森利枝 (2021)「米国における研究者育成の現状と課題」, 『IDE現代の高等教育』, 636号, pp.37-41.
- 杉本和弘,大森不二雄,森利枝,丸山和昭,夏目達也 (2021)「英米豪における大学教職員像の変容と日本への示唆」,『大学教育学会誌』,43巻2号,pp.129·133.
- Noda, A (2021) "The role of external quality assurance for student learning outcomes in Japan: evaluation of evidence between bureaucracy and peer reviews", *Quality in Higher Education*, published online. https://doi.org/10.1080/13538322.2021.1986252.
- Noda, A (2021) "How instructional learning outcomes assessment is related to quality assurance and accreditation: The case of Japan", *The 5th Conference on Assessment and Quality Assurance in University Systems 2021*, conference paper, Institute for Research and Planning in Higher Education, pp.1-12.
- フランク・ツィーゲレ, リザ・モルトホルスト (2022)「ドイツとヨーロッパにおける高等教育への資金交付―公的交付の業績連動モデルと学内の資源配分」竹中亨訳, 『大学評価・学位研究』, 23, pp.3-17.
- Masaaki Ida (2021) "Classification of Financial Indicators by PCA and Graphical Lasso," Proceedings of 2021 International Conference on Fuzzy Theory and Its Applications, pp.138-140, Taiwan (online).
- Masaaki Ida (2021) "Financial Indicator Selection based on Dimensionality Reduction and Visualization," *Proceedings of 22nd International Symposium on Advanced Intelligent Systems 2021*, G07-1, Korea (online).
- Kazuteru Miyazaki, Masaaki Ida (2021) "Evaluation of Character-Level CNNs using the NTCIR-13, MedWeb Task," *Proceedings of the 22nd International Symposium on Advanced Intelligent Systems 2021*, G09-4, Korea (online).
- 井田正明 (2022)「国立大学法人の財務情報の分析方法の検討-分析可視化のシステム化のためのプロトタイプ開発-」,大学改革支援・学位授与機構研究開発部『大学改革支援に関する調査研究2021年度プロジェクト報告書』,第11章,pp.230-239,2022年3月.

〇学会発表等

- 水田健輔(2021)「国立大学法人会計基準改訂の要因と課題」,国際公会計学会第24回全国大会,2021年9月19日,オンライン開催.
- 水田健輔 (2021)「財政データ等を用いた公立大学政策の分析」,日本教育行政学会第56回大会,2021年10月10日,オンライン開催.
- Shinichi Yamamoto (2021) "Development of International Collaboration by University Research Administrators," Invited session 1, INORMS 2021, May 25, 2021, Hiroshima (online).
- Susumu Shibui (2021) "A longitudinal study on the levels of awareness among universities regarding Certified Evaluation and Accreditation", INQAAHE Conference 2021, June 9, 2021 (online).
- 渋井進 (2021)「学生調査と大学評価」,令和3年度第1回日本大学FDシンポジウム「学生調査 に学ぶ教学IRと本学の内部質保証体制」,2021年6月26日,日本大学.
- 渋井進, 赤川裕美 (2021)「コロナ禍での大学におけるヘルスケアー学生・教職員等へのメッセージの分析を通して一」, 日本行動計量学会第49回大会, 2021年9月1日, 杏林大学.
- 渋井進, 赤川裕美 (2021)「新型コロナウイルス感染症に対応した大学の遠隔授業の導入状況 -非侵襲的調査手法を用いて」, 日本心理学会第85回大会, 2021年9月1日, オンライン開催.
- 渋井進 (2021)「非侵襲的調査による大学評価の可能性~評価疲れの克服へ向けて~」, 文教 大学経営学部シンポジウム: 入試を取り巻く今後: 入試制度・大学評価・大学経営・高大接 続, 2021年11月6日, 文教大学.
- 渋井進(2022)「教養教育におけるオンライン授業と対面授業のメリット・デメリットを考える一測定と評価の視点から一」, 龍谷大学2021年度教養教育・学部共通コースFD研究開発プロジェクト人文科学系科目部会第3回研究会, 2022年2月22日, オンライン開催.
- 森利枝 (2021)「英米豪における大学教職員像の変容と日本への示唆-米国編-」, 大学教育 学会第43回大会, ラウンドテーブル, 2021年6月5日, オンライン開催.
- MORI, Rie (2022) "Town, Gown and the Hazy Checkpoint: the Politics of Higher Education and Local Communities in Japan," Educational Innovation Seminar Series, Yeungnam University, February 24, 2022, Korea (online).
- 森利枝 (2021)「パンデミック下に改めて単位制度を考える」, 京都大学第28回大学教育研究 フォーラム, 2022年3月16日, オンライン開催.
- 井田正明(2021)「財務指標集合の相関性と分類に関する考察」,日本知能情報ファジィ学会第37回ファジィシステムシンポジウム,2021年9月15日,オンライン開催.
- 宮崎和光, 井田正明 (2021)「NTCIR-13 MedWebタスクを用いたCharacter-level CNNの性能評価」, 2021年電気学会 電子・情報・システム部門大会, 2021年9月17日, オンライン開催.
- 宮崎和光, 井田正明 (2021)「Character-level CNN の重みの摂動に関する一考察—NTCIR-13 MedWeb タスクを題材として—」, 計測自動制御学会 システム・情報部門 学術講演会 2021, 2021年11月20日, オンライン開催.
- Masaaki Ida (2021) "Data Providing and Analysis System of Japanese Higher Education Institutions", The 13th Higher Education International Conference on Education Innovation and Teaching Quality Assurance in the Post-pandemic Era, 2021年11月23日, オンライン開催.
- 井田正明(2022)「インタラクションを伴う財務指標の相関性の分析」,日本知能情報ファジィ学会 ソフトサイエンスワークショップ2022,2022年3月5日,オンライン開催.

〇報告書等

- 水田健輔, 竹中亨, 井田正明, 市村賢士郎, 山本進一, 佐藤亨 (2022)『大学改革支援に関する 調査研究 2021年度プロジェクト報告書』, 大学改革支援・学位授与機構, 令和4年3月.
- 大学改革支援・学位授与機構 (2022) 『「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における教育研究の状況についての評価」に関する検証結果報告書 第3期中期目標期間 (4年目終了時)』,令和4年3月.
- 竹中亨, 水田健輔, 佐藤亨 (2022) 『国立大学法人における学内資源配分に関する調査研究報告書』, 大学改革支援・学位授与機構, 令和4年3月

(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

① 学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究

学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関して理論的基底を踏ま えて研究するとともに、学位等高等教育資格の国際的な互換性と公正な承認について学 位授与業務を通じて蓄積された知見と実績をもとに調査研究を行う。

② 機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

③ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

自己評価 B

計画に沿った調査研究活動を行い、新型コロナウイルス感染症に起因する状況下においても業務の継続性を維持し、成果を業務に移転しその向上に貢献するとともに、学術的に 意義のある成果を学術論文等によって公表した。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

① 学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究

学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関して理論的基底を踏まえて研究した。また、我が国の学位等高等教育資格が国内外の高等教育機関と労働市場で適正に承認され、真正性を担保するための要件について調査研究を行った。

【学位の要件となる学習の体系性と成果の評価に関する研究】

諸外国の大学と学位に関して、国際比較に資する調査項目を整理し『学位と大学』研究報告(平成22年)刊行後の状況についてドイツを例に把握した。特に大学の教育研究と授与する学位の質保証に係る学内管理体制、及び政府と大学との関係について分析を進めた。また、機構の学位授与業務と調査研究により得られた知見も踏まえて、学位と大学にかかわる項目の概説を高等教育論のテキストに寄稿した。

欧州のボローニャ・プロセス展開にともなう高等教育制度と学位の変化について動向を 把握し、一つの事例であるイタリアの状況に関して、イタリア CIMEA (学術移動・同等性 情報センター) の専門家の協力を得て英文の論稿にまとめ、日英両語で公表するための翻 訳を完成させた。

【学位等高等教育資格の国際的な承認に関する調査研究】

国際的な人の移動の促進に対応した、各国の教育制度上における学位・資格等の位置づけを整理するため、全国資格枠組み(National Qualifications Framework: NQF)の状況について調査を実施し、機構内で議論を行った。国内学会で NQF について報告を行い、東京規約と国内情報センター(National Information Centre: NIC)について発表を行った。

また、国際課と研究開発部が協働し、令和3年度 NIC-Japan セミナーシリーズ「外国の教育制度・高等教育資格」について、韓国、モンゴル、ベトナム及びインドネシアに関するセミナーを企画し、NIC-Japan センター長としてモデレーターを務めた。

第3回東京規約締約国委員会及び APNNIC (アジア太平洋地域における NIC コンソーシアム) 会合が開催され、NIC-Japan センター長としてモデレーターを務めた。

外国資格承認に関する国際会議(TAICEP 及び UK-ENIC)において、日本の教育制度 や資格、NIC-Japan の実態や課題について報告を行った。また、ニュージーランド資格機 構(NZQA)と APNNIC アンケート調査及び今後の連携について意見交換を行った。

さらに、ユネスコバンコク・アジア太平洋地域教育局が主導する中等教育修了資格と大学入試制度に関わる国際比較調査について、国際課及び大学入試センターと協働し、執筆を進めた。本調査について専門家国際会議が開催され、日本のケースについて発表を行い、ユネスコバンコクにカントリーレポートを提出した。ユネスコバンコクの求めに応じて、各国のレポート内容を統合した報告書の作成に参画した。

このほか、文部科学省からの依頼を受け、文部科学大臣による大学入学資格に係るインターナショナルスクールの評価団体の指定に関し、米国の適格認定団体に関する知見の提供を行った。

【機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査】

外国での学習履歴を持つ学習者からの照会 10 件(中国 5 件、米国 1 件、モンゴル 3 件、韓国 1 件)に対して調査を行い、機構の学位授与制度への申請資格の有無を判断して、基礎資格を有する者の区分(日本の大学等で学修を要する年数と必要な単位数)を確認し、学位審査課を通じて本人に結果を通知した。

特に中国における学習履歴については、中国高等教育研究の専門家である研究開発部客員教授にも調査協力を依頼して、申請資格の有無に加え、中国の高等教育機関で修得済みの単位の換算方法についても慎重に確認した。

また、機構の学位授与制度発足時より研究開発部が行ってきた当該調査の概要、対象国と傾向等について機構内の研究成果報告会で発表した。

② 機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究

学士の学位取得を目指す自学自習の申請者への学修支援の在り方と大学以外の高等教育レベルの学習の成果を単位として認めるための調査研究を実施した。また、我が国の大学の授与する学位の状況を調査して、機構の授与する学位について検討するための情報収集とその分析を行った。さらに、機構の学位を取得した者に対して、学位取得直後の調査を継続的に実施し、学位授与事業の検証を行って事業の改善に反映させた。

【学士の学位取得を目指す申請者への学修支援の検討】

「新しい学士への途」に記載されている学位授与制度と申請要件の周知をはかるために、ウェビナーなどのウェブシステムを利用した効率的な情報発信の方法や学修を支援するために必要な機能とその具体的方法について検討を進めた。令和2年度末より学位審査課との協働で制作した説明動画を完成させ、放送大学との共同説明会に用いるとともに、ウェブサイトで公開した。また、学位審査課との協力の下に、「新しい学士への途」令和4年度版発行に向けて、申請資格及び単位の修得先に関する記述の精緻化を図った。

さらに、これまでの学位授与事業を再検討・総括し、今後の学位授与事業の改善に繋げるために、令和2年度末から開始した学位研究 WG を令和4年3月末までに 19 回(通算

21 回)開催し、学位審査課職員の参加を得て、業務内容に関する職員の聞き取り調査、外部有識者からの情報収集を行い、学位授与事業の改善に向けた議論を進めた。その成果の一部をもとに、新たに機構長裁量経費を得て3つの新たな研究課題として調査研究を開始した。

【学士の学位授与における新たな審査方式(特例)の検証】

平成 27 年度に開始した特例適用専攻科修了見込み者に対する学士の学位授与審査 (新たな審査方式) に関して、令和元年度申請者の「学修総まとめ科目の履修状況」の審査結果を分析し、課題の整理と改善に向けての検討を行った。

令和2年度申請者が提出した「学修総まとめ科目履修計画書」と「学修総まとめ科目成果の要旨等」、並びに特例適用専攻科が提出した「学修総まとめ科目の成績評価に係る書類」に関する専門委員の審査結果から、各専門委員が申請者の学修総まとめ科目の履修について付したコメントと、特例適用専攻科における学修総まとめ科目の実施状況について付したコメントを分析し、その分析結果をもとに、特例適用専攻科に共通する問題点と、個別に早急に改善を要する問題点等を抽出し、早急に改善を要する問題点については、各専門委員会・部会及び学位審査会の承認を得て、当該特例適用専攻科に令和3年8月下旬に通知した。

令和3年度は、これまでのインタビュー調査結果や学修総まとめ科目の実施状況の審査での専門委員の意見、学位研究 WG における検討等を踏まえて、履修計画書の提出時期の変更を含む学士の学位授与に係る特例の改善に向けた具体案作成を 11 月以降に進めた。また、学士の学位の授与に係る特例に関する規則(1 項学士特例規則)の改正に向けて、3 領域に分けて開催した主査懇談会(理工学・農学・水産学系、健康保健科学系、及び人文・社会科学系)において、専門委員会・部会の主査からの意見聴取も行うとともに、高等専門学校機構に対するインタビュー調査を令和4年3月に実施した。

【学位に付記する専攻分野の名称に関する調査】

学位審査課と協働して、令和2年度における国公私立大学が授与した学位に付記する専攻分野の名称に関する調査結果を整理し、結果の公表と令和3年度の調査の準備を継続した。その成果として、令和2年度に全国の大学で授与された学位の付記名称の種類は、専門職学位を含み学士754種類、修士747種類、博士498種類であることを明らかにした。また、令和3年度版の調査につき、令和4年2月に、調査票の発出を行った。

【機構の学位取得者と退任専門委員への直後調査による学位授与事業の検証】

令和2年度10月期及び令和3年度4月期の単位積み上げ型による学士の学位取得者に対して、通例(従来の審査方式)と特例(新たな審査方式)の双方について学位取得直後のアンケート調査を研究開発部と学位審査課が協働して実施し、その結果を分析し、学位取得者は新たな審査方式についておおむね満足しているという結果を得た。

これらの検討とともに、学位審査会専門委員会の令和2年度退任専門委員への自由記述によるアンケート(対象者26人)を令和3年11月に実施し、令和4年1月までに11人からの回答を得た。回答の内容を整理し、結果を研究開発部と学位審査課で協働して検討した。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令のため、新しく就任した専門委員を対象とする学位審査会専門委員協議会を実施する代わりに、新任の専門委員に対する説明資料を、研究開発部に蓄積された学位授与事業に関する業務実績と調査データに基づいて新たに作成した。

【機構の単位積み上げ型学士学位取得者に対するアンケート調査による学位授与事業の検証と課題抽出】

このテーマによる研究は機構長裁量経費によって実施している。

30年にわたる学位授与事業の検証と課題抽出という趣旨のもと、単位積み上げ型の学士の学位授与制度により学士の学位を授与された約6万人に対して、その動機、効果、課題を明らかにするためのアンケート調査の準備を開始した。具体的には、これまで機構で実施してきた学位取得者を対象とする各種アンケート調査の検証及び先行研究の検討を進め、調査研究協力者の協力を得て大規模なアンケートを実施する方法と質問紙項目の検討を行い、質問紙の草案を作成するとともに、その妥当性と実施可能性を探り調査対象者の分類・抽出を行った。また、学位審査課と協働して、学位取得者の名簿と過去のアンケート調査による情報を整理統合する作業を進め、調査対象者の名簿を整理した。

【学位審査業務のデジタル化に向けた AI 支援プロトタイプアプリの開発研究】

このテーマによる研究は機構長裁量経費によって実施している。

本課題で開発予定の AI 支援プロトタイプアプリを構成するコンポーネントのうち、教員審査における業績リストを分析するためのデータ整理ツールの仕様を策定し、python によるプログラムを作成し、学位審査課が管理する既存データの一部を用いて予備的検証を行った。また、「単位積み上げ型の学士の学位授与制度」における単位認定業務へ AI 技術を応用するために、一部の専攻分野について学位審査課が管理する既存データの一部をもとに機械学習のために必要となる教師データの作成を開始している。

【機構の学位授与事業におけるアカデミック・インテグリティ向上のための調査研究】 このテーマによる研究は機構長裁量経費によって実施している。

学位授与事業における専門委員の学位審査業務の改善に結び付ける技術の開発を目的として、「倫理的配慮」の観点からの学位論文における既発表論文との重複の度合いの検出技術を応用して、市販のソフトウェアを活用した学修成果(レポート)の重複度の判定結果を小論文試験問題作成時の参考情報として利用する手法を開発し試行するとともに、個人情報の記載に関する不備を検出するためのアプリケーションを開発している。

③ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表した。大学評価及び学位に関する研究をまとめた論文、研究ノート等を掲載する査読付きの学術誌『大学評価・学位研究』第23号を令和4年3月に刊行した。本号には招待論文1編、研究ノート・資料1編を収録した。

『大学評価・学位研究』は、冊子体を関係高等教育機関等に配布するほか、機構ウェブサイト『大学改革支援・学位授与機構 学術情報リポジトリ』及び科学技術振興機構の「J-STAGE」に掲載し、研究成果の提供・公表を行った。

各研究者の研究業績等を科学技術振興機構の「researchmap」サービスを利用し、公表したほか、機構ウェブサイト等による研究成果の公表を行った。

【機構の事業への成果の活用】

○事業への成果の移転(事業実施・検証資料等)

外国での学習履歴を持つ学習者に対する機構の学位授与制度への申請資格調査

中国5件

アメリカ1件

モンゴル3件

韓国1件

単位積み上げ型による学士の学位取得者(通例)に対する学位取得直後アンケート調査 令和2年度10月期学位取得者

令和3年度4月期学位取得者

単位積み上げ型による学士の学位取得者(特例)に対する学位取得直後アンケート調査 令和2年度10月期学位取得者

令和3年度4月期学位取得者

学位審査会専門委員令和2年度退任委員に対する学位授与事業に関するアンケート調査

○事業関連説明会等における情報提供

令和3年度学位審査会専門委員協議会,2021年4月(説明書類配付)

告川裕美子「学位授与制度の概要」

森 利枝 「単位積み上げ型の学位授与と審査」

菊池和朗 「専攻科の認定及び特例適用認定と修了者への学位授与」

宮崎和光 「省庁大学校の課程認定と学位授与」

大学改革支援・学位授与機構で学士の学位取得をめざす方へのオンライン説明会, 2021年6月 26日, 大学改革支援・学位授与機構, 放送大学共催, オンライン開催.

放送大学岐阜学習センター公開講演会・学士取得説明会,2021年7月25日,オンライン開催. 放送大学鹿児島学習センター公開講演会・学士取得説明会,2022年2月26日,オンライン開催. 放送大学佐賀学習センター公開講演会・学士取得説明会,2022年2月26日,オンライン開催. (いずれも「単位積み上げ型による学士の学位授与申請(通例)」説明動画提供)

〇事業協働研究会 · 研修会等

令和3年度 NIC-Japan セミナーシリーズ「外国の教育制度・高等教育資格」

韓国の教育制度・高等教育資格, 2021年7月21日, オンライン開催.

モンゴルの教育制度・高等教育資格,2021年7月28日,オンライン開催.

ベトナムの教育制度・高等教育資格, 2021 年 12 月 6 日, オンライン開催.

インドネシアの教育制度・高等教育資格, 2021年12月21日, オンライン開催.

吉川裕美子 (2022)「機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査」. 大学改革 支援・学位授与機構研究開発部研究成果報告会, 2022年3月15日, オンライン開催.

【社会への成果の提供】

〇研究会・研修会等

野田文香 (2021)「国際法としての東京規約:東京規約とは何か」, 国際教育研究コンソーシアム Global Credentials and Careers Platform (研究会), 2021年10月27日, オンライン開催.

〇一般向け手引書・講演等

- 大学改革支援・学位授与機構 (2021)『高等教育に関する質保証関係用語集/Glossary of Quality Assurance in Japanese Higher Education』第5版, 2021年8月.
- 大学改革支援・学位授与機構 (2021)『モンゴルの高等教育・質保証概要』, 2021年11月.
- Taiji Hotta, Hisako Umemura (2021) "Update on Japan's educational system and higher education qualifications", 2021 TAICEP annual conference, October 26, 2021, online.
- Taiji Hotta, Hisako Umemura (2021) "NIC-Japan, APNNIC, and Japan's higher education qualifications", *UK ENIC annual conference 2021*, November 4, 2021, online.
- Taiji Hotta (2021) "The development of national information centers (NICs) with Tokyo Convention: Can the NICs promote transnational higher education in Asia and the Pacific?", *The 4th international research seminar 2021*, November 12, 2021, online.
- Ayaka Noda (2021) "Recognition of secondary school diplomas, certificates & standardized tests giving access to higher education in Asia & Pacific national report: The case of Japan", UNESCO-Bangkok, 2nd experts meeting, October 29, 2021, online.
- 野田文香(2021)「高等教育の国際化と質保証」, 2021年7月20日, 東北大学, オンライン開催.

【調査研究の成果の公表】

〇学術論文等

- 齋藤崇徳 (2021)「学位, 資格, 称号」, 橋本鋼市, 阿曽沼明裕 (編著) 『よくわかる高等教育論』, pp.24-25.
- 齋藤崇徳(2021)「生涯学習と高等教育」, 橋本鋼市, 阿曽沼明裕(編著)『よくわかる高等教育論』, pp.78-79.
- 吉川裕美子 (2021)「ドイツの大学」, 橋本鋼市, 阿曽沼明裕 (編著) 『よくわかる高等教育 論』, pp.120-123.
- 吉川裕美子 (2021)「欧州高等教育圏」, 橋本鋼市, 阿曽沼明裕 (編著)『よくわかる高等教育論』, pp.144-145.
- 宮崎和光,吉田望,森利枝 (2022)「学位に付記する専攻分野の名称とディプロマ・ポリシーの整合性に関する研究」,『電気学会論文誌C』, Vol.142, No.2, pp.117-128.
- 山口周 (2022)「第三部第3章 研究者養成としての大学院教育」,大学改革支援・学位授与機構 (編著)『危機こそマネジメント改革の好機』(大学改革支援・学位授与機構 大学改革マネジメントシリーズ),pp. 145-161, ぎょうせい.

〇学会発表等

- 野田文香 (2021)「日本型資格枠組み (JQF) の構築に向けた課題と可能性について」,日本 高等教育学会第24回大会,2021年5月30日,オンライン開催.
- 野田文香(2021)「全国資格枠組み(NQF)で何を成し遂げたいのか?-5ヵ国の事例からみる日本の論点-」大学教育学会第43回大会,2021年6月6日,オンライン開催.
- 堀田泰司, 野田文香 (2021)「UNESCO東京規約とNIC (国内情報センター) の発展:多様な 資格承認をめぐる課題」,日本比較教育学会第57回大会,2021年6月27日,オンライン開催.
- 宮崎和光,吉田望,森利枝(2021)「学位に付記する専攻分野の名称とディプロマ・ポリシーの整合性判定支援システムの性能改善」電気学会 システム/制御 合同研究会,2021年12月4日,オンライン開催.

〇報告書等

NIC-Japan, NIAD-QE (2022) Recognition of secondary school diplomas, certificates & standardized tests giving access to higher education in Asia & Pacific, National report: Japan, UNESCO Bangkok Office.

Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を 達成するためとるべき措置

く年度計画>

1 経費等の合理化・効率化

運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費(人件費及び退職手当を除く。)について、令和2年度予算に比較して3%以上を削減するほか、その他の事業費(人件費及び退職手当を除く。)について、令和2年度予算に比較して1%以上の業務の効率化を図る。効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を適切に把握し、機構長のリーダーシップの下、効果的・機動的に予算を配分するため、各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、機構長裁量経費を確保する。また、予算が計画どおりに適正に執行されているかを四半期ごとにモニタリングを行い、収益化単位の業務ごとに執行状況を把握するとともに、効率的な執行に努める。

2 調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を着実に実施するとともに、計画や自己評価結果等を公表する。

契約監視委員会を開催し、調達等合理化計画の策定及び自己評価の点検を行う。

3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むととも に、その検証結果や取組状況を公表する。

1 経費等の合理化・効率化

運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費(人件費及び退職手当を除く。)について、令和2年度予算に比較して3%以上を削減するほか、その他の事業費(人件費及び退職手当を除く。)について、令和2年度予算に比較して1%以上の業務の効率化を図る。効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を適切に把握し、機構長のリーダーシップの下、効果的・機動的に予算を配分するため、各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、機構長裁量経費を確保する。また、予算が計画どおりに適正に執行されているかを四半期ごとにモニタリングを行い、収益化単位の業務ごとに執行状況を把握するとともに、効率的な執行に努める。

自己評価 B

令和3年度実績は令和2年度実績と比較して、効率化になじまない特殊要因を除き、業務効率化等により、一般管理費(人件費及び退職手当を除く。)については Δ 4,904 千円(Δ 4.0 %)の減、その他の事業費(人件費及び退職手当を除く)については、 Δ 47,443 千円(Δ 14.4 %)の減となっている。

また、予算ヒアリングの実施、機構長裁量経費の確保、配分及び収益化単位ごとに四半期ごとのモニタリングを実施した。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした

実績・参考データ

○ 令和2年度と令和3年度の予算・実績比較(自己収入を除く)

		人和人生生	令和3年度		
		令和2年度	金額	削減割合	
予算	一般管理費物件費	146,514	142,119	△3.0%	
	その他事業費物件費 ※1	566,721	561,054	△1.0%	
実績	一般管理費物件費 ※2	123,417	118,513	△ 4.0 %	
	その他事業費物件費 ※2	328,424	280,981	△ 14.4 %	

- ※1 特殊経費及び新規拡充分を除く
- ※2 特殊経費、新規拡充分及び効率化になじまない特殊要因を除いた額

Ⅱ 業務運営の効率化

2 調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務 大臣決定)に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を着実に実施す るとともに、計画や自己評価結果等を公表する。

契約監視委員会を開催し、調達等合理化計画の策定及び自己評価の点検を行う。

自己評価 B

年度計画のとおり、調達等合理化計画を策定し、計画に基づく取組を着実に実施した。 契約監視委員会において、調達等合理化計画に基づく取組が実施されていること、また 個々の契約案件について、手続きが適正であることを確認した。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

調達等の合理化

「調達等合理化計画」を策定し、当該計画に基づく取組として以下を実施した。契約状況等は表「令和3年度契約状況及び一者応札・応募状況の前年度比較」のとおりである。

○競争性を確保するための対応

競争性を確保するための対応については、以下の取組を行った。

- ・規定より公告期間を長く設定し、入札参加希望者の十分な検討時間を確保。
- ・契約時期を早めに設定し、繁忙期の回避と業務準備時間を確保。
- ・メールによる資料配布の徹底による情報提供方法の改善。
- 仕様書の記載内容への留意や質問回答の共有など詳細な情報の提供。
- ・業者への聴き取りによる入札参加障壁の改善。
- 入札参加資格の緩和。

このほか、調達に関するガバナンスの徹底として以下の取組を実施した。

- ・発注・契約権限と検収の取扱いの適正性、随意契約の理由や金額の妥当性等について 監査室の点検。
- ・調達担当者を対象として令和3年7月26日に勉強会を開催し、各課室の調達担当者を 中心に31人の参加があった。
- ・研究開発、調査・研究、広報等の技術的要素を伴う案件に対し、基準額未満でも総合 評価落札方式を実施。

○ 令和3年度契約状況及び一者応札・応募状況の前年度比較

		令和2年度		令和3年度		比較増△減	
		件数 金額 (千円)	件数	金額	件数	金額	
			(千円)	干奴	(千円)	十刻	(千円)
	競争性のある契約	43	447,248	44	520,495	1	73,247
契約状況	競争入札等	40	401,532	42	498,275	2	96,743
	企画競争、公募	3	45,716	2	22,220	$\triangle 1$	$\triangle 23,496$
	競争性のない随意契約	7	22,642	5	12,001	riangle 2	$\triangle 10,640$
	合計	50	469,890	49	532,497	$\triangle 1$	62,607
一者	2者以上	26	230,216	19	170,188	riangle 7	$\triangle 60,028$
応札	1者以下	17	217,032	25	350,308	8	133,275
•							
応募	合計	43	447,248	44	520,495	1	73,247
状況							

[※]各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

契約監視委員会

契約監視委員会を2回開催し、令和3年度調達等合理化計画と令和2年度調達等合理化計画に対する自己評価の点検を行った。また、令和2年10月から令和3年9月までの契約のうち随意契約、一者応札・応募を中心に8件の点検を行い、契約手続が適正に行われていることを確認した。

また、契約監視委員会の審議概要をウェブサイトで公表した。

[※]令和3年度に1者応札の約64%がシステムの保守・改修等に占められている。新規参入には環境整備コストがかかり、自社の利益が見込めないことや、業界全体が人手不足で履行体制が整わないとの理由で入札を取りやめた業者が多かったことが1者応札の増となった主な要因である。

Ⅱ 業務運営の効率化

3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やか に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

自己評価 B

役職員の給与規則を国に準じて改正し、給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満 となっており、文部科学大臣から給与水準は適正であると評価を受けている。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

令和2年度の役職員の報酬・給与等の検証結果や取組状況について、令和3年6月に公表した。給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっており、文部科学大臣から給与水準は適正であると評価を受けた。

< 事務職員給与の対国家公務員指数 >

	令和2年度	令和3年度
年齢勘案	96.9	97.1
年齢・地域勘案	97.4	97.0
年齢・学歴勘案	95.6	95.4
年齢・地域・学歴勘案	96.8	96.3

- Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
- Ⅳ 短期借入金の限度額
- V 重要な財産の処分等に関する計画
- VI 剰余金の使途

<年度計画>

Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1 予 算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり

IV 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 78億円
- 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職 手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延(この場合の借換 えは行わない。)などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

<u>V 重要な財産の処分等に関する計画</u>

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実 及び組織運営の改善のために充てる。

Ⅲ~Ⅵ 予算、収支計画、資金計画等

Ⅲ~Ⅵ 自己評価 B

令和3年4月~令和4年3月の小平第二住宅の入居率は67.0%であり、売却等の措置の検討を行うとされる事態には至らなかった。このほか、適切な執行管理により短期借入金を必要とする事態は生じなかった。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1 予 算 別紙1のとおり

2 収支計画 別紙2のとおり

3 資金計画 別紙3のとおり

実績・参考データ

Ⅲ-1 予 算

○ 令和3年度収入状況

	()	1 <u>11</u> · 1 1 1 /		
収入	予算額	決算額	差引増減額	備考
運営費交付金	1,883,545	1,883,545	0	
大学等認証評価手数料	576,620	517,198,	\triangle 59,422	
学位授与審査手数料	127,960	126,884	△ 1,076	
大学ポートレート運営負担金収入	0	79,962	79,962	
長期借入金等	59,100,000	50,727,857	△ 8,372,143	
長期貸付金等回収金	66,097,744	66,033,164	△ 64,580	
長期貸付金等受取利息	3,083,704	2,174,295	△ 909,409	
財産処分収入	100,000	100,000	0	
財産賃貸収入	63,392	61,530	△ 1,862	
財産処分収入納付金	68,278	2,132,249	2,063,972	
補助金等収入		12,203	12,203	
受託研究収入		5,460	5,460	
寄附金等収入		3,350	3,350	
その他	7,365	11,327	3,962	
計	124,556,152	123,869,025	△ 7,239,583	

[※]各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

○ 令和3年度支出状況

支出	予算額	決算額	差引増減額	備考
業務等経費	1,593,985	1,192,972	401,013	
うち、人件費 (退職手当を除く)	916,199	842,419	73,780	
うち、物件費	677,786	350,651	327,135	
うち、退職手当	0	0	0	
大学等評価経費	576,620	337,272	239,348	
学位授与審査経費	127,960	126,884	1,076	
大学ポートレート運営負担金支出	0	79,962	△ 79,962	
補助金支出	0	12,203	△ 12,203	
受託研究支出	0	5,256	△ 5,256	
寄附金支出	0	715	△ 715	
一般管理費	296,925	637,920	△ 340,995	
うち、人件費 (退職手当を除く)	154,806	321,686	△ 166,880	
うち、物件費	142,119	305,250	△ 163,131	
うち、退職手当	0	10,984	△ 10,984	
施設費貸付事業費	58,539,689	50,144,729	8,394,960	
施設費交付事業費	4,000,000	3,466,726	533,274	
長期借入金等償還	66,236,679	66,193,577	43,102	
長期借入金等支払利息	2,941,474	2,062,013	879,461	
公租公課等	18,923	18,889	34	
債券発行諸費	14,055	13,970	85	
債券利息	67,477	8,997	58,480	
計	134,413,787	124,302,087	10,111,701	

[※]各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

Ⅲ~Ⅵ 予算、収支計画、資金計画等

Ⅲ-2 収支計画

○ 令和3年度収支計画

区分	予算額	決算額	差引増減額
費用の部	9,761,739	7,891,574	五月頃級領 1,870,165
賃用の部 経常費用	9,761,739	7,891,574	1,870,165
一	1,520,100	1,170,161	349,939
	576,620	338,652	237,968
学位授与審査経費	127,960	126,884	1,076
大学ポートレート運営負担金経費	0	79,962	△79,962
施設費交付事業費	4,000,000	3,466,726	533,274
支払利息	3,027,119	2,065,130	961,989
处分用資産売却原価	26,025	26,058	△33
その他の業務経費	18,923	18,889	34
一般管理費	320,283	471,814	$\triangle 151,531$
減価償却費	130,654	113,327	17,327
財務費用	14,055	13,970	85
収益の部	6,007,679	7,149,532	1,141,853
経常収益	6,007,679	7,149,532	1,141,853
運営費交付金収益	1,670,778	1,688,267	17,489
大学等認証評価手数料	576,620	517,198	\triangle 59,422
学位授与審査手数料	127,960	126,884	△ 1,076
大学ポートレート運営負担金収益	0	79,962	79,962
補助金等収益	0	12,203	12,203
処分用資産賃貸収入	63,392	61,530	△ 1,862
処分用資産売却収入	100,000	100,000	0
施設費交付金収益	68,278	2,132,249	2,063,971
受取利息	3,103,373	2,166,705	△ 936,668
財務収益	0	1,511	1,511
賞与引当金見返に係る収益	96,575	88,321	△ 8,254
退職給付引当金見返に係る収益	65,665	60,081	△ 5,584
資産見返物品受贈額戻入	57	57	0
資産見返寄附金戻入	444	944	500
資産見返運営費交付金戻入	127,173	102,294	\triangle 24,879
雑収入	7,365	11,325	3,960
臨時損失	0	0	0
固定資産除却損	0	0	0
臨時利益	0	0	0
資産見返負債戻入	0	0	0
純損失	3,754,060	742,042	3,012,018
前中期目標期間繰越積立金取崩額	2,980	4,224	△ 1,244
大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金取崩額	3,751,080	1,128,780	2,622,300
総利益	0	390,962	△ 390,962

[※]各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

Ⅲ-3 資金計画

O 令和3年度資金計画

(単位:千円)

区分	予算額	決算額	差引増減額
資金支出	145,564,229	130,422,152	15,142,077
業務活動による支出	67,950,286	57,871,574	10,078,712
投資活動による支出	212,767	6,349,845	△ 6,137,078
財務活動による支出	66,236,679	66,200,734	35,945
次年度への繰越金	11,164,497	9,880,766	△ 1,283,731
資金収入	145,564,229	124,022,880	△ 21,541,349
業務活動による収入	72,008,608	73,148,994	△ 1,140,386
運営費交付金による収入	1,883,545	1,883,545	0
承継債務負担金債権の回収による収入	20,084,329	20,084,329	0
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	790,823	790,823	0
施設費貸付金の回収による収入	46,013,415	45,948,835	△ 64,580
施設費貸付金に係る利息の受取額	2,292,882	1,383,472	△ 909,410
処分用資産の売却による収入	100,000	100,000	0
処分用資産の貸付による収入	63,392	61,530	△ 1,862
施設費交付金の納付による収入	68,278	2,132,249	2,063,971
利息及び配当金の受取額	0	2	2
その他の収入	711,945	84,881	\triangle 627,064
投資活動による収入	0	160,000	160,000
財務活動による収入	59,085,945	50,713,887	△ 8,372,058
前年度からの繰越金	14,469,676	16,280,039	1,810,363

[※]各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

Ⅲ~Ⅵ 予算、収支計画、資金計画等

Ⅳ 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 78億円
- 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係 国立大学法人の債務償還遅延(この場合の借換えは行わない。)などにより緊急に 資金が必要となる場合等が想定される。

実績・参考データ

短期借入金を必要とする事態は発生しなかった。

V 重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合に は、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

実績・参考データ

令和3年4月~令和4年3月の小平第二住宅の入居率は67.0%であり、売却等の措置の 検討を行うとされる事態には至らなった。

また、令和2年度より小平第二住宅環境整備事業(令和2年度~令和5年度)を開始 し、令和3年度においても引き続き老朽箇所の改善を実施した。

VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

実績・参考データ

令和2年度決算において発生した利益を積立金として整理した。

Ⅲ その他主務省令で定める業務運営 に関する事項

く年度計画>

1 内部統制

(1) 法令等の遵守及び機構のミッション等の周知徹底

役員及び幹部職員で構成する企画調整会議などにより、法令等の遵守、機構のミッション、管理・運営方針に ついて役職員に周知徹底する。

(2) 内部統制の機能状況の検証

- ① 監事監査や内部監査及び会計監査人による監査を実施することにより、内部統制の機能状況について定期的に点検・検証し、必要に応じて見直しを行う。
- ② 令和2年度の業務の実績の自己点検・評価を行う。 また、令和3年度の業務等の進捗状況について定期的に自己点検・評価を行う。
- ③ 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因(リスク)の把握に努め、必要な対応を行う。 また、緊急時において業務継続性を確保するため、各事業の着実な遂行に必要な業務実施体制の強化や、業 務のデジタル化の推進に着手する。

2 情報セキュリティ対策

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。

3 人事に関する計画

- ① 大きく増減する業務量に対応し確実に事業を実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。
- ② 専門的な研修等により職員の能力向上を図る。

WI 内部統制、情報、人事

Ⅵ 自己評価 B

法人としての管理・運営の方針、重要事項は各種会議を通じて役職員に共有され、各種監査、自己点検・評価、リスク管理等により内部統制が十分に機能しており、セキュリティ対策も適切に推進した。また、新規事業等による業務の増加に対応するため、組織改編を行うとともに必要な職員を確保し適正に配置した。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

1 内部統制

(1) 法令等の遵守及び機構のミッション等の周知徹底

役員及び幹部職員で構成する企画調整会議などにより、法令等の遵守、機構のミッション、管理・運営方針について役職員に周知徹底する。

(2) 内部統制の機能状況の検証

- ① 監事監査や内部監査及び会計監査人による監査を実施することにより、内部統制 の機能状況について定期的に点検・検証し、必要に応じて見直しを行う。
- ② 令和2年度の業務の実績の自己点検・評価を行う。 また、令和3年度の業務等の進捗状況について定期的に自己点検・評価を行う。
- ③ 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因(リスク)の把握に努め、必要な対応を行う。

また、緊急時において業務継続性を確保するため、各事業の着実な遂行に必要な業務実施体制の強化や、業務のデジタル化の推進に着手する。

実績・参考データ

(1) 法令等の遵守及び機構のミッション等の周知徹底

機構の管理・運営及び業務等に対し企画立案を行うとともに、その実施について必要な連絡調整を行うことを目的として、機構長を議長とする企画調整会議を月1回開催した。それにより機構の管理・運営や業務等を法令及び機構の規則等に則って実施いるか、法令等に違反する行為がないか等を確認するとともに、情報の把握や機構のミッション等の役職員への周知徹底を行った。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンラインや書面審議により開催した。

令和3年度より、陪席者を限定して開催することで幹部職員同士の活発な意見交換を行う等、運営方法を一部変更することにより議論の充実に努めた。

また、機構の管理・運営及び業務等に対する企画立案機能の強化等を図ることを目的として、理事を室長とする企画室(理事、部課長等により構成)を常設の事務組織として新たに設置し、企画調整会議の議題や、機構全体に係る当面の課題等の情報共有及び意見交換等を月1回行った。

○ 企画調整会議の様子



機構長の諮問に応じ、機構の業務運営に関する重要事項を審議するため、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者の参画を得て、評議員会を組織した。

評議員会では業務運営に関する重要事項の審議を行うとともに、各事業の実施状況等について意見を聴取した。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和3年6月29日に開催した第47回はオンライン、令和4年3月に開催した第48回は書面審議とした。

○ 令和3年度の評議員会の開催実績

	開催日	主な審議事項
第47回	令和3年6月29日	・令和2年度業務実績報告書等について
		・令和2年度財務諸表等について
第48回	令和4年3月18日	・令和4年度計画について
	~3月25日	・令和4年度機構内予算について
	(※書面審議)	

また、機構の事業の運営実施に関する事項を審議するため、機構の教授並びに大学の学長及び教員その他学識経験者の参画を得て、運営委員会を組織した。

運営委員会では、事業の運営実施に関する事項の審議を行うとともに、各事業の実施状況等について意見を聴取した。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和3年12月16日に開催した第62回、令和4年3月22日に開催した第63回はオンラインによる開催とした。

○ 令和3年度の運営委員会の開催実績

	開催日	主な審議事項
第62回	令和3年12月16日	・教員の選考等について
	(※オンライン開催)	・各種委員会委員等の選考について
第63回	令和4年3月22日	・教員の選考等について
	(※オンライン開催)	・各種委員会委員等の選考について

(2) 一① 監査

ア.監事監査

年度当初に監査計画を作成し、監査室や会計監査人と連携しながら業務監査及び会計 監査を行った。

業務監査としては、法令遵守状況、中期計画・年度計画の進捗状況、予算等の執行状

WI 内部統制、情報、人事

況、内部統制等を監査した。監査方法は、機構長へ直接ヒアリングを行うとともに、評議員会、企画調整会議、自己点検・評価委員会等へ出席し、運営における重要事項や業務の進捗状況等について確認した。また、必要に応じて役職員に説明を求めた。

会計監査としては、財務諸表等の検証、契約状況等の監査を実施した。特に、契約状況の監査は、契約監視委員会に出席し、関係書類の点検を行うとともに、必要に応じて職員に説明を求めた。

重点監査としては、学位授与事業の監査を行った。

イ、内部監査

年度当初に監査計画を作成し、監査室長及び専属の常勤職員3人からなる監査室が、 日常監査、定期監査の他、情報セキュリティ監査を行った。

日常監査では、すべての会計伝票、契約書等を都度確認した。

定期監査では、3日間に渡り、施設費貸付・交付業務、会計処理状況、科学研究費補助金、法人文書、保有個人情報等について監査を行った。

情報セキュリティ監査では、情報セキュリティ対策の状況等について監査を行った。 監査の結果、法令等に違反する重大な事実は認められなかった。

ウ. 会計監査人監査

財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、会計 監査人(有限責任監査法人トーマツ)の監査を受けている。

エ. 監事、監査室、会計監査人の連携

監事、監査室、会計監査人で構成する監査協議会を3回開催し、各々の監査計画、監査方法、監査結果、課題等について意見交換を行い、緊密に連携しながら、監査の充実を図った。

(2) 一② 自己点検・評価

ア、令和2年度の業務に対する自己点検・評価

令和3年5月31日に監事を構成員に含む自己点検・評価委員会(第1回)を開催し、令和2事業年度における業務の実績について最終的な自己点検・評価を実施した。この内容を「業務実績報告書(案)」としてとりまとめ、令和3年6月開催の企画調整会議、評議員会での審議を経て、令和3年6月30日付けで『令和2事業年度業務実績報告書』として文部科学大臣に提出するとともに、ウェブサイトで公表した。

なお、令和3年8月に通知された、文部科学大臣による「令和2年度における業務の 実績に関する評価」においては、評定は「B」**であったが、「国立大学法人等の施設整 備支援」の項目では評定「A」(中期目標管理法人の活動により、中期計画における所 期の目標を上回る成果が得られていると認められる)であり、うち「施設費貸付事業」 「国から承継した財産等の処理」の項目については補助評定「S」(中期目標管理法人 の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得ら

※ 「B | 評価

れていると認められる)となっている。

年 度 評 価:全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成している と認められる。

イ. 令和3年度業務に対する自己点検・評価

令和3年度の業務等に関して、業務開始から半年経過した令和3年11月25日及び年度 終了前の令和4年2月24日に自己点検・評価委員会を、新型コロナウイルス感染症拡大 防止の観点からオンラインにより開催し、それぞれ9月末時点、1月末時点におけるす べての業務・事業に対する自己点検・評価を実施した。また、2月開催の同委員会で は、令和3年度の業務の進捗状況等を踏まえ、令和4事業年度計画の原案を検討した。

令和4事業年度計画案については、令和4年3月開催の企画調整会議及び評議員会の 議を経て確定し、令和4年3月29日付で文部科学大臣に届け出た。

(2) 一③ リスクの把握と対応

ア. 内部統制委員会

機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因(リスク)の共有のため、令和3年7月13日に内部統制委員会(令和3年度第1回)を開催し、令和3年度当初時点の各業務におけるリスクについて、監事を含む役職員間で確認した。

令和3年度の内部統制の機能状況のモニタリングとして、リスクへの対応状況の調査を行った。調査結果については、令和4年3月15日開催の内部統制委員会(第2回:オンライン開催)において報告され、監事を含む役職員で共有がなされた。その結果、項目ごとに設定されたチェック項目に対しそれぞれ必要な対応がなされていることが確認された。

<u>イ. 新型コロナウイルスに関連した感染症拡大防止のための対応</u>

新型コロナウイルスに関連した感染症について、感染拡大を防止し、機構の役職員の健康及び生命を守るとともに、事業の継続を可能とするため、令和2年2月4日付けで機構長が発出していた「新型コロナウイルスに関連した感染症に関する対応について」(以下「対応について」という。)を、政府の方針等に応じて令和3年6月30日付けの第10版まで更新し、随時全役職員に周知を行った。

「対応について」(第 10 版)では、感染予防のために各職員がとるべき対応、感染の恐れがある場合や感染した場合の対応と取扱い、時差出勤や在宅勤務の取扱い、海外渡航や外国人の受入、会議・シンポジウム等の開催などについて、機構としての統一方針を示した。

この「対応について」に基づき、各種会議において審議を書面によるものとしたり、オンライン開催としたりするなど、代替措置の実施や関係各機関との連携等を図った。さらに、通勤による感染者等との接触など、人との交わりを低減するとともに、職場内における感染拡大防止の観点から、在宅勤務の実施や、公共交通機関を利用する職員の希望に応じた時差出勤の実施など、当該リスクに対処しつつ、事業推進のため可能な対応を行った。

Ⅲ 内部統制、情報、人事

○ 令和3年度中に新型コロナウイルス感染拡大防止のため対応措置をとった主な活動 (一部再掲)

実施日	名称	対応	参照
,			ページ
令和3年6月、9月、令和4年	大学機関別認証評価委員会	ウェブ会議・書	8
1月、3月		面審議	
令和3年5月、10月、令和4年	高等専門学校機関別認証評価委員	ウェブ会議・書	8
1月、3月	会	面審議	
令和3年5~6月、10月、令和	法科大学院認証評価委員会	ウェブ会議・書	9
4年2月、3月		面審議	
令和3年4月7日、6月3日、	国立大学教育研究評価委員会	書面審議、オン	$16\sim17$
7月7日、8月26日、10月28		ライン開催	
日、令和4年2月4日、3月23			
日			
令和3年11月10日~令和4年	貸付先調査	ヒアリングにウ	28
2月7日		ェブ会議システ	
	to the terms to	ムを活用	
令和3年11月10日~令和4年	交付先調査 	ヒアリングにウ	30
2月8日		ェブ会議システ	
A	W/11 los 1 - 3 hm/s	ムを活用	
令和3年6月、12月	学位授与試験	追試験を実施	38
令和3年6月	大学改革支援・学位授与機構で学	動画コンテンツ	49
	士の学位取得をめざす方への説明	を作成しオンラ	
AT-OF OF	会	インで配信	T 0
令和3年6月~	令和4年度に実施する認証評価等	資料掲載及び音	56
	に関する自己評価担当者等に対す	声解説付き資料	
	る研修会(大学、高等専門学校、	の配布(高等専	
	法科大学院)	門学校は資料 掲載のみ)	
令和3年11月18日、12月10	 国立大学法人等の債券発行に関す	オンライン開催	59
日日	国立八子伝八寺の順分光刊に関す る説明会		อฮ
令和3年11月15日~17日、	国立大学附属病院経営分析ワ	オンライン開催	60
令和3年11月19日	ークショップ		
令和4年2月17日	病院経営次世代リーダー養成	オンライン開催	61
	塾		
令和3年9月22日~29日、令	大学ポートレート運営会議	書面審議、ウェ	63
和4年2月10日		ブ会議	
令和3年9月13日	大学質保証フォーラム	オンライン開催	72
令和3年6月29日、令和4年	評議員会	ウェブ会議、書	109
3月18日∼25日		面審議	
令和3年12月16日、令和4年	運営委員会	ウェブ会議	109
3月22日			

ウ. 業務継続性の確保のための措置

緊急時において業務継続性を確保するため、各事業の着実な遂行に必要な業務実施体制の 強化や、業務のデジタル化の推進に向けて、以下の取組を行った。

- ① 在宅勤務について7月に制度化し、運用を開始した。
- ② 基幹業務システムのクラウド移行について、9月末に落札業者が決定し、設計作業、構築作業、移行・検証作業が完了し、令和4年4月以降本稼働の予定である。
- ③ 電子決裁・文書管理システムの導入について、9月末に落札業者が決定し、開発・構築作業等が完了し、令和4年4月以降試行運用を経た後、本稼働の予定である。
- ④ 勤怠管理システムの導入について、6月末に落札業者が決定し、令和4年3月以降の本稼働に向けて、受託業者と打合せを行いながら開発・構築作業等を行い、1月から試行運用を開始し、令和4年4月以降本稼働の予定である。

2 情報セキュリティ対策

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。

実績・参考データ

情報セキュリティ対策

情報セキュリティ委員会において、以下のPDCAサイクルに基づき、セキュリティ対策を行うことが承認され、以下の取組を行った。

- ① Plan (セキュリティ対応計画)
 - ・情報資産の洗い出しとリスク分析を行い、セキュリティ対応計画を立案した(令和3年8月)。
- ② Do (情報セキュリティ対策実施)
 - ・セキュリティ対応計画をもとに情報セキュリティへの意識向上を目的とした研修を実施した(令和4年3月)。
 - ・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(令和3年度版)に基づき、情報 セキュリティポリシー対策基準・実施手順書を改訂した(令和3年8月~令和4年3 月)。
 - ・セキュリティ対応計画をもとに不審メール対応訓練を実施した(令和4年1月)。
- ③ Check (内部監査)
 - ・各部署において情報セキュリティの自己点検を実施した(令和4年2月)。
- ④ Act (ポリシーの見直し・改訂)
 - ・各部署における情報セキュリティ自己点検及び内部監査の結果、令和3年度中の情報 セキュリティポリシー改訂の必要はなかった(令和4年3月)。

3 人事に関する計画

- ① 大きく増減する業務量に対応し確実に事業を実行するため、国立大学法人等の協力 を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な 組織体制を柔軟に構築する。
- ② 専門的な研修等により職員の能力向上を図る。

実績・参考データ

①-1 柔軟な組織体制の構築

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価(4年目終了時評価)の終了及び機関別認証評価の申請校数の増加に伴う業務量の増減に対応するため、人員配置の変更を行った。

また、働き方改革への取り組みの一環として、在宅勤務を7月に制度化し、運用を開始した。

①-2 人事交流による幅広い人材の確保

組織の活性化と機構の業務に即応できる人材の確保のため、国立大学法人等の協力により、幅広く人材を確保し、確実に業務を実施できるよう適正に職員を配置した。

令和3年度末 常勤事務職員数 164人(7人減) うち課長補佐以下の人事交流者数 58人(11人減)47法人

①-3 職員数の適正化

令和3年度の業務量の増減等を踏まえて、適切な人員配置を以下のとおり行った。

< 令和3年度 部課別職員数 >

±n = =	等名	職員	数数	増減	備考
木하이다	ान 12	R 2年度末	R 3年度末	1 河 水)佣 行
審議役 • 調査役	ţ	3 (0)	2(0)	-1 (0)	
監査室		3 (0)	3 (0)	0 (0)	
企画室			2(1)	2(1)	令和3年度新設
管理部		53 (12)	51 (11)	-2 (-1)	令和3年度より総
	総務課	24 (3)	22 (2)	-2 (-1)	務企画課は総務課
	会計課	10 (3)	10 (2)	0 (-1)	へ改編
	学位審査課	18 (6)	18 (7)	0 (1)	
評価事業部		100 (52)	91 (41)	-9 (-11)	国立大学法人評価業務の減及び機関別認証評
	評価企画課	14 (2)	13 (3)	-1 (1)	の個及の機関別認証評価業務の増による職員
	評価企画課	49 (42)	15 (11)	-34 (-31)	の増減
	国立大学評価室				

WI 内部統制、情報、人事

	評価支援課	18 (5)	41 (24)	23 (19)	国際課は補助事業(外部資金)による業務増
	国際課	18 (3)	21 (3)	3 (0)	に伴う職員増
大学連携・		12 (5)	15 (5)	3 (0)	令和3年度は参事役を 含む。
支援部	大学運営連携課	4(1)	6 (1)	2(0)	급 안。
	国立大学施設	7(4)	7 (4)	0 (0)	
	支援課				
研究開発部		18 (0)	18 (0)	0(0)	_
合	計	189 (69)	182 (58)	-7 (-11)	

- ※() 内の数字は、課長補佐以下の人事交流者数で内数。
- ※ 備考に記載のない職員数の増減は、産休、病休の代替、退職等により一時的に生じたもの。
- ※ 令和3年度末の組織図を基準に比較したもの。

② 実践的研修の実施、専門的研修事業の活用

機構において実践的研修を実施するとともに、外部機関が実施している専門的研修に事務系職員を積極的に参加させ、業務遂行に必要となる職員の資質及び能力の向上を図った。

⑦ 実践的研修等(機構実施)

- ・ パソコン研修(デジタル庁(第2四半期まで総務省)主催情報システム統一研修を利用)を、全職員を対象にeラーニング形式にて四半期毎に実施。延べ64人参加。
- ・ ハラスメント研修を、全職員を対象にネットワーク配信の e ラーニング形式にて令和 3 年10月に実施。163人受講。
- ・ 令和3年度のハラスメント相談員、研究開発部常勤教員及び係長・専門職員以上の事務 系職員を対象に、ハラスメント相談員研修を、ネットワーク配信のeラーニング形式にて 令和3年10月に実施。58人受講。
- ・ メンタルヘルス研修(セルフケア)を、全職員を対象にネットワーク配信の e ラーニン グ形式にて令和 3 年11月から12月にかけて実施。ストレスチェック対策コースを延べ266 人、セルフケアコースを延べ617人受講。
- ・ 英語研修を、主に採用後4年以下のプロパー職員を対象として、令和3年10月から令和 4年1月にかけて実施。14人受講。
- ・ 情報セキュリティ研修(全職員を対象に、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の資料 及び動画を教材としてe-ラーニング形式にて令和4年3月に実施。198人受講。)

⑦ 専門的研修等(外部機関実施)

放送大学の活用並びに情報システム、会計、人事及び知的財産等に関する研修等に参加 (22件の研修、セミナー等に延べ50人参加)。

- の 文部科学省関係機関職員行政実務研修(令和3年度は事務系職員2人派遣)。
- ② 事務系職員の研修等助成(事務系職員が自主的に行う研修及び資格取得に係る経費を一部助成、令和3年度は8月に5人、2月に5人に助成額を支給)。

く参 考>

- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期目標
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期計画
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の年度計画(令和3年度)

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が 達成すべき業務運営に関する目標 (中期目標)

平成31年3月1日

文部科学省

目 次

(J	字文)		1
Ι	政策	策体系における法人の位置付け及び役割	1
П	中基	期目標期間	2
Ш	1 ;	民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 大学等の評価	2
:	2 [2)国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価 国立大学法人等の施設整備支援	3
;	(施設費貸付事業 施設費交付事業 学位授与 	. 4
	(2	1)単位積み上げ型による学士の学位授与 2)省庁大学校修了者に対する学位授与	.5
	4 5	3)学位授与事業の普及啓発 質保証連携 1)大学等連携・活動支援	. 5
	5	2) 国際連携・活動支援	. 7
		1)大学等の改革の支援に関する調査研究2)学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究	
IV	業	務運営の効率化に関する事項	8
	1 着	経費等の合理化・効率化	8
:	2	調達等の合理化	9
;	3 я́	給与水準の適正化	6
V	財	務内容の改善に関する事項	6
	1 -	予算の適切な管理と効果的な執行等	.6
	2 3	容彦の有効活用	c

VI		その他業務運営に関する重要事項
1	1	内部統制
2	2	情報セキュリティ対策
3	3	人事に関する計画10

※Ⅲ1~5までの各項目を一定の事業等のまとまりとする。

(序文)

独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 29 条の規定により、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。

I 政策体系における法人の位置付け及び役割

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下「機構」という。)は、平成28年4月に大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターが統合し設立された。その起源は、大学以外で学位を授与する我が国唯一の機関として平成3年に創設された学位授与機構である。その後、国立大学等への施設費貸付・交付、認証評価、国立大学教育研究評価、国公私立大学の教育情報の公開、これらの業務に関連する調査研究なども含め、高等教育に係る社会的要請の高い課題に果敢に取り組み、文部科学省の政策目標達成に欠くことのできない法人として高等教育の発展の一翼を担い続けている。

現在、我が国では「Society 5.0」の実現に向け戦略的取組が始まりつつあり、大学に対しては産業・社会構造の変化に対応する高度な教養と専門性を備えた人材育成やイノベーション創出の牽引が求められている。このため各大学においては、その役割や特色・強みをより一層明確にし、教育研究の質を向上させる改革が急務となっている。また、少子化が進展する中で、各大学が質の高い教育研究活動を行っていくためには、各大学がマネジメント機能や経営力などの運営基盤を強化するとともに、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有できるよう、大学等の連携を円滑に進める仕組みの構築が必要とされている。一方、世界に目を向けると、グローバル化の進展等によって学生の国境を越えた流動性が高まる中、学習履歴・学位等の国際通用性を確保することが大きな課題となっている。また、2018年のWHOの統計によると、我が国の健康寿命は74.8歳であり、世界トップクラスの長寿社会を迎えている。この長い人生の間、国民がいつでも活躍できる社会を実現するために、生涯のあらゆる段階で学び直せる環境の整備や多様な年齢層のニーズに応える学習プログラムが必要となっている。

機構は、学位授与事業、大学等評価、施設費の貸付・交付事業を行うことにより高等教育の発展に貢献してきており、これらの業務を通じて大学等に関する様々な情報が蓄積されるとともに、内外における高等教育に関する他機関とのネットワークが構築されている。機構には、これらの特色を活かし、国際的な質保証活動への積極的参画、国内外の高等教育制度や資格に関する情報等の収集・提供機能、リカレント教育の拡充の支援が期待されている。加えて、大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターが統合したことによる相乗的な効果をより発揮する観点から、今後は、それぞれの機関が蓄積していた教育研究情報及び財務情報を活用し、新たに大学の運営基盤の強化促進も行うことにより、大学改革を強力に支

援していくことが望まれている。

以上を踏まえ、機構は我が国の高等教育の発展に資するという業務の公共的重要性に鑑み、業務の公正かつ能率的、効果的な運営を基本方針として、幅広く大学関係者及び有識者等の参画を得て、以下に示す業務運営を行う。

(別添) 政策体系図

Ⅱ 中期目標期間

機構は、我が国の高等教育の発展に資することを目的として業務を実施していることから、中期目標の期間は、平成 31 年(2019 年) 4月1日から平成 36 年(2024年) 3月31日までの5年間とする。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 大学等の評価

我が国の大学等による教育研究活動等の質の維持向上に資するため、大学等の評価を行うとともに、認証評価における先導的役割を担うことにより、我が国の大学等における内部質保証の確立を多角的に支援する。また、様々な大学評価の実施主体として文部科学省と連携しながら、効果的・効率的な評価システムを開発・実施する。

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価及び法科大学院認証評価を実施し、我が国の大学等の教育研究活動等の質を保証し、その改善に資する。 また、現行の評価制度の枠組みによらない取組として、大学等の希望に応じ、 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等を実施し、評価の選択肢の拡充等に資する。

これらにより、調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた成果等も活用し、先進的な評価手法を開発するとともに、取組の成果等を評価機関や大学等に提供すること等により、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。

なお、法科大学院に係る認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえつつ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減することとする。

(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価 文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学法人及 び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における業務の実績のうち、教 育研究の状況についての評価を実施する。

評価に当たっては、データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表の仕組みとしての大学ポートレートや認証評価のために整えた根拠資料・データ等を活用するなど、法人の負担軽減に努める。

【評価指標】

- 1-1 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価の実施状況(実施校数等を参考に判断)
- 1-2 認証評価の先導的役割の取組状況(説明会や研修等の開催実績や成果等を参考に判断)
- 1-3 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価の実施状況(実施機関数等を参考に判断)

【目標水準の考え方】

- 1-1 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価を適切に実施し、結果を 提供・公表したか、評価申請校数、評価実施校数、評価体制、評価実施 後の検証のためのアンケートの回答状況等を参考に判断する。
- 1-2 文部科学省と連携し、内部質保証を重視した効果的・効率的な評価システムを開発したか、また、取組の成果等を提供し、我が国の認証評価における先導的役割を果たしたか、評価システムの開発に向けた取組の状況、取組の成果を提供するための説明会や研修等の開催実績や成果物等を参考に判断する。
- 1-3 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価を適切に実施し、結果を文部科学省国立大学法人評価委員会に提供するとともに公表したか、評価実施に向けた準備状況、評価実施体制、評価実施機関数、評価実施後の検証のためのアンケートの回答状況等を参考に判断する。

2 国立大学法人等の施設整備支援

我が国の高等教育及び学術研究において中心的な役割を果たしている国立大学法人等の教育研究環境の整備充実を図るため、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付等を行うとともに、国から承継した財産等の処理を着実に実施することにより、施設整備等の多様な財源による安定的な実施と教育研究環境の整備充実を支援する。

(1) 施設費貸付事業

国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、教育研究環境の整備充実の

ため、長期借入金等を財源として土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行う。

事業の実施に当たっては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善にも資するよう、効率的な資金の調達を実施するとともに、国立大学法人等の収支状況等に即した精度の高い審査を実施し、債権の確実な回収に努め、債務を確実に償還する。

(2) 施設費交付事業

国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構に対し、教育研究環境の整備充実のため、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行う。

なお、中長期的視点からの財源確保に関して、文部科学省、国立大学法人等と 連携を図りながら不要財産処分の促進等に関する必要な調査等を行う。

【評価指標】

- 2-1 施設費貸付の実施状況(貸付の審査状況等を参考に判断)
- 2-2 施設費交付の実施状況 (実施件数等を参考に判断)

【目標水準の考え方】

- 2-1 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、資金の貸付けを適切に行ったか、貸付の審査状況、現地調査実施件数(平成 26~30 年度の各年度平均実績:6箇所)、債権回収率(平成 26~30 年度の実績:毎年100%)、財政融資資金及び債券に係る債務償還率(実績:毎年100%)、機構の事業と債券発行の意義を理解してもらうための投資家の訪問件数(平成 26~30 年度の各年度平均実績:16 箇所)等を参考に判断する。
- 2-2 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、資金の交付を適切に 行ったか、交付件数、交付の審査状況、現地調査実施件数(平成 26~ 30年度の各年度平均実績:13箇所)等を参考に判断する。

3 学位授与

高等教育段階の多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図るため、 大学の卒業者又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して 学位を授与する。また、生涯学習社会の実現やリカレント教育の推進に資するため、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進と高 等教育学習者等への更なる周知に努める。

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

短期大学・高等専門学校の卒業者等でさらに一定の学修を行い単位を体系的 に修得した者に対して、審査により、学士の学位を授与する。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

各省庁の教育施設に置かれる課程で、大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと機構が認めるものを修了した者に対して、審査により、学士、修士又は博士の学位を授与する。

(3) 学位授与事業の普及啓発

機構による学位の授与に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の 増進と高等教育学習者等への更なる周知を図るとともに、学位授与の申請等に 関する適切な情報を提供する。

【評価指標】

- 3-1 単位積み上げ型による学士の学位授与の実施状況(学位取得者数等を 参考に判断)
- 3-2 省庁大学校修了者に対する学位授与の実施状況(学位取得者数等を参考に判断)
- 3-3 アクセス情報の分析に基づく学位授与事業の普及啓発に向けた取組状況 (申請者数等を参考に判断)

【目標水準の考え方】

- 3-1 単位積み上げ型による学士の学位授与を着実に実施したか、申請者数、学位取得者数、電子申請利用率、認定審査件数等を参考に判断する。
- 3-2 省庁大学校修了者に対する学位授与を着実に実施したか、申請者数、学 位取得者数、認定審査件数等を参考に判断する。
- 3-3 アクセス情報の分析に基づいてパンフレット配布や説明会を開催しているか、申請者数等を参考に判断する。

4 質保証連携

我が国の高等教育の発展に資するため、大学等や国内外の質保証機関等と連携し、調査研究や事業の成果等も活用して、高等教育の質保証に関する活動を行う。これにより、我が国の大学等の教育研究の質の一層の向上、国立大学法人の運営基盤の強化、高等教育の国際的な信頼性の確保、学位等高等教育資格の国際通用性の確保を図る。

(1) 大学等連携・活動支援

大学や評価機関等と連携し、大学等の教育研究の質の維持向上、運営基盤の強

化の促進、大学等が社会に対する説明責任を果たすための教育情報の公開・活用等を支援する。

① 大学等との連携

大学等の教育研究の質の維持向上を支援するため、大学等と連携して教育研究に関する情報を収集・整理し、提供するとともに、質保証に関わる人材の能力向上を支援する。

② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

少子化が進展する中で、各大学がマネジメント機能や経営力などの運営基盤を強化するとともに、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有することが求められていることを受け、国立大学法人の大学のマネジメント機能等の運営基盤の強化促進を支援するため、大学等と協働して、必要な情報の収集、整理、分析を行い、また広く大学等にその成果の提供を行う。

③ 大学ポートレート

大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携し、大学ポートレートを運用する。

本中期目標期間中に運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減することとする。

なお、運用に当たっては、利用者が容易に比較・検討を行えるよう利便性の 向上や機能の改善・充実等に速やかに取り組む。

④ 評価機関との連携

我が国の大学評価の更なる質の向上のため、他の評価機関と連携し、認証評価の改善・充実や受け手である社会や大学等を意識した情報発信等に取り組む。

(2) 国際連携·活動支援

我が国の高等教育における質の向上や国際的な信頼の確保に向け、国際的な質保証活動に参画する。また学位等高等教育資格の国際通用性の確保を図るため、高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約(東京規約)に基づき、我が国における国内情報センター(NIC)として、国内外の高等教育制度等に関する情報提供を行う。

① 国際的な質保証活動への参画

我が国の高等教育における質の向上や国際的な信頼性を高めるため、国際的な質保証活動に参画し、国内外の質保証に係る教育制度に関する情報の交換・ 共有を図る。

② 学位等高等教育資格の承認に関する情報提供

我が国の学位等高等教育資格の国際的な通用性を確保し、諸外国との円滑な 承認に資するため、日本及び諸外国の高等教育や質保証の制度等に関する情報 の収集、整理及び提供を行う。

【評価指標】

- 4-1-1 大学等と連携して実施した取組の実施状況(研修等の開催実績等を参考に判断)
- 4-1-2 国立大学法人等の運営基盤の強化促進の支援のための取組状況(指標開発への取組状況及び大学等への成果の提供状況を参考に判断)
- 4-1-3 大学ポートレートの運用状況(参加大学数等を参考に判断)
- 4-1-4 評価機関と連携して実施した取組の実施状況(会議開催実績等を 参考に判断)
- 4-2-1 国際的な質保証活動への参画及び情報の発信状況(交流実績や成果等を参考に判断)
- 4-2-2 高等教育の資格の承認の推進に資するための情報の収集、整理、提供の状況(情報提供の件数等を参考に判断)

【目標水準の考え方】

- 4-1-1 大学等と連携し、大学等の支援に取り組んだか、研修参加者数、研修終了後のアンケート結果、ウェブサイト等を用いた情報提供の状況等を参考に判断する。
- 4-1-2 大学にとって有用な指標が開発されているか、大学等へ適切な方法で成果を提供しているか、大学等への提供状況及び大学の活用状況等を参考に判断する。
- 4-1-3 大学ポートレートを適切に運用し、機能の改善・充実に努めたか、 参加大学数、ウェブサイトのアクセス件数、利用促進や閲覧者の利 便性向上のための取組状況等を参考に判断する。
- 4-1-4 評価機関と連携し、認証評価の改善・充実等に取り組んだか、会議開催実績、研修の実績や成果物等を参考に判断する。
- 4-2-1 国際的な質保証活動に積極的に参画し、活動したか、交流実績((平成 26~30 年度の各年度平均実績: 29回)、海外の質保証機関等との共同の取組状況及び成果物等を参考に判断する。
- 4-2-2 高等教育の資格の承認の推進に資するため、必要な情報を収集・整理し、適切な方法で提供したか、情報提供の件数、ウェブサイトのアクセス件数等を参考に判断する。

5 調査研究

我が国の高等教育の発展に資するため、機構の事業の基盤となる調査研究及 び事業の検証に関する調査研究を行い、成果を事業に活用するとともに公表を 通じて成果の社会への普及を図る。

(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究

我が国の高等教育における教育研究活動等の改革を支援するため、大学等におけるマネジメントの改善・向上、質の保証及び維持・向上のための評価、質保証に係る国内外の連携及び情報の分析方法と利用環境に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する評価事業を実証的に検証する。調査研究の成果については、機構の事業の改善等に活用するとともに、社会に提供・公表する。

(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

我が国の学位の質及び国際通用性の確保と、多様な学習機会に対する社会の要請に応えるため、学位授与の要件となる学習の成果の評価と学位等高等教育資格の承認に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する学位授与事業を実証的に検証する。調査研究の成果については、機構の事業の改善等に活用するとともに、社会に提供・公表する。

【評価指標】

- 5-1 機構が行う事業への調査研究の成果の活用状況
- 5-2 社会への調査研究の成果の提供状況
- 5-3 研究成果の公表状況

【目標水準の考え方】

- 5-1 調査研究の成果が機構が行う各事業に反映されたか、各事業の改善に 活用されたか、各事業担当部課と連携して実施した調査、事業関連説明 会数等を参考に判断する。
- 5-2 調査研究の成果が社会に提供されたか、研究会・研修会数等を参考に判断する。
- 5-3 調査研究の成果が関連学協会及び機構の学術誌等に公表されたか、学術論文・学会発表・報告書等数を参考に判断する。

IV 業務運営の効率化に関する事項

1 経費等の合理化・効率化

業務量の変動に対応した組織体制の見直し及び電子化等に引き続き取り組むことにより、経費等の合理化・効率化を図る。

運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因

を除き、一般管理費(人件費及び退職手当を除く。)について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上を削減するほか、その他の事業費(人件費及び退職手当を除く。)について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。

なお、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

2 調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施し、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組む。

3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

V 財務内容の改善に関する事項

1 予算の適切な管理と効果的な執行等

自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、 機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な予 算執行に努める。

なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生 状況にも留意する。

また、独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、 業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位 の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。

2 資産の有効活用

保有資産については、その保有の必要性について不断の見直しを図る。

VI その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制

機構長のリーダーシップの下、法令等を遵守し、機構のミッションや管理運営 方針の役職員への周知徹底を図る。

また、内部統制の機能状況について、内部監査、監事監査、自己点検・評価等により定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。

2 情報セキュリティ対策

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。

3 人事に関する計画

大きく増減する業務量に対応し確実に実行するため、国立大学法人等の協力 を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必 要な組織体制を柔軟に構築する。また研修等により職員の能力向上に努める。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に係る政策体系図

1. 国の政策目標・方針等

■文部科学省の政策目標

政策目標4 個性が輝く高等教育の振興

施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上、施策目標4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備

■教育振興基本計画(平成30年6月15日 閣議決定)

目標(4)問題発見・解決能力の修得、目標(8)大学院教育の改革等を通じたイノベーションをけん引する人材の育成、 目標(10)人生100年時代を見据えた生涯学習の推進、目標(18)安全・安心で質の高い教育研究環境の整備等

- ■2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)(平成30年11月26日 中央教育審議会大学分科会将来構想部会)
 - ・人生100 年時代を見据え、様々な年齢や経験を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨するキャンパスを実現するためには、 高等教育機関には多様な年齢層の多様なニーズを持った学生に教育できる体制が必要となり、リカレント教育の重要性が増していくこととなる。
 - ・ユネスコの枠組みの下で採択した「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約(以下「東京規約」という。)」の発効を受け、 国内情報センター(National Information Centre: NIC)の設立準備を進める。
 - ・我が国の高等教育の質が保証されていることが国内外で認知されることが重要 等
- ■国立大学経営力戦略(平成27年6月16日 文部科学省)
 - ・国立大学が、その役割を果たしつつ、今後更なる改革を進めていく上では、各国立大学が、学長のリーダーシップの下、責任ある経営体制を構築し、 法人化のメリットを最大限に生かしていくことが求められる
- ■人づくり革命 基本構想(平成30年6月 人生100年時代構想会議)
 - ・大学は、知の基盤であり、イノベーションを創出し、国の競争力を高める原動力である。人づくり革命を牽引する重要な主体の一つとして、時代に合ったかたちに大学改革を進めなければならない

2. 機構の目的

大学等の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人等の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実を図り、あわせて、学校教育法第104条第4項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資すること。(機構法第3条)

3. 機構の事業

各事業の実施を通じ、我が国の高等教育の質の向上を支援し、我が国高等教育の発展に寄与

評価事業

国際通用性の高い評価の実施 (認証評価、国立大学教育研究評価等)

学位授与事業

多様な学習成果に基づく 学位取得の機会の提供

施設費貸付・交付事業

国立大学等の施設費等の貸付・交付

質保証連携

情報の収集・整理・提供、大学等及び国内外の質保証機関等との連携

調査研究

質保証に係る調査研究の推進

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期計画

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第30条の規定により、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下「機構」という。)が中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 大学等の評価

- (1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価
 - ① 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

毎年度、大学、高等専門学校及び法科大学院の求めに応じて、機構が定める評価基準に従って、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。

効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、 評価担当者の研修を実施する。

機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。 また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

さらに、選択評価の実施、調査研究、国内外の質保証機関との連携等の取組により得られた成果等を活用して先進的な評価手法を開発し、説明会や研修等を通じ評価機関や 大学等に積極的に提供すること等によって、我が国の認証評価における先導的役割を果 たす。

なお、法科大学院に係る認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえつつ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減する。

② 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価

毎年度、大学等の希望に応じて、研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際 化の状況について、それぞれ機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果 を当該大学等に通知するとともに公表する。

効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、 評価担当者の研修を実施する。

機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。 また、その検証結果を踏まえ、より実質的な評価を行うための方法を検討するなど、評価システムの改善につなげる。

(2)国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況について、平成32年度に4年目終了時評価を、平成34年度に中期目標期間終了時評価を行い、評価結果について、文部科学省国立大学法人評価委員会に提出するとともに、社会に公表する。

効率的かつ効果的に評価を実施できるよう、評価体制等を構築し、評価担当者の研修を 実施する。評価の実施に当たっては、大学ポートレートや認証評価のために整えた根拠 資料・データ等を活用するなど、法人の作業負担の軽減に努める。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証し、第4期の評価に向けた評価方法等の改善につなげる。

2 国立大学法人等の施設整備支援

(1) 施設費貸付事業

① 施設費の貸付

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備及び国立大学の移転による整備等に必要な資金として貸付けを行う。

貸付けに当たっては、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。

また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。

② 資金の調達

貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ又は債券発行により資金の調達を行う。 その際、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善に資するよう、 公募等による効率的な資金の調達に努める。

民間資金の調達にあたり、IR (インベスター・リレーションズ)活動として投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。

③ 債務の償還

貸付事業に係る債権を確実に回収し、長期借入金債務等の償還を確実に行う。また、 そのために貸付先訪問調査を実施する。

④ 調査及び分析

機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うための調査、 分析を行う。

(2) 施設費交付事業

① 施設費の交付

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。

② 交付対象事業の適正な実施の確保

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」に準 じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図るため、交付先訪問調査を実施する。

③ 交付事業財源の確保に関する調査等

中長期的視点からの財源確保に関して、文部科学省、国立大学法人等と連携を図りながら不要財産処分の促進等に関する必要な調査等を行う。

(3) 国から承継した財産等の処理

① 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務(旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債)の償還及び当該債務に係る利子の支払いを行う。

② 旧特定学校財産の管理処分

国から承継した旧特定学校財産について適切に管理処分を行う。

3 学位授与

(1)単位積み上げ型による学士の学位授与

① 学士の学位授与

短期大学や高等専門学校を卒業、あるいは専門学校を修了するなどし、さらに大学等において高等教育レベルの学修を行った申請者に対し、修得単位の審査、学修成果についての審査及び試験等を行い、学士の学位を授与する。

なお、インターネットを利用した電子申請の推進など、申請者の利便性向上に引き続き取り組む。

② 専攻科の認定

学位の取得に必要な単位を修得する機会の拡大を図るため、短期大学及び高等専門学校からの申出に基づき、当該短期大学等に置かれた専攻科の教育課程等について審査を行い、大学教育に相当する水準の教育を行っている専攻科を認定する。

機構が授与する学位の水準を確保するため、認定した専攻科に対し、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

① 学士、修士又は博士の学位授与

機構が認定した省庁大学校の課程を修了した申請者に対し、単位修得と課程修了を審査するとともに、修士及び博士については申請論文の審査及び試験を行った上で、学士、修士又は博士の学位を授与する。

② 課程の認定

省庁大学校からの申出に基づき、当該大学校に置かれた課程の教育課程等について審査を行い、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程に相当する教育を行っている課程を認定する。

機構が授与する学位の水準を確保するため、認定した課程に対し、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。

(3) 学位授与事業の普及啓発

学位授与の申請者等に適切な情報を提供するため、学位授与に関する申請書類等の内容の充実に努める。

また、生涯学習に関係する機関等とも連携し、パンフレットの配布や説明会の開催等を積極的に行うとともに、アクセス情報の分析に基づき社会における学位授与の制度等に対する理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。

4 質保証連携

(1) 大学等連携・活動支援

① 大学等との連携

大学等における教育研究の質の維持向上に資する情報等を収集、蓄積し、大学等が評価活動やIR(インスティテューショナル・リサーチ)活動等に活用できるよう提供する。また、大学等の教職員向けの研修の開催等により、質保証に関わる人材の能力向上を支援する。

高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学 等における各種の学習に関する情報を収集・整理し、提供する。

② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

国立大学法人の財務に関係する情報収集、分析及び成果の提供を行う。

国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報について、大学等と協働して分析を行い、大学運営に資する指標など、これらの成果を広く大学等に提供する。

③ 大学ポートレート

大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、日本私立学校振興・共済 事業団と連携して大学ポートレートを運用する。その際、大学ポートレートへの参加大 学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及 び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証する。

また、検証結果を踏まえて、利用者の利便性の向上等、機能の改善・充実に努める。本中期目標期間中に運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減することとする。

④ 評価機関との連携

認証評価機関連絡協議会等を通じ、他の評価機関と連携して、認証評価の改善・充実 や受け手である社会や大学等を意識した認証評価に関する情報の発信、職員の能力の向 上等に取り組む。

(2) 国際連携・活動支援

る研究を行う。

① 国際的な質保証活動への参画

諸外国の質保証機関及び国際的な質保証ネットワーク等と連携・協力し、高等教育の 質保証に関する活動への参画及び情報の交換・共有を図る。

② 資格の承認に関する調査及び情報提供

我が国における国内情報センター(NIC)として、我が国の学位等高等教育資格の国際的な通用性の確保及び諸外国との円滑な資格の承認に資する国内外の高等教育制度、質保証制度等に関する調査及び情報提供を行う。

5 調査研究

(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究

① 大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究 大学におけるマネジメントの在り方について調査研究を行うとともに、大学改革のための専門性のある支援スタッフに関して財源、身分、人材育成等の制度設計の基礎とな

② 大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究

過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に検証するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システムの在り方について研究を行う。

③ 質保証に係る国内外の連携に関する調査研究

諸外国における質保証制度を調査研究して、我が国の質保証制度の改善への参考材料とし、今後展開が予想される国際共同教育での連携を図るとともに、得られた知見をもとに我が国の大学の現場で質保証業務を担う実務人材の育成に向けた教材を開発して研修等を実施する。

④ 質保証に係る情報の分析方法及び利用環境に関する調査研究

大学等の質保証を確立するために必要とされる情報の収集・整理・公表方法の検討及び教育研究活動に関する研究を行うとともに、大学及び評価機関等において情報を効果的に分析・活用するための利用環境に関する研究を行う。

⑤ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

① 学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究

学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関して理論的基底を踏まえて研究するとともに、学位等高等教育資格の国際的な互換性と公正な承認について学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績をもとに調査研究を行う。

② 機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、 今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

③ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 経費等の合理化・効率化

業務量の変動に対応した組織体制の見直し及び電子化の推進等に引き続き取り組むことにより、経費等の合理化・効率化を図る。

運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費(人件費及び退職手当を除く。)について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上を削減するほか、その他の事業費(人件費及び退職手当を除く。)について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

また、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を適切に把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な予算執行に努めるとともに、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位ごとに予算と実績を管理する。

さらに、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも 留意する。

2 調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を着実に実施するとともに、計画や自己評価結果等を公表する。

3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに 取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1 予算 別紙1のとおり

2 収支計画 別紙2のとおり

3 資金計画 別紙3のとおり

Ⅳ 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 78億円
- 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定 していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債 務償還遅延(この場合の借換えは行わない。)などにより緊急に資金が必要となる場合等が 想定される。

V 重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の 資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

Ⅵ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

Ⅲ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 内部統制

機構長のリーダーシップの下、法令等を遵守し、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図る。また、内部統制の機能状況について、監査、自己点検・評価等により定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。特に監事、監査室及び会計監査人の連携を強化し監査を行い、その結果を公表する。

2 情報セキュリティ対策

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。

3 施設・設備に関する計画なし。

4 人事に関する計画

大きく増減する業務量に対応し確実に実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。また専門的な研修等により職員の能力向上を図る。

5 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、機構の業務運営に係る契約の期間が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画の影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

長期借入金 (単位:百万円)

区分	H31	H32	H33	H34	H35
長期借入金 償 還 金	65, 257	65, 110	63, 196	62, 947	62, 458

区分	中期目標 期間小計	次期以降 償 還 額	総債務償還額
長期借入金	318, 968	622, 990	941, 958

|--|

6 積立金の使途

前期中期目標の期間の最終事業年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の財源に充てる。

平成31年度~平成35年度 予算

(総括表) (単位:百万円)

区分	大学等評価			国立大学	学位授与	新原訂油井	细本延灾	注 1 # 泽	A 65
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等	施設支援	子征按于	質保証連携	調査研究	法人共通	金額
収入									
運営費交付金	0	253	1, 147	806	655	2, 871	1, 469	1, 446	8, 648
大学等認証評価手数料	1, 116	72	0	0	0	0	0	0	1, 188
学位授与審査手数料	0	0	0	0	616	0	0	0	616
長期借入金等	0	0	0	260, 000	0	0	0	0	260, 000
長期貸付金等回収金	0	0	0	338, 574	0	0	0	0	338, 574
長期貸付金等受取利息	0	0	0	24, 810	0	0	0	0	24, 810
財産処分収入	0	0	0	7, 403	0	0	0	0	7, 403
財産賃貸収入	0	0	0	147	0	0	0	0	147
財産処分収入納付金	0	0	0	392	0	0	0	0	392
その他	0	0	0	0	0	0	0	40	40
計	1, 116	325	1, 147	632, 132	1, 272	2, 871	1, 469	1, 485	641, 818
支出									
業務等経費	0	253	1, 147	806	655	2, 871	1, 469	0	7, 202
うち 人件費(退職手当を除く)	0	161	646	364	596	1, 654	907	0	4, 328
物件費	0	92	500	442	60	1, 217	561	0	2, 872
退職手当	0	0	0	0	0	0	2	0	2
大学等評価経費	1, 116	72	0	0	0	0	0	0	1, 188
学位授与審査経費	0	0	0	0	616	0	0	0	616
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	1, 485	1, 485
うち 人件費(退職手当を除く)	0	0	0	0	0	0	0	774	774
物件費	0	0	0	0	0	0	0	711	711
退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設費貸付事業費	0	0	0	253, 525	0	0	0	0	253, 525
施設費交付事業費	0	0	0	20, 000	0	0	0	0	20, 000
長期借入金等償還	0	0	0	343, 968	0	0	0	0	343, 968
長期借入金等支払利息	0	0	0	24, 171	0	0	0	0	24, 171
公租公課等	0	0	0	61	0	0	0	0	61
債券発行諸費	0	0	0	76	0	0	0	0	76
債券利息	0	0	0	510	0	0	0	0	510
::	1, 116	325	1, 147	643, 117	1, 272	2, 871	1, 469	1, 485	652, 803

[※]各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

[人件費の見積り]

期間中総額:5,102百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員及び常勤職員に対する給与、賞与、その他の手当、法定福利費であり、退職手当は含まない。

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金(A)については、以下の数式により決定する。

 $\begin{aligned} \mathsf{A}(\mathsf{y}) &= \mathsf{Pc}(\mathsf{y}) + \mathsf{E}(\mathsf{y}) + \mathsf{Tc}(\mathsf{y}) + \mathsf{Pr}(\mathsf{y}) + \mathsf{R}(\mathsf{y}) + \mathsf{Tr}(\mathsf{y}) + \varepsilon \ (\mathsf{y}) - \mathsf{B}(\mathsf{y}) \\ &= \mathsf{Pc}(\mathsf{y}-1) \times \sigma + \mathsf{E}(\mathsf{y}-1) \times \beta \times \alpha \ 1 + \mathsf{Tc}(\mathsf{y}) + \mathsf{Pr}(\mathsf{y}-1) \times \gamma \times \sigma + \mathsf{R}(\mathsf{y}-1) \times \beta \times \gamma \times \alpha \ 2 + \mathsf{Tr}(\mathsf{y}) + \varepsilon \ (\mathsf{y}) - \mathsf{B}(\mathsf{y}) \end{aligned}$

A(v): 当該事業年度に交付する運営費交付金。

B(y): 当該事業年度における自己収入。

E(y): 当該事業年度における一般管理費中の物件費。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

R(y): 当該事業年度における事業経費中の物件費。R(y-1)は直前の事業年度におけるR(y)。

Pc(y): 当該事業年度における一般管理費中の人件費(退職手当を除く)。Pc(y-1)は直前の事業年度におけるPc(y)。

Pr(y): 当該事業年度における事業経費中の人件費(退職手当を除く)。Pr(y-1)は直前の事業年度におけるPr(y)。

Tc(y): 当該事業年度における一般管理費中の退職手当。

Tr(v): 当該事業年度における事業経費中の退職手当。

ε(y): 当該事業年度における特殊経費。重点施策の実施、事故の発生等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

α1:一般管理効率化係数。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該 事業年度における具体的な係数値を決定。0.97と仮定して試算。

α2:事業効率化係数。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業 年度における具体的な係数値を決定。0.99と仮定して試算。

β:消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮 定して試算。

 γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

σ:人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

(1)人件費

毎事業年度の人件費P(v)については、以下の数式により決定する。

P(y) = Pc(y) + Pr(y) + Tc(y) + Tr(y)

= $\{Pc(y-1)+Pr(y-1)\times \gamma\}\times \sigma+Tc(y)+Tr(y)$

P(y): 当該事業年度における人件費(退職手当を含む)。

Pc(y): 当該事業年度における一般管理費中の人件費(退職手当を除く)。Pc(y-1)は直前の事業年度におけるPc(y)。

Pr(y): 当該事業年度における事業経費中の人件費(退職手当を除く)。Pr(y-1)は直前の事業年度におけるPr(y)。

Tc(y): 当該事業年度における一般管理費中の退職手当。

Tr(y): 当該事業年度における事業経費中の退職手当。

γ:業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

σ:人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

(2)事業経費(R(y)+Pr(y)+Tr(y))

毎事業年度の事業経費中の物件費R(y)については、以下の数式により決定する。

事業経費中の物件費 $R(y)=R(y-1)\times \beta \times \gamma \times \alpha 2$

R(y): 当該事業年度における事業経費中の物件費。R(y-1)は直前の事業年度におけるR(y)。

β:消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮 定して試算。

 γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

α2:事業効率化係数。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。0.99と仮定して試算。

(3)一般管理費(Pc(y)+E(y)+Tc(y))

毎事業年度の一般管理費中の物件費E(y)については、以下の数式により決定する。

一般管理費中の物件費 $E(y)=E(y-1)\times \beta \times \alpha 1$

E(y): 当該事業年度における一般管理費中の物件費。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

β:消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮 定して試算。

α1:一般管理効率化係数。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該 事業年度における具体的な係数値を決定。0.97と仮定して試算。

(4)事業収入

毎事業年度の事業収入B(y)の見積額については、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体の数値を決定。

平成31年度~平成35年度 予算

(一般勘定) (単位:百万円)

							ir .		
区分		大学等評価		国立大学	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等	施設支援					
収入									
運営費交付金	0	253	1, 147	806	655	2, 871	1, 469	1, 446	8, 648
大学等認証評価手数料	1, 116	72	0	0	0	0	0	0	1, 188
学位授与審査手数料	0	0	0	0	616	0	0	0	616
その他	0	0	0	0	0	0	0	40	40
青十	1, 116	325	1, 147	806	1, 272	2, 871	1, 469	1, 485	10, 491
支出									
業務等経費	0	253	1, 147	806	655	2, 871	1, 469	0	7, 202
うち 人件費(退職手当を除く)	0	161	646	364	596	1, 654	907	0	4, 328
物件費	0	92	500	442	60	1, 217	561	0	2, 872
退職手当	0	0	0	0	0	0	2	0	2
大学等評価経費	1, 116	72	0	0	0	0	0	0	1, 188
学位授与審査経費	0	0	0	0	616	0	0	0	616
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	1, 485	1, 485
うち 人件費(退職手当を除く)	0	0	0	0	0	0	0	774	774
物件費	0	0	0	0	0	0	0	711	711
退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1, 116	325	1, 147	806	1, 272	2, 871	1, 469	1, 485	10, 491

[※]各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成31年度~平成35年度 予算

区分	国立大学施設支援	金額
収入		
長期借入金等	260,000	260,000
長期貸付金等回収金	338,574	338,574
長期貸付金等受取利息	24,810	24,810
財産処分収入	7,403	7,403
財産賃貸収入	147	147
財産処分収入納付金	392	392
計	631,327	631,327
支出		
施設費貸付事業費	253,525	253,525
施設費交付事業費	20,000	20,000
長期借入金等償還	343,968	343,968
長期借入金等支払利息	24,171	24,171
公租公課等	61	61
債券発行諸費	76	76
債券利息	510	510
計	642,311	642,311

[※]各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成31年度~平成35年度 収支計画

(総括表) (単位: 百万円)

- 0		大学等評価		国立大学	W 11 155 b	EE /D == \+/*		VF 1 11 17	A #F
区分	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等	施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金額
費用の部	1, 124	339	1, 213	47, 693	1, 321	2, 868	1, 547	1, 571	57, 676
経常費用	1, 124	339	1, 213	47, 693	1, 321	2, 868	1, 547	1, 571	57, 676
業務等経費	9	267	1, 196	836	675	2, 487	1, 536	0	7, 006
大学等評価経費	1, 116	72	0	0	0	0	0	0	1, 188
学位授与審査等経費	0	0	0	0	616	0	0	0	616
施設費交付事業費	0	0	0	20, 000	0	0	0	0	20, 000
支払利息	0	0	0	24, 627	0	0	0	0	24, 627
処分用資産売却原価	0	0	0	2, 082	0	0	0	0	2, 082
その他の業務経費	0	0	0	61	0	0	0	0	61
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	1, 524	1, 524
減価償却費	0	0	17	11	29	380	10	47	495
財務費用	0	0	0	76	0	0	0	0	76
収益の部	1, 124	339	1, 213	33, 542	1, 321	2, 868	1, 547	1, 571	43, 525
運営費交付金収益	0	253	1, 129	806	626	2, 349	1, 461	1, 420	8, 044
大学等認証評価手数料	1, 116	72	0	0	0	0	0	0	1, 188
学位授与審査手数料	0	0	0	0	616	0	0	0	616
処分用資産賃貸収入	0	0	0	147	0	0	0	0	147
処分用資産売却収入	0	0	0	7, 403	0	0	0	0	7, 403
施設費交付金収益	0	0	0	392	0	0	0	0	392
受取利息	0	0	0	24, 753	0	0	0	0	24, 753
賞与引当金見返に係る収益	0	11	59	25	42	116	64	54	371
退職給付引当金見返に係る収益	9	2	8	5	8	22	12	10	76
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	17	11	29	380	10	47	495
维収入	0	0	0	0	0	0	0	40	40
臨時損失	67	19	69	42	69	192	105	90	652
会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入	0	2	8	5	8	22	12	10	67
会計基準改訂に伴う退職給付引当金繰入	67	16	61	37	61	170	93	79	585
臨時利益	67	19	69	42	69	192	105	90	652
会計基準改訂に伴う賞与引当金見返に係る収益	0	2	8	5	8	22	12	10	67
会計基準改訂に伴う退職給付引当金見返に係る収益	67	16	61	37	61	170	93	79	585
純損失	0	0	0	14, 151	0	0	0	0	14, 151
大学改革支援·学位授与機構法第18条積立金取崩額	0	0	0	14, 151	0	0	0	0	14, 151
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

[※]各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成31年度~平成35年度 収支計画

(一般勘定) (単位:百万円)

区分		大学等評価		国立大学	** 4.4.4.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	66 /D = 1 1 ± 1#	-m -t	4177	金 額
<u> </u>	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等	施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	並 観
費用の部	1, 124	339	1, 213	847	1, 321	2, 868	1, 547	1, 571	10, 829
経常費用	1, 124	339	1, 213	847	1, 321	2, 868	1, 547	1, 571	10, 829
業務等経費	9	267	1, 196	836	675	2, 487	1, 536	0	7, 006
大学等評価経費	1, 116	72	0	0	0	0	0	0	1, 188
学位授与審査経費	0	0	0	0	616	0	0	0	616
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	1, 524	1, 524
減価償却費	0	0	17	11	29	380	10	47	495
収益の部	1, 124	339	1, 213	847	1, 321	2, 868	1, 547	1, 571	10, 829
運営費交付金収益	0	253	1, 129	806	626	2, 349	1, 461	1, 420	8, 044
大学等認証評価手数料	1, 116	72	0	0	0	0	0	0	1, 188
学位授与審査手数料	0	0	0	0	616	0	0	0	616
賞与引当金見返に係る収益	0	11	59	25	42	116	64	54	371
退職給付引当金見返に係る収益	9	2	8	5	8	22	12	10	76
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	17	11	29	380	10	47	495
雑収入	0	0	0	0	0	0	0	40	40
臨時損失	67	19	69	42	69	192	105	90	652
会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入	0	2	8	5	8	22	12	10	67
会計基準改訂に伴う退職給付引当金繰入	67	16	61	37	61	170	93	79	585
臨時利益	67	19	69	42	69	192	105	90	652
会計基準改訂に伴う賞与引当金見返に係る収益	0	2	8	5	8	22	12	10	67
会計基準改訂に伴う退職給付引当金見返に係る収益	67	16	61	37	61	170	93	79	585
純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

[※]各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成31年度~平成35年度 収支計画

区分	国立大学施設支援	金額
費用の部	46,847	46,847
経常費用	46,847	46,847
施設費交付事業費	20,000	20,000
支払利息	24,627	24,627
処分用資産売却原価	2,082	2,082
その他の業務経費	61	61
財務費用	76	76
収益の部	32,695	32,695
処分用資産賃貸収入	147	147
処分用資産売却収入	7,403	7,403
施設費交付金収益	392	392
受取利息	24,753	24,753
純損失	14,151	14,151
大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金取崩額	14,151	14,151
総利益	0	0

[※]各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成31年度~平成35年度 資金計画

(総括表) (単位:百万円)

区分		大学等評価		国立大学	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
<u></u> Δ <i>π</i>	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等	施設支援	子世权子	貝体証準伤	神里听九	本人共通	並 観
資金支出	1, 116	325	1, 147	648, 998	1, 272	2, 871	1, 469	1, 485	658, 684
業務活動による支出	1, 116	325	1, 129	299, 073	1, 242	2, 349	1, 461	1, 460	308, 154
投資活動による支出	0	0	18	0	30	522	9	26	604
財務活動による支出	0	0	0	343, 968	0	0	0	0	343, 968
次期中期目標期間への繰越金	0	0	0	5, 957	0	0	0	0	5, 957
資金収入	1, 116	325	1, 147	648, 998	1, 272	2, 871	1, 469	1, 485	658, 684
業務活動による収入	1, 116	325	1, 147	372, 132	1, 272	2, 871	1, 469	1, 485	381, 818
運営費交付金による収入	0	253	1, 147	806	655	2, 871	1, 469	1, 446	8, 648
承継債務負担金債権の回収による収入	0	0	0	102, 990	0	0	0	0	102, 990
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	0	0	0	4, 451	0	0	0	0	4, 451
施設費貸付金の回収による収入	0	0	0	235, 584	0	0	0	0	235, 584
施設費貸付金に係る利息の受取額	0	0	0	20, 360	0	0	0	0	20, 360
処分用資産の売却による収入	0	0	0	7, 403	0	0	0	0	7, 403
処分用資産の貸付による収入	0	0	0	147	0	0	0	0	147
施設費交付金の納付による収入	0	0	0	392	0	0	0	0	392
その他の収入	1, 116	72	0	0	616	0	0	40	1, 844
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	259, 924	0	0	0	0	259, 924
前期中期目標期間よりの繰越金	0	0	0	16, 942	0	0	0	0	16, 942

[※]各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成31年度~平成35年度 資金計画

(一般勘定) (単位:百万円)

区分		大学等評価		国立大学	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
<u></u> Δ π	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等	施設支援	子世按于	貝体証理捞	调宜研先	本人共 通	並 領
資金支出	1, 116	325	1, 147	806	1, 272	2, 871	1, 469	1, 485	10, 491
業務活動による支出	1, 116	325	1, 129	806	1, 242	2, 349	1, 461	1, 460	9, 887
投資活動による支出	0	0	18	0	30	522	9	26	604
次期中期目標期間への繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	1, 116	325	1, 147	806	1, 272	2, 871	1, 469	1, 485	10, 491
業務活動による収入	1, 116	325	1, 147	806	1, 272	2, 871	1, 469	1, 485	10, 491
運営費交付金による収入	0	253	1, 147	806	655	2, 871	1, 469	1, 446	8, 648
その他の収入	1, 116	72	0	0	616	0	0	40	1, 844
前期中期目標期間よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0

[※]各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成31年度~平成35年度 資金計画

区 分	国立大学施設支援	金額
資金支出	648,192	648,192
業務活動による支出	298,267	298,267
財務活動による支出	343,968	343,968
次期中期目標期間への繰越金	5,957	5,957
資金収入	648,192	648,192
業務活動による収入	371,327	371,327
承継債務負担金債権の回収による収入	102,990	102,990
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	4,451	4,451
施設費貸付金の回収による収入	235,584	235,584
施設費貸付金に係る利息の受取額	20,360	20,360
処分用資産の売却による収入	7,403	7,403
処分用資産の貸付による収入	147	147
施設費交付金の納付による収入	392	392
投資活動による収入	0	0
財務活動による収入	259,924	259,924
前期中期目標期間よりの繰越金	16,942	16,942

[※]各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の年度計画(令和3年度)

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 大学等の評価

(1)大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

- ア 機構が定める評価基準に従って、大学等の教育研究活動等の状況について評価を 行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。
- イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証 する。その検証内容や認証評価機関として行う自己点検・評価の結果を踏まえ評価 システムの改善につなげる。
- エ 選択評価の実施、調査研究、国内外の質保証機関との連携等の取組により得られた成果等を活用して先進的な評価手法を開発する。説明会や研修等を通じ評価機関や大学等に積極的に提供すること等によって、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。
- オ 法科大学院に係る認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、運営費交付金の具体的な削減目標の設定や、負担割合の段階的な削減について検討する。

大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価

- ア 研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況について、それぞれ 機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知する とともに公表する。
- イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証 する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

(2)国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価

- ア 国立大学法人及び大学共同利用機関法人 90 法人の第3期中期目標期間における 教育研究の状況の評価について、評価結果を確定し、文部科学省国立大学法人評価 委員会に提出する。評価結果については、各法人に通知するとともに、社会に公表 する。
- イ 4年目終了時評価の検証を行うとともに、第3期中期目標期間終了時評価に向け

て、評価方法を確定し、評価実施体制やシステム関連等の整備を行う。また、法人 及び評価者に対して説明会等を実施する。

2 国立大学法人等の施設整備支援

(1)施設費貸付事業

施設費の貸付

- ア 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属 病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。
- イ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い 審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。

また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。

なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。

資金の調達

- ア 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を 行う。
- イ その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的 な資金の調達に努める。
- ウ 民間資金の調達に当たり、IR(インベスター・リレーションズ)活動として、 訪問又はウェブ会議システム等の活用により年間20箇所以上の投資家に説明及び 情報発信を行う。

債務の償還

高度化・複雑化する債権・債務の管理体制の強化を図り、長期借入金債務等の償還 を確実に行う。

また、訪問又はウェブ会議システムの活用により年間7箇所以上の貸付先調査を実施する。

調査及び分析

機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、貸付先調査での意見聴取や利率の設定等についての調査、分析を行う。

(2)施設費交付事業

施設費の交付

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。

交付対象事業の適正な実施の確保

施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する 法律(昭和30年法律第179号)」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。

また、そのために訪問又はウェブ会議システムの活用により年間 15 箇所以上の交付

先調査を実施する。

交付事業財源の確保に関する調査等

中長期的視点からの財源確保に関し、文部科学省、国立大学法人等と連携を図りながら、不要財産処分の促進等に関する必要な調査等を行う。

(3)国から承継した財産等の処理

承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する 42 国立大学法人から債権及びその利息を確実に回収し、承継債務(旧国立学校特別会 計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債)の償還及び当該債務に係 る利子の支払いを確実に行う。

旧特定学校財産の管理処分

- ア 国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、 施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し、国立新美 術館用地として、同法人に措置される予算の範囲内で分割して売却する。未売却の 土地については、国立新美術館用地として貸付を継続する。
- イ 処分後の財産の利用状況について、適切に把握する。

3 学位授与

(1)単位積み上げ型による学士の学位授与

学士の学位授与

単位積み上げ型による学士の学位授与については、4月期と10月期の年2回の申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、各専攻分野の学士の水準を有しているかどうかを総合的に判定し、申請者に対して6月以内に判定結果を通知し、合格者に対し学位を授与する。

また、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を引き続き推進するとともに、必要に応じて、専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直しを行う。

学位授与事業を安定的かつ機動的に遂行するため、業務全般の基盤となる学位審査 システムの強化を図る。

専攻科の修了見込み者からの、特例適用による学位授与申請を4月期と10月期の年2回受け付け、学位審査会による審査を行い、6月以内に、合格者に対し学位を授与する。

専攻科の認定

学校教育法第 104 条に規定する文部科学大臣の定める学習として、短期大学及び高等専門学校の専攻科のうち本機構が定める要件を満たすものの認定に当たっては、短期大学及び高等専門学校に設置する専攻科からの認定申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学教育に相当する水準を有しているかについて学位審査会にお

いて審査を行い、可とされた専攻科について認定する。

また、認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに当該専攻科の教育水準が大学教育に相当する水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科の修了見込み者に対する特例の適用を希望する専攻科からの申出を受け付け、学位審査会による審査を行い、適用の可否を決定する。

また、特例の適用認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに認定専攻科における教育の水準の維持に加え、特例の適用を受けるための水準が維持されているか、学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

学士、修士又は博士の学位授与

認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、学士は、単位修得状況及び課程修了証明書に基づき学位審査会による審査を行い、申請後1月以内に、学士としての水準を有していると認められる者に学位を授与する。

修士及び博士は、単位修得状況や論文及び口頭試問の結果に基づき、学位審査会による審査を行い、原則として申請後6月以内に、修士又は博士としての水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。

課程の認定

学校教育法第 104 条に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。

また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は 大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に 応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

(3)学位授与事業の普及啓発

学位授与の申請者等に適切な情報を提供するため、学位授与に関する申請書類等の内容の充実に努める。

また、生涯学習に関係する機関等とも連携し、パンフレットの配布や説明会の開催等 を積極的に行うとともに、アクセス情報の分析に基づき、社会における学位授与の制度 等に対する理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。

4 質保証連携

(1)大学等連携・活動支援

大学等との連携

- ア 大学等における教育研究の質の維持向上に資する情報等を収集、蓄積し、大学等が評価活動やIR(インスティテューショナル・リサーチ)活動等に活用できるよう提供する。
- イ 大学等の教職員向けの研修等を開催するなど、大学等と連携して質保証に関わる 人材の能力向上を支援するための取組を行う。
- ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、 大学等における各種の学習に関する情報を収集・整理し、提供する。

国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

- ア 国立大学法人の財務に関係する情報収集、分析及び成果の提供を行う。
- イ 国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報について、大学等と協働して分析を行い、大学運営に資する指標など、これらの成果を広く大学等に提供する ための検討を行う。

大学ポートレート

大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートを運用する。その際、大学ポートレートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証する。

本中期目標期間中における運営費交付金の削減目標の達成に向けて取り組む。 また、検証結果を踏まえて、利用者の利便性の向上等、機能の改善・充実に努める。 評価機関との連携

認証評価機関連絡協議会等を通じ、他の評価機関と連携して、社会や大学等を意識 した認証評価に関する情報の発信や職員の能力向上等に取り組む。

(2)国際連携・活動支援

国際的な質保証活動への参画

国際的な質保証ネットワークや、諸外国の質保証機関との連携・協力を通じて、国際的な質保証活動への参画及び情報交換・共有を図る。日中韓質保証機関協議会における活動等、覚書締結機関と共同で行う取組を推進する。

資格の承認に関する調査及び情報提供

高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約(東京規約)に基づき、我が国における国内情報センター(NIC)として設置した「高等教育資格承認情報センター(NIC-Japan)」の活動を推進し、我が国の学位等の高等教育資格の国際的な通用性の確保及び諸外国との円滑な資格の承認に資するため、国内外の高等教育制度等に関する調査及び情報提供並びに海外のNIC等との連携を行う。

5 調査研究

(1)大学等の改革の支援に関する調査研究

大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究

大学におけるマネジメントの在り方について、大学運営基盤強化支援の基礎となる 調査研究を行うとともに、大学改革のための専門性のある支援スタッフに関して、認 定制度と研修制度に関する基礎研究を行う。

大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究

過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に検証するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システムの在り方について研究を行う。

質保証に係る国内外の連携に関する調査研究

諸外国における質保証制度を調査研究して、我が国の質保証制度の改善への参考材料とし、今後展開が予想される国際共同教育での連携を図るとともに、得られた知見をもとに我が国の大学の現場で質保証業務を担う実務人材の育成に向けた教材を開発して研修等を実施する。

質保証に係る情報の分析方法及び利用環境に関する調査研究

大学等の質保証を確立するために必要とされる情報の収集・整理・公表方法の検討 及び教育研究活動に関する研究を行うとともに、大学及び評価機関等において情報を 効果的に分析・活用するための利用環境に関する研究を継続して行う。

調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

(2)学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究

学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関して理論的基底を踏まえて研究するとともに、学位等高等教育資格の国際的な互換性と公正な承認について学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績をもとに調査研究を行う。

機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて 社会に提供・公表する。

業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 経費等の合理化・効率化

運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費(人件費及び退職手当を除く。)について、令和2年度予算に比較して3%以上を削減するほか、その他の事業費(人件費及び退職手当を除く。)について、令和2年度予算に比較して1%以上の業務の効率化を図る。効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を適切に把握し、機構長のリーダーシップの下、効果的・機動的に予算を配分するため、各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、機構長裁量経費を確保する。また、予算が計画どおりに適正に執行されているかを四半期ごとにモニタリングを行い、収益化単位の業務ごとに執行状況を把握するとともに、効率的な執行に努める。

2 調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を着実に実施するとともに、計画や自己評価結果等を公表する。

契約監視委員会を開催し、調達等合理化計画の策定及び自己評価の点検を行う。

3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに 取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

予算(人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画

1 予算 別紙1のとおり

2 収支計画 別紙2のとおり

3 資金計画 別紙3のとおり

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額 78億円

2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定 していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債 務償還遅延(この場合の借換えは行わない。)などにより緊急に資金が必要となる場合等が想 定される。

重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の 資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 内部統制

(1)法令等の遵守及び機構のミッション等の周知徹底

役員及び幹部職員で構成する企画会議、連絡調整会議などにより、法令等の遵守、機構のミッション、管理・運営方針について役職員に周知徹底する。

(2)内部統制の機能状況の検証

監事監査や内部監査及び会計監査人による監査を実施することにより、内部統制の機能状況について定期的に点検・検証し、必要に応じて見直しを行う。

令和2年度の業務の実績の自己点検・評価を行う。

また、令和3年度の業務等の進捗状況について定期的に自己点検・評価を行う。

機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因(リスク)の把握に努め、必要な対応を行う。

また、緊急時において業務継続性を確保するため、各事業の着実な遂行に必要な業務実施体制の強化や、業務のデジタル化の推進に着手する。

2 情報セキュリティ対策

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。

3 人事に関する計画

大きく増減する業務量に対応し確実に事業を実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を 柔軟に構築する。

専門的な研修等により職員の能力向上を図る。

令和3年度 予算

(総括表) (単位:百万円)

区分		大学等評価		国立大学			調査研究	:+ I # 'A	金 額
区分	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等	施設支援	子世授子	質保証連携	調宜研究	法人共通	金 額
収入									
運営費交付金	0	38	187	156	212	648	353	290	1, 884
大学等認証評価手数料	577	0	0	0	0	0	0	0	577
学位授与審査手数料	0	0	0	0	128	0	0	0	128
長期借入金等	0	0	0	59, 100	0	0	0	0	59, 100
長期貸付金等回収金	0	0	0	66, 098	0	0	0	0	66, 098
長期貸付金等受取利息	0	0	0	3, 084	0	0	0	0	3, 084
財産処分収入	0	0	0	100	0	0	0	0	100
財産賃貸収入	0	0	0	63	0	0	0	0	63
財産処分収入納付金	0	0	0	68	0	0	0	0	68
その他	0	0	0	0	0	0	0	7	7
計	577	38	187	128, 669	339	648	353	297	131, 109
支出									
業務等経費	0	38	187	156	212	648	353	0	1, 594
うち 人件費(退職手当を除く)	0	27	110	86	130	343	220	0	916
物件費	0	10	78	70	82	305	133	0	678
退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大学等評価経費	577	0	0	0	0	0	0	0	577
学位授与審査経費	0	0	0	0	128	0	0	0	128
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	297	297
うち 人件費(退職手当を除く)	0	0	0	0	0	0	0	155	155
物件費	0	0	0	0	0	0	0	142	142
退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設費貸付事業費	0	0	0	58, 540	0	0	0	0	58, 540
施設費交付事業費	0	0	0	4, 000	0	0	0	0	4, 000
長期借入金等償還	0	0	0	66, 237	0	0	0	0	66, 237
長期借入金等支払利息	0	0	0	2, 941	0	0	0	0	2, 941
公租公課等	0	0	0	19	0	0	0	0	19
債券発行諸費	0	0	0	14	0	0	0	0	14
债券利息	0	0	0	67	0	0	0	0	67
計	577	38	187	131, 975	339	648	353	297	134, 414

令和3年度 予算

(一般勘定)

区分		大学等評価		国立大学	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金額
E 71	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等	施設支援	于世球子	貝体証廷拐	初且 切九	丛八六 匝	並(領)
収入									
運営費交付金	0	38	187	156	212	648	353	290	1, 884
大学等認証評価手数料	577	0	0	0	0	0	0	0	577
学位授与審査手数料	0	0	0	0	128	0	0	0	128
その他	0	0	0	0	0	0	0	7	7
計	577	38	187	156	339	648	353	297	2, 595
支出									
業務等経費	0	38	187	156	212	648	353	0	1, 594
うち 人件費(退職手当を除く)	0	27	110	86	130	343	220	0	916
物件費	0	10	78	70	82	305	133	0	678
退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大学等評価経費	577	0	0	0	0	0	0	0	577
学位授与審査経費	0	0	0	0	128	0	0	0	128
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	297	297
うち 人件費(退職手当を除く)	0	0	0	0	0	0	0	155	155
物件費	0	0	0	0	0	0	0	142	142
退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	577	38	187	156	339	648	353	297	2, 595

[※]各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和3年度 予算

区分	国立大学施設支援	金額
収入		
長期借入金等	59,100	59,100
長期貸付金等回収金	66,098	66,098
長期貸付金等受取利息	3,084	3,084
財産処分収入	100	100
財産賃貸収入	63	63
財産処分収入納付金	68	68
計	128,513	128,513
支出		
施設費貸付事業費	58,540	58,540
施設費交付事業費	4,000	4,000
長期借入金等償還	66,237	66,237
長期借入金等支払利息	2,941	2,941
公租公課等	19	19
債券発行諸費	14	14
債券利息	67	67
計	131,818	131,818

[※]各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和3年度 収支計画

(総括表) (単位:百万円)

		大学等評価		国立大学	W// 155 L	新伊 尔·古·维	-m -t 111 m	* 1 # 12	A 55
区分	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等	施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金額
費用の部	591	41	217	7, 223	296	674	384	336	9, 762
経常費用	591	41	217	7, 223	296	674	384	336	9, 762
業務等経費	12	41	200	136	163	589	380	0	1, 520
大学等評価経費	577	0	0	0	0	0	0	0	577
学位授与審査等経費	0	0	0	0	128	0	0	0	128
施設費交付事業費	0	0	0	4, 000	0	0	0	0	4, 000
支払利息	0	0	0	3, 027	0	0	0	0	3, 027
処分用資産売却原価	0	0	0	26	0	0	0	0	26
その他の業務経費	0	0	0	19	0	0	0	0	19
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	320	320
減価償却費	2	0	17	1	5	86	3	16	131
財務費用	0	0	0	14	0	0	0	0	14
収益の部	588	41	217	3, 472	295	674	384	336	6, 008
運営費交付金収益	0	38	184	124	146	544	351	284	1, 671
大学等認証評価手数料	577	0	0	0	0	0	0	0	577
学位授与審査手数料	0	0	0	0	128	0	0	0	128
処分用資産賃貸収入	0	0	0	63	0	0	0	0	63
処分用資産売却収入	0	0	0	100	0	0	0	0	100
施設費交付金収益	0	0	0	68	0	0	0	0	68
受取利息	0	0	0	3, 103	0	0	0	0	3, 103
賞与引当金見返に係る収益	0	2	10	8	12	31	20	14	97
退職給付引当金見返に係る収益	12	1	6	4	5	14	9	15	66
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	17	1	5	86	3	16	127
資産見返寄附金戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑収入	0	0	0	0	0	0	0	7	7
純損失	2	0	0	3, 751	1	0	0	0	3, 754
前中期目標期間繰越積立金取崩額	2	0	0	0	1	0	0	0	3
大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金取崩額	0	0	0	3, 751	0	0	0	0	3, 751
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

[※]各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和3年度 収支計画

(一般勘定)

区分	大学等評価			国立大学	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金額	
<u> </u>	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等	施設支援	子世技士	貝体証理伤	测 宜切入	本人 共通	並領	
費用の部	591	41	217	137	296	674	384	336	2, 676	
経常費用	591	41	217	137	296	674	384	336	2, 676	
業務等経費	12	41	200	136	163	589	380	0	1, 520	
大学等評価経費	577	0	0	0	0	0	0	0	577	
学位授与審査経費	0	0	0	0	128	0	0	0	128	
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	320	320	
減価償却費	2	0	17	1	5	86	3	16	131	
収益の部	588		217	137	295	674		336	2, 673	
運営費交付金収益	0	38	184	124	146	544	351	284	1, 671	
大学等認証評価手数料	577	0	0	0	0	0	0	0	577	
学位授与審査手数料	0	0	0	0	128	0	0	0	128	
賞与引当金見返に係る収益	0	2	10	8	12	31	20	14	97	
退職給付引当金見返に係る収益	12	1	6	4	5	14	9	15	66	
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資産見返運営費交付金戻入	0	0	17	1	5	86	3	16	127	
資産見返寄附金戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
雑収入	0	0	0	0	0	0	0	7	7	
純損失	2	0	0	0	1	0	0	0	3	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	2	0	0	0	1	0	0	0	3	
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

[※]各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和3年度 収支計画

区分	国立大学施設支援	金額
費用の部	7,086	7,086
経常費用	7,086	7,086
施設費交付事業費	4,000	4,000
支払利息	3,027	3,027
処分用資産売却原価	26	26
その他の業務経費	19	19
財務費用	14	14
収益の部	3,334	3,334
処分用資産賃貸収入	63	63
処分用資産売却収入	100	100
施設費交付金収益	68	68
受取利息	3,103	3,103
純損失	3,751	3,751
大学改革支援·学位授与機構法第18条積立金取崩額	3,751	3,751
総利益	0	0

[※]各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和3年度 資金計画

(総括表)

区分	大学等評価			国立大学	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金額	
E 71	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等	施設支援	于世球子	貝体証廷防	孙且 切九	从八六 匝	立	
資金支出	577	38	187	143, 125	339	648	353	297	145, 564	
業務活動による支出	577	38	184	65, 692	274	544	351	292	67, 950	
投資活動による支出	0	0	4	32	66	104	2	5	213	
財務活動による支出	0	0	0	66, 237	0	0	0	0	66, 237	
翌年度へ繰越	0	0	0	11, 164	0	0	0	0	11, 164	
資金収入	577	38	187	143, 125	339	648	353	297	145, 564	
業務活動による収入	577	38	187	69, 569	339	648	353	297	72, 009	
運営費交付金による収入	0	38	187	156	212	648	353	290	1, 884	
承継債務負担金債権の回収による収入	0	0	0	20, 084	0	0	0	0	20, 084	
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	0	0	0	791	0	0	0	0	791	
施設費貸付金の回収による収入	0	0	0	46, 013	0	0	0	0	46, 013	
施設費貸付金に係る利息の受取額	0	0	0	2, 293	0	0	0	0	2, 293	
処分用資産の売却による収入	0	0	0	100	0	0	0	0	100	
処分用資産の貸付による収入	0	0	0	63	0	0	0	0	63	
施設費交付金の納付による収入	0	0	0	68	0	0	0	0	68	
その他の収入	577	0	0	0	128	0	0	7	712	
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	59, 086	0	0	0	0	59, 086	
前年度より繰越	0	0	0	14, 470	0	0	0	0	14, 470	

[※]各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和3年度 資金計画

(一般勘定)

区分	大学等評価			国立大学	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金	額
E 77	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等	施設支援	子世坟子	貝体証廷拐	测且 则 九	本人 共通	317	蝕
資金支出	577	38	187	156	339	648	353	297		2, 595
業務活動による支出	577	38	184	124	274	544	351	292		2, 383
投資活動による支出	0	0	4	32	66	104	2	5		213
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0		0
翌年度へ繰越	0	0	0	0	0	0	0	0		0
資金収入	577	38	187	156	339	648	353	297		2, 595
業務活動による収入	577	38	187	156	339	648	353	297		2, 595
運営費交付金による収入	0	38	187	156	212	648	353	290		1, 884
その他の収入	577	0	0	0	128	0	0	7		712
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0		0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0		0
前年度より繰越	0	0	0	0	0	0	0	0		0

[※]各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和3年度 資金計画

区分	国立大学施設支援	金額
資金支出	142,969	142,969
業務活動による支出	65,568	65,568
投資活動による支出	0	0
財務活動による支出	66,237	66,237
翌年度へ繰越	11,164	11,164
資金収入	142,969	142,969
業務活動による収入	69,413	69,413
承継債務負担金債権の回収による収入	20,084	20,084
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	791	791
施設費貸付金の回収による収入	46,013	46,013
施設費貸付金に係る利息の受取額	2,293	2,293
処分用資産の売却による収入	100	100
処分用資産の貸付による収入	63	63
施設費交付金の納付による収入	68	68
投資活動による収入	0	0
財務活動による収入	59,086	59,086
前年度より繰越	14,470	14470

[※]各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。